

資料

第1 都城市のたすけあいの歴史

明治 29 年(1896) 日本赤十字宮崎県支部

明治 10 年の西南戦争の惨状から、戦争による負傷者を救護することを目的とした博愛社が創設され、明治 20 年に日本赤十字社と改称され、万国赤十字社同盟に加入した。明治 29 年に制定された支部規則によって宮崎県支部が設置されたことが県内の赤十字活動のはじまりとなった。(都城支部の活動開始時期は不明)

明治 42 年(1909) 私立日州感化院

不良行為や不良化の恐れのある満 18 歳以下の少年の保護・教育を行う学校として私立日州感化院が攝護寺住職・佐々木芳照が中心となって開校された。大正 4 年に感化院施行細則が施行されたことにより宮崎県へ移管され、名称も宮崎県立慎修学校となった。(現県立みやざき学園)

大正 5 年(1916) 人事相談所と保護会

枝本清輝が日本組合派都城キリスト協会(のちの桜馬場教会)に赴任してから教会内に人事相談所を設け失業者の保護を行い、同時に法律や身の上相談に応じた。

また、攝護寺では寺内に出獄人の保護会を設けて職業指導と精神指導に努め、社会復帰をはかるうえにおいて必要な支援を行った。

大正 9 年(1920) 願蔵寺善隣館

願蔵寺住職・加藤清徹により隣保事業として善隣館が創設。工業部の創設にはじまり、昭和 2 年(1927)助葬部、同 5 年には託児部(ポッポ園)と失業者浮浪人保護部及び人事相談部を開き、その後も食料配給部・委託救護所・寄宿部と設置された。

大正 14 年(1925) 育英基金

市内に在住する「中等学校もしくはこれに準ずる学校」の生徒で学費を補給する制度として育英基金が創設された。

大正 15 年(1926) 都城市慈恵救済基金

都城市は窮民救済のために寄付金と一般会計の繰入金で都城市慈恵救済基金を設置し窮民救済規定を設ける。(都城市として窮民救済に歩みだした第一歩)

昭和 2 年(1927) 都城市聾話学院

富田保助により、ろうあ児が自活するための教育機関として都城市聾話学院を設立。昭和 10 年に宮崎県へ移管し、名称が宮崎県ろう学校となり、昭和 30 年宮崎県立都城ろう学校と改称される。

昭和 3 年(1928) アソカ保育園

攝護寺北原説教所内に中原蓮正が日稼家庭の幼児を保護し援助を行ったアソカ保育園が開設された。これは県下初の保育施設であり、児童福祉法の制定施行に伴い、昭和 23 年に児童福祉施設として認可された。

昭和 3 年(1928) 方面委員制度の創設

県方面委員制度が創設される。方面委員とは、現在の民生委員児童委員の前身であり、隣保相助けの精神のもと都城市においても県の規定に基づき、都城市内を 11 方面区に分け、各方面区に 1 名の方面委員を配置し知事から委嘱された。

昭和 6 年には各方面区に 1 名ずつの婦人方面委員が配置された。なお同年に、救護法が実施されたことによって方面委員は救護委員としても任命され、国家機関としても認められるようになり、昭和 11 年には 15 名に増員された。

昭和 5 年(1930) 都城市社会事業協会

方面委員・市会議員・官公署幹部をはじめ、各種団体の幹部や市民の中堅者などをもって社会福祉事業の振興発展をはかるために都城市社会事業協会が創設された。

この会は、会員の会費・補助金・寄付金などを基に、直接窮民救助・生業資金貸付・医療救助を行った。同年 6 月には軽費診療所が設置され、事務所を市役所に置いて窮民のために無料診療券を発行した。

昭和 5 年(1930) 農繁期託児所

6 月上旬から 7 月上旬の 15 日間を期間とした農繁期託児所が農家の児童・乳幼児を対象に上長飯と下長飯に設置された。昭和 9 年には一万城と宮丸も設けられ計 4 ヶ所整備された。

(昭和 12 年度には沖水・五十市両村の合併によって地域が拡大されたため計 16 ヶ所設置された。)

昭和 5 年(1930) 公益質屋

市民の福祉増進の一環で、生活資金・生業資金を貸付ける庶民金融機関としての公益質屋が発足。

昭和 7 年(1932) 都城市窮民救済規定の改定

対象者を老幼・不具・病気その他の原因で生業を営むことのできない者で、救護法・軍事救護法その他の方法でも救済を受けられない者を救済することを定めた。

昭和 10 年(1935) 攝護寺昭和寮

ひとり暮らしの高齢者や孤児・貧困家庭の子供・虐待を受ける児童・不良児童などを保護し、教育を行うことを目的とする施設として攝護寺昭和寮が開設された。

昭和 12 年(1937) 大王授産施設

北諸県郡都城市家畜組合事務所および家畜市場跡を事業所として授産所が開設された。昭和 17 年に企業整備により閉鎖となったが、翌年昭和 18 年には都城市銃奉公会在借受け遺家族授産場としてミシン技術を教えていた。終戦後の昭和 21 年には銃奉公会在を改組して都城市厚生援護会とし、授産場も厚生学園と改称され作業所を併設し竹細工の指導をはじめた。

昭和 27 年には福祉部が都城市社会福祉協議会と合併したため厚生学園は翌 28 年から大王授産施設と改称した。

昭和 17 年(1942) 都城市盲人会

都城市盲人会が組織され、視覚障害者の福祉増進と相互扶助を行うことと、病院療養所等の傷病兵士の奉仕慰問を行った。

のちの昭和 32 年に、内容の充実をはかり名称を都城地区盲人福祉会と改め、昭和 41 年には都城地区視力障害者福祉会と改称された。

昭和 22 年(1947) 民生館

南鷹尾にある旧兵舎の一部を用いて民生館が設置された。母子寮・養老院・保育所の3つの部門があり、併設されて授産場も設置された。

昭和 22 年(1947) 都城市引揚者共同宿泊所

終戦後、引揚者の住む住宅がなく、巷にあふれる状態であったため鷹尾町の旧練兵場跡地に引揚者共同宿泊所を設けた。(市営住宅の整備や住宅事情が次第に緩和された昭和 37 年に解体となった)

昭和 23 年(1948) 民生委員

昭和 23 年 1 月制定の児童福祉法により市児童委員 70 名へ厚生大臣より民生委員が委嘱される。

主な仕事としては、担当区域内の児童及び妊産婦の実情の把握・問題を抱える児童の発見と報告・里親など保護受託者の調査・問題を抱える児童の家庭調査とその家庭や集団の指導など広い範囲にわたるものであった。

昭和 24 年(1949) 都城児童相談所

児童福祉サービスの中心機関である児童相談所が、都城・小林・日南・串間の 4 市と北諸県・西諸県・南那珂 3 郡が開所時の担当区域として開設された。

昭和 24 年(1949) 都城ろうあ者福祉会

言語・聴覚障害者の福祉の向上のため、都城市北諸県郡内の言語・聴覚障害者によって組織された。

昭和 25 年(1950) 共同募金

戦後の混乱期の生活を国民相互の助け合いを通じて救済することを目的とした募金活動である共同募金運動が都城市ではじまった。

昭和 26 年(1951) 福祉事務所

生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法が制定され、都城市においても三法を実施するために福祉事務所が設置された。

昭和 27 年(1952) 都城市社会福祉協議会

社会福祉法人都城市社会福祉協議会が発足。

翌年から大王授産施設を経営すると共に、戦死者遺族協会・旧軍人留守家族連盟会・司法保護会・未亡人白梅会・身体障害者連盟会・一般婦人連絡協議会・青年連絡協議会などと協力して共同募金などに積極的な活動をはじめた。

昭和 27 年(1952) 傷痍軍人会

旧軍人の戦傷病者の福祉の増進を図るため傷痍軍人会が組織される。

昭和 28 年(1953) 農繁期託児所(季節保育所)の増設

従来から設置されてあった 4 ケ所の農繁期託児所に続き、北早水・南早水・川東・神ノ山・上金田・下金田・太郎坊・高木・今町・都原・志比田の計 11 ケ所が農繁期託児所として新たに開設され、翌年までに計 29 ケ所、昭和 33 年度には計 42 ケ所と農繁期保育対策として開設された。

昭和 28 年(1953) 都城市未亡人会(都城市母子福祉連絡協議会)

戦争未亡人(母子)世帯の婦人で組織された団体による活動は行われていたが、散発的な活動であった。都城市として対象者となる世帯の生活支援と指導を行うことを目的に組織作りをすすめ、都城市母子福祉連絡協議会が組織された。

昭和 29 年(1954) あやめ原保育所

都城市社会福祉協議会により、あやめ原保育所が開設される。(後の昭和 34 年 4 月に市へ移管) 同年、郡元保育所も開設。

昭和 29 年(1954) 県立高千穂学園

児童福祉法に基づいて、知的障害児の施設で児童を入所・保護するとともに、必要な教育を行う児童福祉施設として県立高千穂学園が開設された。

昭和 30 年(1955) 更生資金貸付制度

低所得の状態である世帯に対し、生業資金及び療養資金を貸付け、自立に向けた支援を行うことを目的とした更生資金の低金利融資制度が開始される。

昭和 30 年(1955) 神柱公園貸ボート事業

青少年の非行防止と健全育成対策として、憩いの場を提供することを目的として神柱池において貸ボート事業が開始され、都城市社会福祉協議会がその運営管理を行う。

昭和 32 年(1957) 歳末たすけあい募金

新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう住民の参加や理解を得て福祉活動を展開することとした歳末たすけあい募金運動が都城市ではじまる。

昭和 32 年(1957) 引揚者の援護

昭和 32 年引揚者給付金等支給法が公布され、都城市においても終戦により生活の本拠であった外地からの引揚者、またはその遺族に給付金を支給するための事務を行った。

昭和 32 年(1957) 有隣園

社会福祉法人石井記念友愛社によって五十町狐塚に家庭的環境に恵まれない児童を保護・育成するために有隣園が開設された。

昭和 32 年(1957) 婦人相談員

要保護・支援が必要な女性の相談に応じ、必要な助言・指導を行う婦人相談員が福祉事務所へ配置される。

昭和 32 年(1957) 公立保育所の整備

天神保育所が開所され、翌 33 年には志和池保育所、34 年には姫城保育所が開所。市内の児童福祉施設が徐々に整備された。

昭和 33 年(1958) 都城市肢体不自由児父母の会

肢体不自由児の福祉の向上を図るために、その保護者によって組織され、療育相談や肢体不自由児問題の啓発等を行った。

昭和 34 年(1959) 社会福祉協議会解散

社会福祉法人都城市社会福祉協議会が解散し任意団体となる。同年運営していた大王授産所も廃止となる。

昭和 35 年(1960) 心配ごと相談所

市民の経済問題・社会的問題など、心配ごとに関して解決をはかるために助言を行い、市民生活の向上と安定に努めるため心配ごと相談所が都城市社会福祉協議会において開設される。

昭和 35 年(1960) 都城市手をつなぐ親の会

知的障害児の福祉の向上をはかるため父兄により組織された。教育施設の整備や教育のあり方の研究など意欲的な活動を展開した。

昭和 35 年(1960) たすけあい資金貸付事業

低所得階層に無利子で生活つなぎ資金として貸付け、自立更生を図ることを目的とした、たすけあい資金貸付事業が開始される。

昭和 37 年(1962) 地区青少年育成協議会

青少年非行等の問題が増加するに伴い、地域において健全育成を目指すため、志和池地区に青年協議会が発足した。昭和 43 年までに各中学校区（計 12 ヶ所）に地区青年協議会が組織されることとなった。

昭和 38 年(1963) 都城市老人クラブ

65 歳以上の高齢者による自主的な組織で、教養講座やレクリエーションなど社会活動に参加できることを目的とした老人クラブが発足する。

昭和 38 年(1963) きりしま学園

児童福祉法に基づく知的障害児施設で、知的障害児の義務教育及び職業能力を育成するため、宮崎県社会福祉事業団により、きりしま学園が開校。

昭和 39 年(1964) 老人家庭奉仕事業

身体上・精神上の障害により、日常生活に支障のある高齢者の家庭において日常生活の支援を行うことを目的とした家庭奉仕事業が 1 月に開始される。同年 4 月には都城市社会福祉協議会へ委託し事業の推進・展開をはかる。

昭和 39 年(1964) 都城市肢体障害者福祉協会

身体障害者を援助し、生活の安定に必要な福祉の向上をはかるために、昭和 39 年都城市肢体障害者福祉協会が発足した。

昭和 39 年(1964) 善意銀行

「善意の橋わたし」の活動をはじめ、金銭・物品・技術・労力の 4 つの口座を設け、預託金品を用いて社会福祉活動に貢献するために善意銀行が設立される。

昭和 40 年(1965) 家庭児童相談室

社会変動に伴う家庭生活の変化が児童療育にも大きく影響してきたため、専門的な相談指導の実施をはかることを目的に福祉事務所に家庭児童相談室が設置される。

昭和 40 年(1965) 児童館

児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設である児童館が安久町に開設され、昭和 53 年までに計 8 ヶ所整備される。

昭和 42 年(1967) 中郷村社協合併

都城市と中郷村の合併により都城市社会福祉協議会と中郷村社会福祉協議会が合併する。

昭和 42 年(1967) 都城市言語障害児育成会

障害児を持つ親である木村時義氏が同じ悩みを抱える方々と協力し、都城市内に言語治療教室を開設することを目標に都城市言語障害者育成会を組織した。

昭和 42 年(1967) 身体障害者家庭奉仕事業

身体の障害により、日常生活を営むことが困難な方を対象に、日常生活の支援（家事・身体介護）を行い生活の自立をはかることを目的とした身体障害者家庭奉仕事業が開始された。

昭和 42 年(1967) 都城市ろうあ者福祉協会

都城市内の聴覚障害者・言語障害者は、市郡を合一した支部を結成し宮崎県ろうあ者協会に属していたが、昭和 42 年に独立した都城支部を組織した。

昭和 42 年(1967) 都城市身体障害者(児)福祉団体連絡協議会

都城市内には障害者団体がそれぞれ活動を展開していたが、互いの交流や活動に伴う連絡調整を行うために、都城市身体障害者(児)福祉団体連絡協議会を昭和 42 年に発足した。

昭和 44 年(1969) 総合福祉会館

青少年から高齢者までが安心して生活でき、働くことができる郷土づくりを目指すことが課題となってきた時代となり、市民の福祉の増進及び地域文化向上の拠点として、生活・健康等の各種相談、教養、レクリエーション及び研修・各種集会・機能回復訓練などが行える総合福祉会館が開設された。

昭和 45 年(1970) 母子世帯生活つなぎ資金貸付制度

母子世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進をはかるため、母子世帯に臨時的な緊急軽費の貸付を行う母子世帯生活つなぎ資金貸付制度を開始された。

昭和 49 年(1974) 老人福祉電話設置事業

ひとり暮らしの高齢者を対象に、福祉電話を設置することによって、安否確認及び社会的孤立感を解消することを目的に老人福祉電話設置事業が開始された。

昭和 49 年(1974) 身体障害者福祉電話設置事業

外出困難な重度の身体障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保すると同時に、福祉の向上をはかることを目的とした身体障害者福祉電話設置事業が開始された。

昭和 49 年(1974) 特別養護老人ホーム

人口の流出及び核家族化が進むなかで、都城市においても、ひとり暮らしの高齢者・ねたきり高齢者が年々増加してきた。介護を必要とする情勢に対応していくために、養護老人ホームの他に特別養護老人ホーム白寿園が開園される。

昭和 50 年(1975) 重度心身障害者医療費助成事業

重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進をはかるため、保険診療分の自己負担額について、都城市が単独で助成を行う重度心身障害者医療費助成事業が開始された。

昭和 50 年(1975) 世帯更生資金利子補給事業

低所得の状態である世帯が、世帯更生資金を借受け、納付期限内に償還した場合に、その利子を補給する制度として開始された。

昭和 52 年(1977) 社会福祉協議会会員会費

社会福祉を推進するにあたり、都城市社会福祉協議会の活動に賛同していただける会員の募集を始める。

昭和 53 年(1978) 都城市社会福祉協議会

社会福祉事業法（現社会福祉法）に基づき、社会福祉を目的とする事業に関する調査・総合企画・連絡調整並びに社会福祉に関する普及宣伝活動を行うことを目的とする法人として、都城市社会福祉協議会が社会福祉法人認可を受ける。

昭和 53 年(1978) 児童センター

児童館の機能と、遊びを通して運動に親しむ習慣の形成、技能の習得、体力の増進をはかることを目的とした児童センターが神柱公園内に開設される。

昭和 53 年(1978) 母子家庭医療費助成制度

母子家庭の医療費の一部を助成することにより、母子家庭の健康増進と福祉の向上をはかる目的として市単独事業で母子家庭医療費助成制度を実施される。

昭和 53 年(1978) ねたきり老人短期保護事業

ねたきり高齢者を介護している家族が疾病などの理由により在宅での介護を行うことが困難となった場合、高齢者を一時的（7日間を限度）に特別養護老人ホームにおいて短期入所を行い、高齢者及びその家族の福祉の向上をはかることを目的とした、ねたきり老人短期保護事業（現短期入所生活介護）が特別養護老人ホーム中郷園で開始される。

昭和 54 年(1979) 身体障害者福祉バス運営管理事業

身体障害者の社会参加を促進するために、各種講習会・更生相談事業・スポーツ大会・レクリエーション大会などに参加するため身体障害者福祉バス運営管理事業が開始し、その運営管理を都城市社会福祉協議会へ委託される。

昭和 54 年(1979) 福祉活動専門員

地域住民がその地域問題の解決に向けて、主体的な意志と参加により行動することを支援し展開をはかるワーカーとして都城市社会福祉協議会へ福祉活動専門員が配置される。

昭和 54 年(1979) 友愛訪問事業

ひとりぐらしの高齢者の孤立感の解消ならびに、安否確認を行うことを目的とした友愛訪問事業がヤクルト配達員の協力を得て開始される。

昭和 56 年(1981) 都城市高齢者住宅整備資金貸付事業

介護が必要な高齢者世帯に対し、専用居室や浴室などの改造をおこなうための資金を貸付ける事業として都城市高齢者住宅整備資金貸付事業が始まる。（平成5年に事業終了）

昭和 57 年(1982) デイサービス事業

在宅で生活する虚弱高齢者等を対象に、通所により入浴サービス、食事サービス、日常動作訓練及び送迎サービスを行い、高齢者の自主生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上をはかるとともに、その家族の身体的・精神的な介護軽減をはかることを目的に特別養護老人ホーム豊望園に併設されたデイサービスセンターで開始される。

昭和 57 年(1982) 心身障害児通園事業

心身に障害のある幼児の早期発見、早期療育のため、通園による療育・訓練保育事業が、ひかり園で開始される。

昭和 57 年(1982) 地区福祉推進委員会

住民が主体となり、相互に協力し、自分たちの住む地域福祉の増進をはかることによって、より良いまちづくりに向けた取組みを展開する地区福祉推進委員会が各地区に設置された。

昭和 58 年(1983) 地域ボランティア発掘指導育成事業

都城市全域にボランティア活動を推進していくため、活動の中心的人材を発掘・育成することを目的とした地域ボランティア発掘指導育成事業が展開された。

昭和 59 年(1984) 総合社会福祉センター落成

社会福祉が地域福祉、在宅福祉サービスへと移り変わり、ボランティアの育成や地域組織化を取組むなかで、活動の拠点を望む声が高まり、市民の声にこたえ、生活・健康等の各種相談・教育・レクリエーション及び研修・集会・機能回復訓練等に活用できる場として提供するほか、ボランティア活動をはじめ総合的な社会福祉の拠点として総合社会福祉センターが開設された。

昭和 60 年(1985) 社会奉仕活動センター

地域住民の社会奉仕に関する理解と関心を深めるとともに、組織的な社会奉仕活動育成援助などを行い、社会福祉の増進に資することを目的に社会奉仕活動センターが開設される。

昭和 61 年(1986) 第 1 回都城市福祉まつり開催

総合社会福祉センターの開設に伴い、福祉に関する情報を提供するとともに、福祉団体と市民との交流をはかることを目的とした第 1 回都城市福祉まつりが開催された。

昭和 62 年(1987) 点字図書館開館

視覚障害者情報提供施設として、点字刊行物、聴覚障害者用の録音物その他各種情報が記録されたものを無料又は低額な料金を視覚障害者へ提供する施設として点字図書館が開館。

平成元年(1989) ウエルネス都城

「豊かな自然と人間性、そして先進的都市機能に育まれた活力ある都市づくり」を目指して「人が元気」「まちが元気」「自然が元気」のスローガンのもと『ウエルネス都城』を都市像として掲げ、市民主導によるまちづくりを展開することになる。

平成 2 年(1990) 在宅介護支援センター

在宅で生活される高齢者またはその家族を対象に、介護に関する総合的な相談を受け、ニーズにあった保健・福祉サービスが総合的に受けられるように市町村及び関係機関などとの連絡調整を行う機関として在宅介護支援センターが設置される。

平成 4 年(1992) 志和池福祉センター

在宅で生活される身体障害者の社会参加を促進し、また、家族等の介護負担の軽減をはかることを目的に、日常生活において必要な介護（食事・入浴・移送サービス）や訓練を受けることができる在宅障害者デイサービス事業が志和池福祉センターで開始され、あわせて、地域の高齢者との交流をはかることにより地域福祉を充実する拠点施設として都城市社会福祉協議会へ委託し運営が開始される。

平成 5 年(1993) ねたきり老人等在宅歯科診療事業

ねたきり高齢者等で治療が必要であるにもかかわらず、通院が困難な方を対象に歯科医師が訪問し歯科治療を行う在宅歯科診療事業が開始される。

平成 5 年(1993) ふれあいのまちづくり事業

ひとりぐらしの高齢者や障害者など要援護者への生活支援を住民参加で総合的に取組んでいく新しい国庫補助事業「ふれあいのまちづくり事業」を厚生省より都城市社会福祉協議会が指定を受けた。①総合相談事業及びサービスコーディネート、②食事サービスや移送サービスなど住民参加による日常の生活支援活動、③小地域福祉ネットワークによる見守り活動、④ふれあいいいききサロン活動、⑤住民参加型在宅福祉サービス団体の活動支援など、幅広くこれからの新しい社協活動のあり方を目指して取組んだ。

平成 5 年(1993) ウエルネスハートセンター

ふれあいのまちづくり事業の一環で、住民のあらゆる生活・福祉問題を受けとめ、問題解決につながる総合相談機関としてウエルネスハートセンターが開設される。（従来の心配ごと相談を発展改組）

平成 5 年(1993) 都城市社会福祉施設等連絡会

都城市内の社会福祉施設や県立養護・ろう学校、医療機関、行政機関などが相互に連携をはかり、それぞれの地域において福祉活動をいっそう高めることを目的として都城市社会福祉施設等連絡会が結成される。

平成 6 年(1994) 高齢者住宅改造助成事業

要援護高齢者の世帯について、その住宅を当該高齢者の生活に適するように改造するために要する費用を助成することにより、自立生活の維持・促進及び介護者の負担軽減をはかるため高齢者住宅整備資金貸付事業にかわって高齢者住宅改造助成事業が開始される。

平成 7 年(1995) 地域リーダー養成塾開講

所属する施設分野に限らず、児童福祉から高齢者・障害者まで福祉全般にわたる総合的な知識を備え、地域や各施設の中心となり、福祉の諸問題のコーディネート力や諸事業の企画力を有する人材を育成することを目的に地域リーダー養成塾が開講された。

平成 8 年(1996) 都城市ボランティアセンター

都城市社会福祉協議会単独のセンターとして、ボランティアに関する相談、活動希望者の登録、需給調整などを行い、また、安心して活動を展開していくためのボランティア活動保険加入など、ボランティアに関する総合的な窓口として開設される。

平成 9 年(1997) 社会福祉普及推進校連絡会結成

社会福祉普及推進校は、昭和 52 年度より小中学校および高等学校の児童・生徒に社会福祉への理解と関心を高め、おもいやりとやさしさを養い、社会奉仕の実践力を身につけることを目的として実施され県社協が学校を指定するものである。指定期間は3ヵ年であるが、県社協指定終了後、市社協が共同募金の配分金を受けて引続き指定し、31 の学校をもって社会福祉普及推進校連絡会が設立された。

平成 10 年(1998) 24 時間ホームヘルプサービス開始

高齢社会の到来により、介護ニーズも複雑化し、家族の介護負担も重くなってきた。そのような社会情勢のなか、一人ひとりのニーズに即した社会福祉サービス事業のあり方が期待されるようになり、都城市社会福祉協議会において 24 時間対応可能としたホームヘルプサービスが開始される。

平成 10 年(1998) 第 1 期地区社協モデル指定(祝吉・西岳)

「身近な福祉を住民の手で」を理念とした福祉コミュニティづくりとして祝吉地区と西岳地区において「地区社協モデル事業」を開始した。

平成 10 年(1998) 障害者生活支援センター事業

在宅で生活する障害者やその家族の地域における生活を支援するために、相談、各種サービスに関する情報提供、介護に関する助言、福祉サービス利用援助などを支援するセンターとして都城市障害者生活支援センターが都城市社会福祉協議会に開設される。

平成 11 年(1999) 地域福祉権利擁護事業

判断能力の十分でない人が、福祉サービスを選択し利用できるよう福祉サービス事業者との契約手続や利用料の支払い等の援助をすることで、地域で生活が続けられるよう、福祉サービスを適切に利用する権利を擁護することを目的に地域福祉権利擁護事業が開始される。

平成 11 年(1999) 重度身体障害者等移動支援事業開始

在宅で生活する重度身体障害者(児)及び概ね 65 歳以上の要援護高齢者の社会参加促進をはかるため、車椅子でも乗降可能な車両を用いて、重度身体障害者等移動支援事業が開始される。運転手にはボランティアを募集して住民参加型の福祉サービスとして実施された。

平成 12 年(2000) 介護保険スタート

高齢化による介護問題を社会問題としてとらえ、介護は社会全体で解決していかなければならない社会保障の柱組として介護保険制度がスタートする。

平成 12 年(2000) 基幹型在宅介護支援センター運営事業開始

都城市における高齢者のニーズに効率的・効果的に対応していくために、保健・医療・福祉・介護の各分野の調整・連携をはかり、総合的な地域ケア体制を確立することを目的とし、また、従来より設置されてあった地域型の在宅介護支援センターを統括する機関として基幹型在宅介護支援センターが社会福祉協議会へ設置される。

平成 12 年(2000) 地域福祉計画に関する調査研究モデル事業

ウエルネス運動と都城市社会福祉協議会の活動が高く評価され、全国社会福祉協議会の地域福祉計画策定モデル事業を社会福祉協議会が受託し都城市との連携により都城市の地域福祉推進の展開について取り組んだ。

平成 12 年(2000) 高齢者軽度生活援助事業

介護保険に該当しないが日常生活に援助を要する高齢者に対し、介護予防のため日常生活の援助を行う高齢者軽度生活援助事業が都城市より都城市社会福祉協議会へ委託され開始される。援助を行う生活援助員は、地域の住民より募集してその援助を展開している。

平成 12 年(2000) 生きがい活動支援通所事業

介護保険に該当しない高齢者に対し、要介護状態への進行を防止するため、生きがい活動支援通所事業が都城市内 9 ヶ所のデイサービスセンターで開始される。(現在 10 ヶ所のデイサービスセンターで実施)

平成 12 年(2000) 身体障害者介護等支援サービス試行的事業

障害者の在宅生活の向上をはかるために、公的・私的の在宅サービスや社会参加といった様々な需要を持っている在宅の障害者の生活を支援するため、その人にとって適切なサービスを調整する介護等支援サービスの試行的事業を都城市社会福祉協議会が都城市より受託し平成 12 年 10 月より平成 13 年 3 月まで実施した。

平成 13 年(2001) 第 2 期地区社協モデル事業(五十市・中郷)

第 2 期地区社協モデル事業として五十市地区・中郷地区を指定した。

平成 15 年(2003) 都城市地域福祉計画

一人ひとりが住み慣れた地域において、地域福祉の推進をはかるために、住民自らが参加し地域社会の構築に向けた計画である地域福祉計画が策定された。地域に根ざした計画を策定するため、本計画と 11 地区ごとの地区計画が住民参画により策定された。

平成 15 年(2003) 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携に関する研究モデル事業

平成 11 年に開始された地域福祉権利擁護事業は、判断能力が低下しているものの、契約締結能力がある方を対象に福祉サービス利用支援を展開してきたが、判断能力の低下に伴い契約締結能力が逸脱した契約者や年金が搾取されている問題、訪問販売などが断れず繰り返し被害にあっている痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者などの権利を擁護するシステムとする成年後見制度の利用に関する研究モデル事業について全社協より指定を受ける。

平成 16 年(2004) 20 周年記念事業の実施

20 周年記念事業実行委員会と社協主催による「20 周年記念事業」を 3 月 12 日(土)、13 日(日)に、都城市総合社会福祉センター、総合福祉会館、市民会館、ホテル中山荘において開催した。

総合社会福祉センター、福祉まつり、社協会員制度の 20 年を、各事業を支えてくださった方々とともに祝い感謝する機会として開催することとなり、その企画も一般から公募し組織した企画委員会(14 名、8 回開催)によって立案された。また、県の事業である「みやざき子育て応援キャラバン隊」の共催(13 日、総合福祉会館 2 階)もあって、大勢の来場者を迎えることができた。

平成 16 年(2004) 「第 10 回地域福祉実践研究セミナー」の実施

特定非営利活動法人日本地域福祉研究所主催による「地域福祉実践研究セミナー」を 9 月 2 日(木)から 4 日(土)にかけて「ウエルネス交流プラザ」を主会場に行った。このセミナーは、全国でも先進的な都市を舞台に開催され、その地域を実践例として研究討議するものとして毎年 1 回開催されており、都城市において記念すべき 10 回大会が開催された。

平成 16 年(2004) 成年後見普及推進会議の開催

平成 12 年度よりスタートした介護保険制度や平成 15 年度より実施されている障害者の支援費制度など、社会福祉サービスのあり方が措置から契約制度へと移り変わった。

しかし、認知症高齢者や知的障害、精神障害がある方々は、対等な立場で契約を交わすことができず、その他の日常生活においても不当な権利侵害等を受けている現状がある。このような問題を解決するためには、権利擁護の構築を図るシステム作りが不可欠であり、5 回の会議を開催し、協議を進めた。

平成 17 年(2006) 法人合併への対応

平成 18 年 1 月の法人合併に向けて、1 市 4 町からの出向職員による合併協議会事務局を開設した。合併手続きを進めるため「都城北諸社会福祉協議会合併協議会」を設置し 6 回の会議を開催した。8 月 17 日に合併調印式を行い、9 月 1 日に宮崎県知事あてに合併認可申請書を提出し、9 月 29 日に合併の認可を受けた。

平成 17 年(2006) ニッセイ財団高齢社会先駆的事業助成

日本生命財団の行っている、高齢社会先駆的事業助成に都城市社会福祉協議会の「共遊・共育・共生の福祉のまちづくり」が決定した。平成 17 年 10 月から最長 3 年間、最大 1,000 万円の助成を受けることになり、「共遊・共育・共生の福祉のまちづくり」推進委員会を組織し、事業をスタートした。

平成 17 年(2006) 総合社会福祉センター改修工事の実施

総合社会福祉センターが開館 20 年を迎え、空調機器、エレベーターが老朽化したため改修工事を実施した。

平成 18 年(2007) 地域包括支援センターの実施

都城市においては、改正介護保険法に基づき平成 18 年 10 月 1 日より「地域包括支援センター」が市内 7 箇所に設置された。

平成 18 年(2007) 合併 1 周年記念大会の開催

平成 18 年 1 月 5 日の法人合併から 1 年が経過し、これを記念し「社会福祉協議会合併 1 周年記念大会」を平成 19 年 3 月 17 日、都城市総合文化ホールにおいて行った。

平成 19 年(2008) こども基金の創設

市民が安心して子供を生み育て、子どもが生き生きと育つ環境を整える子育て支援施策の充実を図るため、平成 19 年度に「都城市こども基金」を設置した。その後、毎年積立を行い平成 22 年度末に目標額である 3 億円に到達した。

平成 19 年(2008) 地区地域福祉計画 策定

地域福祉計画未策定の 3 地区（山之口・高城・高崎）での計画策定委員会が終了したことによって、15 地区地域福祉計画が揃った。併せて、4 地区（支所管内）において、計画推進の組織づくりに取り組んだ。

平成 20 年 2 月 15 日には『都城市地域福祉推進大会』を開催し、15 地区社協体制スタートの第 1 歩を踏み出すことができた。

平成 19 年(2008) 認知症地域支援体制構築等推進事業

認知症対策の総合支援事業としての「認知症地域支援体制構築等推進事業」、障がい者の就労支援を目的とする「地域福祉等推進特別支援事業（チャレンジサポート事業）」の各新規事業を平成 19 年 10 月 1 日から実施した。

平成 19 年(2008) 点字図書館 開館20周年

昭和 62 年 10 月 1 日に開館した都城市点字図書館が 20 周年を迎えた。

これを記念し、平成 19 年 10 月 28 日、ウェルネス交流プラザにおいて記念式典・講演会が行われた。また、公募による『20 周年記念歌』も発表された。

平成 20 年(2009) 地域福祉コーディネーターモデル事業

宮崎県地域福祉支援計画の策定に伴い、平成 19 年度から 22 年度までの 4 年間で 200 名の地域福祉コーディネーターの養成が位置付けられ、平成 19 年度は 53 名が養成研修を終了した。本事業は、宮崎県社会福祉協議会の受託事業として、地域福祉コーディネーターの活用とその有効性を検証するため事業を推進した。

平成 21 年(2010) 保育所の譲渡

平成 19 年度策定の児童福祉施設整備方針に基づき、公立保育所の民営化が進められ、平成 21 年 4 月より、谷頭保育所、大牟田保育所、縄瀬保育所、前田保育所、笛水保育所が都城市社会福祉協議会へ譲渡された。建物は無償譲渡、土地は無償貸付とした。

平成 21 年(2010) 地域福祉実践研究九州セミナーの開催

平成 21 年 9 月 5 日・6 日の両日、当社協・日本地域福祉学会・宮崎県社協の 3 者の主催により、都城市高城生涯学習センターをメイン会場に標題セミナーを開催した。当セミナーは、「自治公民館を活用した‘支え人’集団の構築」をテーマに、九州各県から社協、大学の研究者、行政担当者、地域福祉実践者等 209 名の参加を得て、都城市の実践事例等を基に地域福祉のコーディネーターの役割・機能等について検証・協議した。特にプログラムの「実地調査」では、西岳地区(吉之元町)・中郷地区(安久町)・小松原地区の 3 地区を取り上げ、地元関係者の協力も得ながら、より具体的かつ実践的な内容で、これからの地域福祉実践のあり方について活発な意見交換を行った。

平成 21 年(2010) 福祉共育・ボランティア学習実践研修会の開催

平成 21 年 10 月 20 日、市内の小・中・高校 66 校が加盟して新たな福祉教育推進組織として「都城市社会福祉普及推進校連絡会」が設立された。地域を基盤に考える福祉共育の展開として、学校と福祉施設、地域、社協の全ての機関が一体となった福祉共育のあり方について、実践報告・基調講演等の研修を実施した。

平成 21 年(2010) 都城市子育て応援隊体制整備推進事業報告会の開催

平成 22 年 2 月 17 日、子育てすることに「喜び」と「夢」をもてるような福祉コミュニティを形成する目的で、五十市・祝吉・中郷の 3 地区をモデル地区に指定し研究・調査を行い報告会を行った。

平成 21 年(2010) 「みやこんじょ福祉まつり 2010」の開催

平成 22 年 3 月 14 日、「共に手をつなごう」をテーマに開催した平成 22 年度のまつりの特徴は、「まちに飛び出す」、「福祉でまちづくりの視点を強化」で、会場を従来の都城市総合社会福祉センターから中央通り商店街等の中心市街地へと移し、地元関係者等と一体となった福祉まつりを展開した。子どもや高齢者、障がいのある方など多くの市民が中央通へと足を運び、「福祉」を日常的なものとして捉え、相互の交流を図ることができた。

平成 21 年(2010) 社会福祉法人都城市社会福祉協議会『経営基盤強化計画』の策定

平成 21 年度の 1 年間をかけて策定作業に取り組んだ。この経営基盤強化計画は、都城市社会福祉協議会としての使命をふまえ、地域福祉の推進という目標を達成するために競争に耐え得る強い組織を作り上げていくための指針となるものであり、今後、策定に取り組む都城市地域福祉活動計画の方向性を示したものである。

平成 22 年(2011) 障害者虐待防止法の施行

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害し、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務等を規定した法律が平成 23 年 6 月 17 日に参議院本会議にて成立、平成 24 年 10 月 1 日より施行された。これを受け、社協で「都城市障害者虐待防止センター」を市より受託した。

平成 22 年(2011) 都城市高崎福祉保健センターの開設

都城市高崎福祉保健センターは、保健センター機能と多目的ホール機能を併せ持つ施設であり、高崎地区を含む北部地域の健康づくり及び生涯学習活動や芸術文化活動の交流拠点として、平成 22 年 4 月 1 日に開設した。

平成 22 年(2011) 全国社会福祉協議会との人事交流

平成 23 年 3 月 31 日付けで、全国社会福祉協議会との平成 21 年度からスタートした 2 年間に及ぶ人事交流を終了しました。今後の都城市社会福祉協議会の更なる発展強化のために、この人事交流で得られた財産は大きいものであり、今回、構築した全国社会福祉協議会とのネットワークも最大限に活用していきます。

平成 22 年(2011) 新燃岳噴火に伴う都城市災害ボランティアセンターの設置

52 年ぶりの霧島山系新燃岳噴火で都城市全域にわたり降灰による家屋、農産物等が甚大な被害を受けました。都城市社会福祉協議会は平成 23 年 1 月 31 日付けで都城市災害救援ボランティアセンターを設置し、県内外からいくつもの激励の声をいただきながら、ボランティア派遣世帯総数 183 件(平成 23 年 3 月 31 日現在)、ボランティア活動者総数 1,374 名(平成 23 年 3 月 31 日現在)という心温まる災害救援ボランティア活動を展開しました。

平成 22 年(2011) 「がんばろう都城！広がれ！みやこんじょボランティアの輪」の開催

新燃岳噴火の影響で、毎年開催してきた「都城市福祉まつり」は中止になりましたが、新燃岳噴火災害救援ボランティア活動を通して得られた大きな財産をさらに明日へそして将来へつなげていくことを目的に「がんばろう都城！広がれ！みやこんじょボランティアの輪」を開催しました。平成 23 年 3 月 13 日当日集まったボランティアは、約 250 名にのぼり、市内数箇所の火山灰除去作業を行うと同時に、毎年 3 月第 2 日曜日は「みやこんじょボランティアの日」とする「みやこんじょボランティア宣言」を行い、今後も都城市全域におけるボランティア活動をさらに広めていくこととしました。

平成 22 年(2011) 都城市ファミリー・サポート・センター開設

平成 21 年度からの子育て支援体制整備推進事業(地区社会福祉協議会を中心に地域の実情に応じた子育て支援体制の構築・充実を目指す研究調査事業)を実施したことが、「気軽に子どもを預けられる場づくりとしてのファミリー・サポート・センター事業」の取り組みに繋がりました。その成果として、平成 23 年 4 月 1 日に「都城市ファミリー・サポート・センター」が開設され、子育て支援の取り組みとして地域住民の創造力・自発性の醸成が図られました。

平成 22 年(2011) 各地区社会福祉協議会における子育てサロン事業の充実

子育て支援体制整備推進事業の推進に伴い、地区社会福祉協議会における子育て支援の取り組みとして子育てサロン事業の立ち上げが活発化しました。昨年度は、中郷地区社会福祉協議会の子育てサロン「子育てサロンなかんGO!」、妻ヶ丘地区社会福祉協議会の子育てサロン「妻ヶ丘地区子育てサロンにじ」が開設し、現在までに 8 地区社会福祉協議会が子育てサロン事業に取り組んでいます。

平成 22 年(2011) 生活・介護支援サポーター（すまいるサポーター）養成事業の実施

地域住民の様々な個別課題や地域課題に対応できる「生活・介護支援サポーター」が延べ 14 講座を終え、172 名のサポーターが養成されました。今後は軽度生活援助活動や引越しボランティア、移送ボランティアなど様々なボランティア活動の新たな担い手として期待されます。

平成 22 年(2011) 視覚障がい者に関する情報環境の改善及び地デジ対応への支援

視覚障がい者のニーズである情報収集の即時性に関して、図書・資料等のデジタル化・オンライン化を推進すると共に、2011 年 7 月 24 日に迫った地上デジタル放送への完全移行に対応するため、視覚障がい者・関係者に助言・指導しました。

平成 23 年(2012) 障害総合支援法の施行

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。障害者自立支援法から総合支援法となった。

平成 23 年(2012) 都城市共同募金委員会へと組織改編

全国的な共同募金改革の流れを受け、23 年度組織改編に取り組み、「宮崎県共同募金会都城市支会」から「宮崎県共同募金会都城市共同募金委員会」へと改称し、諸規程の改正にも着手した。今後も募金方法の見直し、助成（活用）方法の見える化などの課題解決に取り組み、「地域住民にとって見える共同募金のしくみ」づくりを目指していく。

平成 23 年(2012) 「第 1 回みやこんじょボランティアフェスティバル 2012」開催

23 年 1 月の新燃岳降灰被害における様々なボランティア活動の広がりから、都城市では 3 月第 2 日曜日をボランティアの日とする「ボランティア宣言」を行った。その宣言を受け、23 年度は「人と人との絆、地域の絆を深め共につなごう！」をメインテーマに、「みやこんじょボランティアフェスティバル 2012」を南九州大学都城キャンパスで開催した。

平成 23 年(2012) 県内市町村社協では初めて法人として後見人を受任

これまで都城市社協では、身寄りのいない高齢者の支援の一環として 2 件の委任事務契約及び任意後見契約を交わして支援を行ってきたが、23 年度は都城市より成年後見制度利用申立（成年後見制度利用支援事業）が行われ、家庭裁判所による審判の結果、県内の社協としては初めて都城市社協が法人として後見人を受任することになった。

認知症高齢者等の判断能力の低下に伴う財産管理や身上監護の支援を必要とされる方々が増える中、今後、ますます都城市社協は、権利擁護を推進する中核的機関としての役割を担っていくことが必要である。

平成 24 年(2013) 子ども・子育て応援基金「みやこんじょ子どもスマイル助成金」

「子育て支援のために役立ててほしい…」という寄附者の思いを基金として設置し、助成事業として都城市における子ども・子育ての支援の向上に取り組むもので、24 年度は助成事業スタートの年であった。

初年度実績は、都城市内における子育てに関わる 10 団体に助成。この助成事業を通して、今後も地域のニーズに合った民間の社協らしい子育て支援事業を展開していきたい。

平成 24 年(2013) 「協働商談会 in みやこんじょ」開催

平成 25 年 2 月、NPO や市民活動団体、行政等が一堂に集まる集いの場として、県西地区で初めて「協働商談会」を開催した。都城市内をはじめ、三股町、えびの市、小林市、また鹿児島県からは霧島市、志布志市などから 60 団体 122 名の参加があり、協働に向けた情報交換と交流が積極的に行われた。

平成 24 年(2013) 視覚障がい者の社会参加支援と開館 25 周年記念行事の開催

インターネットによる情報提供(点字ファイル電子メール、音声データ配信等)を充実させ、情報環境の向上を図った。蔵書だけでなく、個人依頼の点訳・音訳依頼に対応し、視覚障がい者の社会参加を支援した。また、開館 25 周年を記念した式典・講演会を開催し、関係者等のモチベーション向上につなげた。

“来館する楽しみを!”をコンセプトに実施した「アート de 点図」(読み終わった点字用紙で製作するペーパークラフト)では、月ごとに新作を展示し、来館者に触れていただくことで、外出する機会への一助となり好評を得た。施設啓発の取組みとして、インターネット動画サイト上でイベント等を紹介する「みやこの点TV」シリーズを 4 回配信し、広く周知を図った。

平成 25 年(2014) 障害者ケアプラン事業(サービス等利用計画の作成)が本格始動

「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が、平成 25 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、「障害者ケアプラン」の依頼が急増。都城市障害者生活支援センターにおいても、計画相談支援事業所の中心的役割を担い、障害者ケアプラン事業が本格始動することになった。

平成 26 年(2015) 生活困窮者自立促進支援モデル事業の受託

生活困窮者自立支援法の施行(平成 27 年 4 月 1 日)前に、生活保護に至る前の段階において社会的・経済的自立を目指し、併せて地域のつながりを再構築するための地域づくりを展開していくモデル事業を平成 27 年 10 月受託した。

平成 26 年(2015) 社協・生活支援まちづくり強化モデル事業の受託

「社協・生活支援活動強化方針」の具現化を図るため、宮崎県社協と市町村社協が協働して、地域の多様な生活課題を受け止め、地域に即した創意工夫による相談支援によって解決につなげる取り組みを強化するモデル事業を高崎支所で受託した。

出典

『都城市史』(都城市) 1970(昭和 45)年 3 月 31 日

『都城北諸県社会福祉史』(瀬戸山計佐儀編著) 1969(昭和 46)年 9 月 15 日

『市政のあゆみ』第 1 集 昭和 29 年度～昭和 33 年度 (都城市) 1960(昭和 35)年 5 月

『市政のあゆみ』第 2 集 昭和 34 年度～昭和 38 年度 (都城市) 1965(昭和 40)年 5 月

『市政のあゆみ』第 3 集 昭和 39 年度～昭和 43 年度 (都城市) 1970(昭和 45)年 5 月

『市政のあゆみ』第 4 集 昭和 44 年度～昭和 53 年度 (都城市) 1980(昭和 55)年 3 月 31 日

『市政のあゆみ』第 5 集 昭和 54 年度～昭和 58 年度 (都城市) 1985(昭和 60)年 3 月

『市政のあゆみ』第 6 集 昭和 59 年度～昭和 63 年度 (都城市) 1990(平成 2)年 3 月

『市政のあゆみ』第 7 集 平成元年度～平成 5 年度 (都城市) 1995(平成 7)年 3 月

『市政のあゆみ』第 8 集 平成 6 年度～平成 10 年度 (都城市) 2000(平成 12)年 3 月

『市政のあゆみ』第 9 集 平成 11 年度～平成 17 年度 (都城市) 2005(平成 17)年 12 月

『市政のあゆみ』第 1 集 平成 18 年 1 月～平成 23 年 3 月 (都城市) 2012(平 24)年 3 月

第2 福祉基礎データ

※各年1月1日現在を基準とするが、3月末現在のデータも含む。また各年の1年前後のデータも含む。

区 分	平成28年	平成23年	平成18年	備考
人 口(国勢調査に基づく推計)	168,448	172,114	174,010	
0から14歳人口(年少人口)	23,625	24,320	25,087	
内訳 男性	12,049	12,538	12,924	
女性	11,576	11,782	12,163	
少子化率	14.0	14.1	14.4	
15歳から64歳人口(生産年齢人口)	96,357	103,766	105,970	
内訳 男性	47,205	51,040	52,083	
女性	49,152	52,726	53,887	
65歳以上人口(老年人口)	48,466	44,028	42,953	
内訳 男性	20,085	17,645	17,059	
女性	28,381	26,383	25,894	
高齢化率	28.8	25.6	24.7	
世帯数	78,159	75,926	73,254	
世帯当り人員数	2.2	2.3	2.4	
人口移動				
(1)出生	1,506	1,622	1,615	
(2)死亡	2,172	2,034	1,761	
(3)転入	6,117	6,055	6,875	
(4)転出	6,464	6,330	7,243	
一人暮らし老人(65歳以上)				
ねたきり高齢者数				
被保護世帯数(平均)	1,328	1,138	917	
被保護人員数(平均)	1,696	1,450	1,187	
保護率(%)	10.23	8.58	6.97	
身体障害者数(手帳保持者数)	10,149	9,827	9,771	
身体障害者更生援護施設入所者	93			
知的障害者数(手帳保持者数)	1,631	1,561	1,242	
知的障害者施設入所者	137			
精神障害者数(手帳保持者数)	779	519	433	
精神障害者施設入所者数(都城保健所管内)				
医療施設数	221	251	226	
医療関係従事者数	4,489	4,656	4,350	

区 分	平成28年	平成23年	平成18年	備考
保育児童数	483	672	1,080	
保育所数	13	15	24	
保育所従事者数				
保育園園児数	4,060	4,683	4,008	
保育園数	47	52	45	
保育園従事者数				
幼稚園園児数	1,577	1,452	1,440	
幼稚園数	16	18	19	
幼稚園教員数	101	101	106	
小学校生徒数	9,452	9,524	10,198	
小学校数	37	37	38	
小学校教員数	641	627	642	
中学校生徒数	4,802	4,894	5,491	
中学校数	19	19	19	
中学校教員数	401	394	408	
高等学校生徒数	4,576	4,705	5,175	
高等学校数	8	8	8	
高等学校教員数	388	385	386	
児童遊園数	25	25	25	
主な障害者援護事業				
(1)特別障害者手当受給世帯数	258	263	257	
(2)障害児福祉手当受給者数	96	95	94	
(3)特別児童扶養手当受給者数	377	364	303	
(4)生活福祉資金(貸付累計件数)				
(5)敬老特別乗車券	76,591,000	77,104,000	71,203,000	
主な在宅福祉サービス				
(1)訪問介護(ホームヘルパー)世帯数(延)	27,153	24,366	23,092	
(2)訪問介護(ホームヘルパー)事業者数	65			
(7)通所介護(デイサービス)利用者数(延)	44,373	30,341	21,276	
(8)通所介護(デイサービス)事業者数	117			
(9)紙おむつ給付利用者数(高齢者)	1,201	902	470	
(10)紙おむつ給付利用者数(障害者)				
(11)緊急連絡通報システム利用者数	183	309	601	

区 分	平成28年	平成23年	平成18年	備考
社会福祉医療				
(1)老人医療受給者数				
(2)重度心身障害者医療受給件数	52,567	52,424	49,376	
(3)乳幼児医療受給件数	160,423	180,167	136,036	
(4)母子・父子家庭医療受給件数	21,348	19,216	34,338	
介護保険				
(1)第1号被保険者数	48,388	44,218	42,912	
(2)要介護(要支援)認定者数	10,103	8,807	7,605	
(3)居宅介護等サービス受給者数	7,450	6,148	5,195	
(4)施設介護サービス受給者数	1,244	1,305	1,398	
内訳 ①介護老人福祉施設	844	701	593	
②介護老人保健施設	355	399	419	
③介護療養型医療施設	45	205	386	
児童手当対象児童数	262,971	265,227	195,825	
児童扶養手当受給者数	2,335	2,348	2,019	
ボランティア人口(協会加入)				
ボランティア団体数(協会加入)				
公民館加入世帯数	45,844	47,272	49,029	
公民館加入率	64.6%	67.7%	1	
自治公民館数	303	302	300	
民生委員児童委員数	334	337	338	
内訳 男(再掲)	137	139	139	
女(再掲)	197	198	199	
高齢者クラブ加入人数	5,627	7,426	11,903	
高齢者クラブ数	133	151	195	

「地域福祉の今日的意義と 地域福祉活動計画への期待」

第3次都城市地域福祉活動計画策定委員会助言者
同志社大学社会学部社会福祉学科准教授 永田 祐氏

平成27年7月23日
都城市総合社会福祉センター

第3 講演録

『地域福祉の今日的意義と地域福祉活動計画への期待』

同志社大学 社会福祉学部社会福祉学科 准教授 永田祐 氏

地域福祉の今日的意義と地域福祉活動計画への期待

第3次都城市地域福祉活動計画

助言者 同志社大学 永田祐

地域福祉と社協の役割

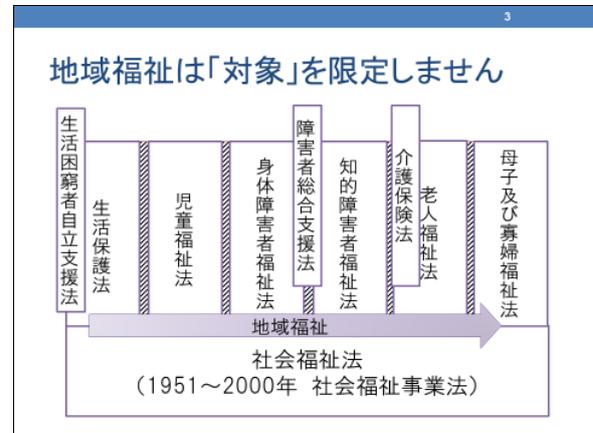
本日は「地域福祉の今日的意義と地域福祉活動計画への期待」についてお話をさせていただきます。まず、地域福祉と社協の役割について、「地域福祉って何だろう」、「社協の役割ってどんなことだろう」ということを皆さんと共有したいと思います。お話をするときにもいつも使いますが、日本の社会福祉の法体系というのはスライドのようなイメージですね。日本では最高法規として憲法があって、そのもとに法律があります。同じように、社会福祉も社会福祉法という法律があって、これは社会福祉の分野では憲法のような位置づけであり、土台のような法律となっています。そしてこの土台となる法律の上に様々な社会福祉に関する法律がのっかっているというイメージです。もっと法律はありますが、表しきれませんので主要な法律だけをここでは表しています。

この法律がのっかっている、これが日本の社会福祉のつくりになっています。ただ、法律はありますが、制度というのはカバーできない部分、つまり制度の狭間と言われているような様々な問題があります。

では、「地域福祉」は、この図の中のどこに

位置づけられるのでしょうか？ 地域福祉という法律は存在しません。皆さんも地域福祉法という法律はご覧になったことがないと思います。地域福祉というのは、高齢者の分野であっても、障がい者の分野であっても、子どもの分野であっても、生活困窮者の方であっても、共通する1つの考え方であり、共通する1つの福祉の問題に対するアプローチの方法であると、そのように地域福祉を考えていただきたいと思います。

「考えていただきたい」と申しましたが、私が希望しているだけでなく、日本の社会福祉の法律のつくり方がそのようになっています。そのことを少しだけ説明したいと思います。



そもそも地域福祉とは

そもそも「地域福祉とは」ということですが、私が勝手に言っていると思われるといけませんので、しっかり法律のなかに書いてあることをお伝えしたいと思います。

先ほど申し上げた社会福祉法という基盤になる法律、そのなかで地域福祉はどのように位置づけられているか。「地域福祉とは地域の皆さん、社会福祉を目的とする事業を経営する皆

そもそも地域福祉とは

・「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」(社会福祉法第4条)。

- ・福祉サービスが必要になっても、地域の中で暮らしていけるように、みんなで地域福祉を進めていこう、というのが日本の社会福祉の基本的な考え方です。
- ・⇒地域福祉は、誰かが進めるのではなく、ここにいらっしゃる皆さんと一緒に推進していくものです。

さん、そして社会福祉に関する活動を行う皆さんが相互に協力して地域福祉を推進してください」と社会福祉法の中で位置づけられているのです。

つまり、ここにお集まりの皆さん、まさに地域の皆さんや様々な関係者の皆さん、それからプロの皆さんが協力して地域福祉を推進してくださいと社会福祉法には書いてあります(社会福祉法第4条)。

では何を一緒に推進していくのか、ということですが、「福祉サービスを必要とすることになっても、地域の皆さんが地域の一員として暮らしていけるように、そういったことが可能になるようにみんなで協力して地域福祉を進めていってください」と、社会福祉法では地域福祉をこのように書いています。

簡単に言えば、サービスが必要になっても、地域で暮らしていけるようにみんなで福祉を進めていく、これが日本の社会福祉の基本的な考え方になっているということです。基本的な考え方になっているというのは、先ほども申し上げたように、基本法の中でそういったことが謳われているということです。

ですから、分野に関わらず、今日の日本の社会福祉関係者は、地域の皆さんや様々な人々と協力して地域福祉を進めていかななくてはならないということです。地域福祉は誰が行うか。例えば社協だけで進めるということではなくて、皆さんと一緒に協力して推進してい

く必要があるということをご理解いただきたいと思います。

ですから、社協が活動計画をつくる時も勝手につくるのではなく、まさに今日来ていらっしゃる皆さん、地域福祉を進めていく皆さんと一緒に考えていく必要がある。このように皆さんにお集まりいただいているのもそのためなのです。

地域福祉の定義

地域福祉の定義について、よく使われている定義を今日はお話しします。皆さんは是非、自分の言葉で地域福祉を語っていただきたいと思いますが、その時に大事なポイントを2つ、この定義を使ってご説明したいと思います。

1つ目は、住み慣れた地域の中で家族や地域の人、知人、友人、その方々との関係の中で暮らしていけるようにしていきたいということが地域福祉の考え方だということです。つまり、単に地域で暮らしていたらいいかというと、そうではなくて、様々な人との関係の中で暮らせるように支援していきたいということです。現在、まさに社会的孤立といったことが問題になっています。私の理解ですと都城は地域のつながりがしっかりまだあると思います。そういった地域ではなかなかこういう問題は実感がないかもしれませんが、例えば都市部では孤立死が非常に大きな問題になっています。それから必ずしも都市部だけではなくて、地方でも孤立

地域福祉の定義

地域福祉とは

・「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人などとの社会関係を保ち、みずからの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、家族及びまちの一員として、生活できるような地域社会を地域住民、社会福祉関係者が協働で作りに出していくこと。」

・この定義のポイントは、

- ・①人は社会関係の中で暮らし続けるという視点、ただ地域で暮らし続けていけばいいとは考えない(⇒社会関係がなければ、地域で暮らしていても孤立死したりしてしまう。)
- ・②関係の中で生きていくことが可能な地域を住民と専門職が協働して作り出していくという地域への働きかけを含むこと。

死が問題になっていると言われています。

どうして孤立死してしまうのか？ それは1つ目のポイントとして触れた「関係」がなくなっているからです。例えば、亡くなってから1ヶ月発見されないということが、京都市では先日ありました。1ヶ月間その人を訪れる、確認する方はいっしょになかったということの現れです。まさに孤立死なわけです。

地域で暮らしていて地域で亡くなったわけですが、それを我々が良しとするかということ、やはりそうではありません。そうではなくて関係の中で暮らしていく、もし孤立している方がいるなら、その関係を一緒につくっていくということが地域福祉の1つ目のポイントです。人間は、人と人との間、つまり関係の中で暮らしているのです。

2つ目のポイントは、一人ひとりが地域のなかで暮らしていくことを支援していくのですが、それだけではなく、そういったことが可能な地域をみんなで一緒につくっていくことという点です。関係のなかで生きていくことが可能な地域を、ここにいる皆さんで協力して一緒につくっていくことが地域福祉のポイントの2つ目です。

ですから、1つ目に、つながりの中で生きていくことが大事で、2つ目にそういうことが可能な地域を一緒につくっていく、という要素を入れて、みなさんそれぞれが自身言葉で地域福祉を語るようになっていただければと思います。

なぜ社協が？

では、そのような地域福祉をなぜ社協が皆さんに声をかけて「一緒にやりましょう」と言うのかということです。これは社協が勝手に言っているわけではありませんので、少しこちらも法律の中から引用してみたいと思います。

社会福祉法という法律の中でこのように書いてあります。「社会福祉協議会は、市町村の

区域内において、地域福祉の推進を図ってくださいます」と書いてあります。まさに社会福祉の協議会ですから、地域の様々な関係者の皆さんの協議会、一緒に話し合う場として地域の中で活動していくのが社協です。

法律では、まず、社協が①社会福祉に関する活動を企画したり、実施したりしてくださいとあります。どうですか皆さん、都城市の社協は？ 様々な事業を企画したり、実施したりされていますよね。

次に、②住民参加のための援助をすることが社協の仕事と書いてあります。先ほど高崎地区のお話があつて、住民福祉座談会をしますというお話をされていましたが、まさに地域の皆さんが福祉の活動に参加していただけるように意見を聞いたり、ボランティアをしていただいたりと様々なことをしていく、これが社協の仕事です。

そして、③社会福祉の関係者の皆さんの連絡調整や調査、そういったことをしてくださいとあります。広報紙の発行や民生委員さんの事務局を担ったりと、こういったことを社協はしています。このように法律で社協を位置づけるというのは決められているわけです。

ですから、社会福祉協議会というのは、都城市の中で法律により存在を許されている唯一の地域福祉を推進する団体であるということです。協議会としての社協が、できるだけ皆さんと一緒に地域福祉を進めていきたいと思います。

なぜ社協が？

- ・市町村社会福祉協議会は、市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、…(中略)
- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成(社会福祉法第109条)

- ・社会福祉協議会は、地域福祉を推進することを目的に、事業を企画したり、住民参加の支援を行い、社会福祉関係者の「協議会」となるべき団体だから、皆さんに活動計画の策定を呼びかけます。

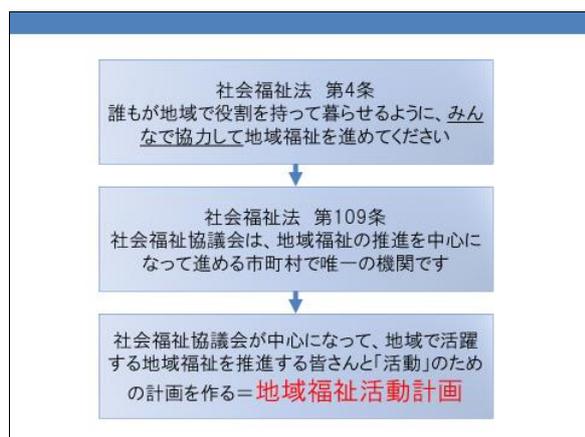
ということで、活動計画の策定を呼び掛けていることとなります。

今日お越しの皆さんは、それぞれが社協と一緒に地域福祉を推進していく団体、それからグループの代表の皆さんだと思います。一緒に地域福祉を進めていくための計画を作っていきましょうということなのです。

どうして社協が呼びかけるのかという点はしっかり根拠があり、社協が活動計画の呼びかけを行っていることをご理解いただければと思います。

ここまでをまとめると、まず、社会福祉法の第4条についてお話ししました。平たく言えば、みんなが役割をもって暮らせるように、そういう地域を一緒につくっていきましょう、みんなと一緒につくっていきましょうということが地域福祉です。

そして、社会福祉法の第109条では、社協が中心になってこれらを進めてくださいと書いてあります。ですから社協が中心になってみんなと一緒に地域福祉活動を計画的に進めていきましょうというのが、この活動計画になっているということをご理解いただきたいと思います。



都城市社協がつくってきた地域福祉

ところで、都城市の地域福祉というのは実は有名です。皆さん地域で暮らしていらっしやると、あまりそういったことを感じないかもしれ

ませんが、全国的にも注目される実践をされてきました。長々とお話しすると時間がなくなってしまうので、かいつまんでポイントをお話したいと思います。ただ住んでいる皆さんから見ると「いやいや、そんなことはない」と感じるかもしれませんが、外から見た都城市の地域福祉というのはどのようなことかということをご紹介したいと思います。

まず、都城市が注目されるようになったきっかけは2003年に策定された地域福祉計画です。もし、ご記憶の方がいたら思い出していただきたいのですが、いまから12年前ぐらいに都城市では地域福祉計画を策定されたわけです。その時の策定の手法が非常に注目をされました。

当時は合併の前ですから、11の中学校区を範囲にして、それぞれに地区策定委員会を組織され、地区ごとに計画の策定をされました。ご記憶のある方もいらっしゃるかもしれませんが、これは全国的に非常に珍しい方法でした。

通常は市役所の方で計画を作って終わりというパターンが多かったです。ところが、都城市では、それぞれの地区にそれぞれの地区の活動がある、だからまずは地区で計画を立てるということをはじめたわけです。今ではこのような計画のつくり方をしている自治体は多くありますが、当時はほとんどありませんでした。ですから都城市の策定の手法は面白いということで注目されるようになりました。

資料にボトムアップと書いてありますが、ボ

都城市社協がつくってきた地域福祉

- 2003年に策定された「地域福祉計画」(行政と社協が一緒に作った計画)の特徴
 - 11の中学校区を地域福祉圏域として、それぞれの地区策定委員会を組織し、地区ごとに計画を策定されました。
 - 地区計画は、小学生から高齢者まで幅広い住民が参加し、ワークショップの手法などを用いながら計画を策定されてきました。
 - ⇒こうしたボトムアップの計画策定方法は、その後の全国の取り組みのモデルとなっています。
- 2004年に策定された第2次地域福祉活動計画の特徴
 - 全11地区に「地区社協」が組織化され、それぞれが独自の「事務局」を地区公民館内に開設し、住民自身が相談にのることができる体制を確立しました。
 - ⇒住民が小地域での相談にのり、必要ならそれを専門家につなげるという体制は、その後の全国の取り組みのモデルとなっています。

トムアップというのは下から上につくっていくという方法です。市が計画をつくって地域に下すのではなく、地域の方で計画をつくり、それを積み上げて市全体の計画にしていく、そういった手法がその後の全国の取り組みのモデルになりました。

次に、単に下から計画をつくっただけでなく、それぞれの地区で様々な工夫をされました。例えば、小学生がそこに参加されるという取り組みは非常に面白いと思いました。様々な住民が参加してワークショップの手法を交えながらつくっていく、そういったことが注目されたもう1つの要因でありました。

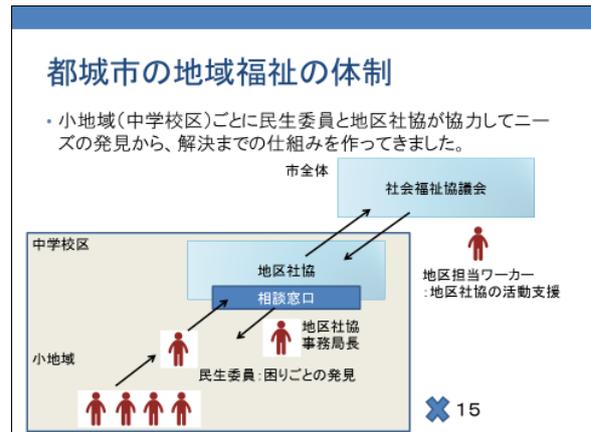
そして、2004年に第二次の地域福祉活動計画ができたわけですが、11地区に地区社協をつくってそれぞれが事務局をおいて、地区公民館のなかに事務局を構え、相談にのれるような体制をつくっていくということを目指してこられたと思います。

すでに事務局体制というのは全地区でつくられていると思いますが、当時、住民が小地域で様々な方の相談にのって、必要なことは専門につなげていく、そういった体制は全国の取り組みのモデルになっていきました。

皆さん、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、NHKで「サイレントプア」というドラマがありました。あれは大阪の豊中市という所がモデルになっています。その豊中市でも地域住民の皆さんが相談窓口をつくっていますが、都城市のほうが先に取り組みを進めていました。このことから様々な意味で、都城の取り組みは注目されてきたわけです。

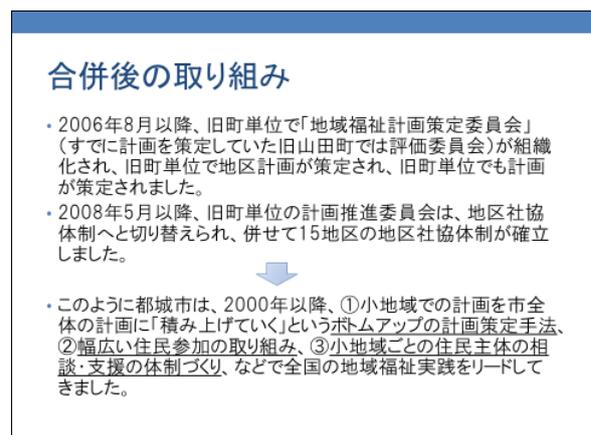
都城市の地域福祉の体制

都城の仕組みとして考えられていたのは、小地域である自治公民館単位で民生委員さんなど、地域住民の相談にのる方が地域のニーズを把握されて、それを地区社協の相談窓口につな



いでいき、そこで必要な支援ができる、そのような仕組みをつくっていくことを構想されていたわけです。

また、地区社協を地区公民館の中に置いて地区社協の事務局長や会長が相談にのる、そういった体制を中学校区、小地域ごとにつくってこられたわけです。現在はこれを15地区体制でつくってきました。そして、社協には地区担当のワーカーがいて地区の支援をしていく、このような体制を構築されてきたと思います。現実には、色々な課題もあると思いますが、形としてはこのような仕組みを目指してこられたということだと思います。



合併後、それぞれの旧町の単位でも様々な蓄積があったと思います。その蓄積を活かしながら、旧町の単位で地域福祉計画の策定委員会をつくられて、すでに計画をつくられていた旧山田町がございましたけれども、それぞれの旧町の地区の計画をつくり、地区社協をつくるとい

うことをやってこられました。そういうことで、あわせて15地区の地区社協体制というのをつくってこられたと思います。

このように2000年以降で見ると、3つの理由から都心の取り組みは注目されてきました。1つは小地域での計画を全市の計画に積み上げていく、下から上につくっていくボトムアップの計画策定の手法です。これは非常に注目された1つの手法です。2つ目は小学生の参加やワークショップの活用といった幅広い住民参加の取り組み。これは小地域だからこそできたと思います。それから3つ目に小地域ごとの住民主体の相談・支援の体制づくり、これは先ほどの地区社協を中心にした相談支援の体制づくりです。こういったことを進めてきて、全国の地域福祉実践をリードされてきました。

第三次計画への期待

▶ 計画で議論していただきたいこと、今後重要になるテーマ等について①地域包括ケアシステムの推進、②制度を横断した取り組みの必要性、③地域と協働した発見から解決までの仕組みづくりに絞ってお話します。

第三次計画への期待

これまでの蓄積を踏まえ、第三次計画でどのようなことをしていくのか。以下では、あくまでも私の勝手な期待をお話します。皆さんにも様々な期待があると思います。私がこれから申し上げることが絶対正しいということではなくて、あくまでご提案の1つとして受け止めていただけたらと思っています。大きく3つほど第三次計画の期待を申し上げたいと思っています。

1つ目は、地域包括ケアということ聞かれ

たことはあると思いますが、地域包括ケアシステムの推進ということです。それから2つ目が、制度を横断した取り組みの必要性です。3つ目は、地域と協働した発見から解決までの仕組みづくりです。この3つについて第三次計画で皆さんに考えていただきたいこととお話したいと思います。繰り返しになりますが、これ以外のテーマが重要ではないということではありませんので、その点はご了承ください。

皆さん、それぞれの分野のプロの方ばかりですが、最近の社会福祉の動向についておさえておきたいと思います。

というのも、2004年と2015年で比べると、社協を取り巻く環境、地域福祉を取り巻く環境というのは大分変わってきています。その中の1つとして、今年の4月から介護保険が変わりました。いくつかポイントはございますが、その中の大きなポイントとして、要支援の方を保険給付から外して市町村の事業とすることになっています。平成29年まで実施を伸ばしていいということになっていますので、今年はまだ始まってはいないですが、徐々に要支援の方をこれまで通りの介護保険の枠から外していくことが進んでいきます

他にも、特別養護老人ホームに入る方を原則、要介護3以上にすることが4月から始まりました。つまり簡単に言うと、高齢者の方が今後ますます増加していく中で、介護保険の財源というのは、皆さんの税金と保険料なので限りがあります。そこで、できるだけ介護保険は重度の方に軸足を移していこうと謳っているわけです。そして、軽度の方に関してはできるだけ地域の皆さんで力をあわせて行っていく、このような仕組みが介護保険の改正の趣旨だと思います。これは社協や地域を取り巻く大きな変化の1つです。

それから2つ目に、生活困窮者自立支援法が今年4月から制定されました。これもご存知の方は多いと思いますが、都城市は社協で実施さ

れています。経済的に困窮されて生活保護までに至らないですが、ややボーダーラインにある方を対象に相談にのり、就労支援や子どもへの学習支援など貧困の再生産といわれているものを防ぐ法律ができました。

それから、新しい子ども子育て支援が今年から行われていますが、要するに働きながら子育てしている方を支援しなければならないということです。

さらに、来年になりますが、障害者差別解消法が施行されます。今日は詳しく話しませんが、これは来年の4月からスタートします。

こちらも大きなことですが、社会福祉法人の地域における公益的な活動を推進する動きもあります。去年、朝日新聞が社会福祉法人の内部留保などの問題を取り上げてキャンペーンをされたわけですね。それが妥当であったかどうかは話しませんが、地道に活動している社会福祉法人にとっては迷惑な話だと思います。しかし、いずれにしても社会福祉法人というのは公益的な団体であり、自分たちの活動だけでなく地域にも貢献するように言われているわけです。これは活動計画にもやや関連するのですが、社会福祉法人の皆さんと社協が協力して地域にどのように貢献していくか、これはぜひ考えていただきたいテーマの1つです。

最近の社会福祉の動向

- ・改正介護保険法の施行と地域包括ケアシステム
 - ・4月から、制度の持続可能性と地域包括ケアシステムの構築を目標に、要支援者を保険給付から外すことに加え、特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に原則として限定、一定以上の所得がある人の自己負担を2割にする改革が施行されました。
- ・生活困窮者自立支援制度が施行
 - ・経済的に困窮し生活保護ボーダーラインにある人などを対象に、相談援助などを通じた就労支援やこした世帯の子どもの学習支援などを市町村が実施します(都城では社協に委託)。
- ・その他にも、子ども・子育て支援、障害者差別解消法の施行、社会福祉法人の地域における公益的な活動の推進などさまざまなテーマがあります。

最近の社会福祉の法律の転換や新しい部分は、大体このようなところだと思います。皆さんはそれぞれの分野で関わりがあるのではな

いかと思います。

①地域包括ケアシステムの推進

- ・地域包括支援センターには、①生活支援サービスの体制整備、②地域ケア会議の推進、③認知症施策の推進、④在宅医療・介護連携の推進といった新たな役割が求められます。
- ・特に、特に、①②③では、社会福祉協議会と地域の皆さんの役割が期待されています。⇒特に、①についてお話しします。

地域包括ケアシステムの推進

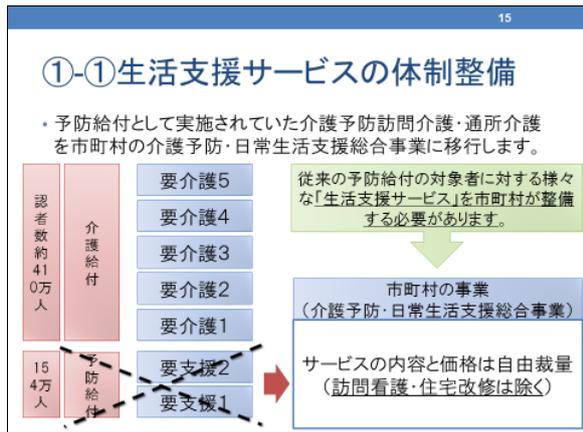
その中で、今日は先ほど申し上げたように、3つに絞ってお話をしたいと思います。1つ目は先ほど申し上げた地域包括ケアシステムの推進という点です。制度の中身を話しても皆さんお疲れだと思いますので、簡単にお話ししたいと思います。

皆さんもご存知だと思いますが、地域包括支援センターという所がございます。この地域包括支援センターはこれからフル回転になると思います。新しいこと、例えば医療と介護の連携とか、認知症のケア体制といったことに取り組む必要があります。地域ケア会議を行って地域の皆さんと話し合いながら地域ケアを推進していくことも求められています。地域包括支援センターは大変です。

生活支援サービスの体制整備

この中で、今日は特に、生活支援サービスの体制整備ということをお話ししたいと思います。これは非常に地域と社協に関係のある部分です。ここは制度のお話になるので退屈だとは思いますが、リラックスして聞いていただければと思います。

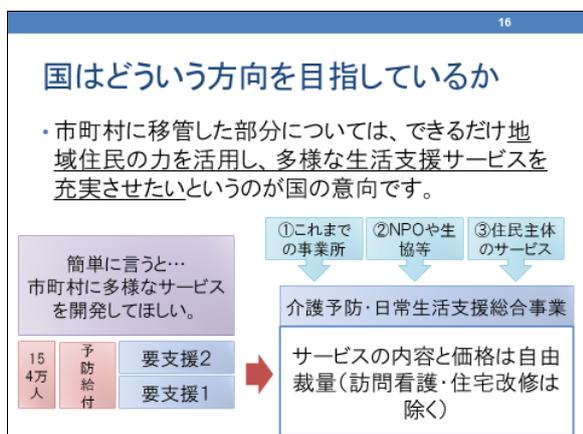
皆さんもご存知だとは思いますが、介護保険の仕組みについていうと、要支援の1・2、要介護の1～5まであります。全国で見ると介護



給付を受けている方は 410 万人いらっしゃいます。予防給付を受けている方は 150 万人いらっしゃいます。この予防給付を今回の改正で介護保険の給付から外すことになっています。完全に外すというと少し違いますが、介護保険から外す方向性になっています。

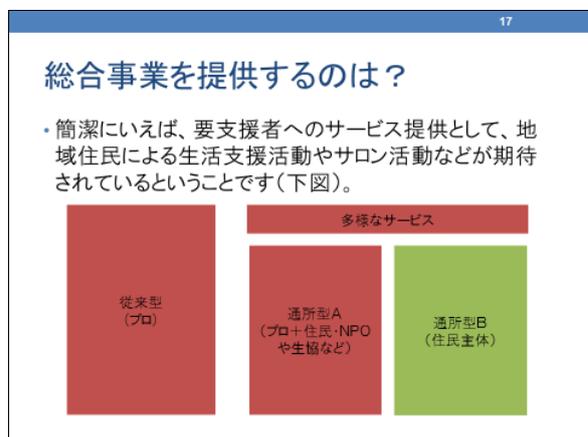
では、介護保険から外してどうするのかということですが、その支援は市町村の事業として行ってくださいということです。これに関しては、市町村のそれぞれの事業として、一応介護保険の予算になりますが、行いますとっているわけです。この支援を市町村で考えてくださいという状況になっています。

つまり、今まで要支援のサービスを受けていた方は、これからは介護保険ではなくて市町村で支援を考えるようになってくるということです。そうなるようになっていくかということですが、まず、これまでの事業所があります。それから NPO 法人や生協にしていいただいたら



どうでしょうかということ、もう 1 つ地域の皆さんにしていいただいたらどうでしょうかとっています。

これは、良し悪しは置いておきますが、つまり、今まで要支援の方を支援してきたこれまでの事業所だけではなくて、地域の皆さんであったり、NPO 法人であったり、そういった方がこの部分を担っていただきたいという考えです。ですからこれから地域の活動のなかで、要支援に該当する方々の支援を行ってほしいということです。そのように国としては考えているわけです。



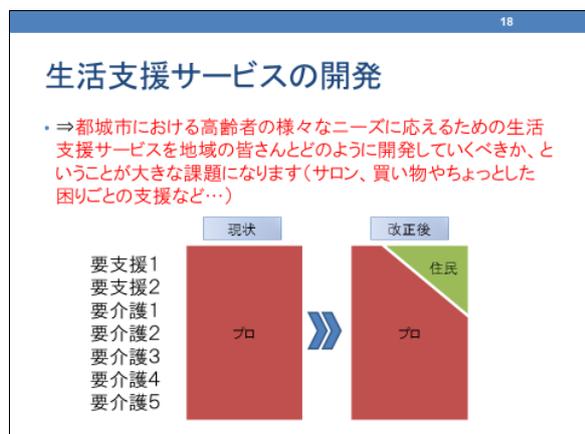
簡単にいうと、市町村に多様なサービスを開発してほしい。このことに関しては詳しく説明しませんが、いずれにしても活動計画にこの話をさせていいただいているのは、これから地域のなかで高齢者を支えていくための生活支援というのがこれまで以上に求められるということです。直接的に活動計画でこの話を書くか、書かないかは別として、地域の皆さんの力が不可欠になっていることは常におきえておかなければならない流れではないかをご紹介します。

イメージとしては、今まで要支援 1・2、要支援 1~5 の支援は全てプロが行っていたわけです。それを地域の皆さんで少し担ってもらえないかということです。ですから、都城市における高齢者の様々なニーズに応えていくための生活支援サービスを地域の皆さんと一緒に

開発していく、そういったことが大きな課題になっていくということです。

例えば、地域に居場所があるならデイサービスに通わなくてもいいのではないかと、ちょっとした買い物支援なら地域の皆さんでお手伝いできる部分があるのではないかと、それから、むしろ地域の方とお話しした方がその人の関係づくりにとって良いのではないかと、そういった発想がでてきても良いと考えているわけです。

ただ、一方で専門職でないと困るという方もいらっしゃるわけです。その見極めをしっかりとしていけないといけませんが、いずれにしても都城市における高齢者の方の様々なニーズに応えていくための生活支援サービスを、これからどのように地域の皆さんと一緒に考えていくかというのは非常に大きな今後の課題になっていくということをお話しさせていただきました。これが1点目です。



制度を横断した取り組みの必要性

それから2点目です。2点目は高齢者の話だけではなくて、制度を横断した取り組みについてです。残念ながら、従来あまり想定していなかった様々な福祉課題を抱える人が増加しているというのが現状だと思います。ここではいくつか全国的な統計を書かせていただきましたが、都城市はいかがでしょうか？

例えば、残念ながら就職できずに引きこもりになってしまった方や、場合によっては失業し

②制度を横断した取り組みの必要性

- ・従来はあまり想定していなかった多様な課題を抱える人が増加しています。
- ・15～34歳の若者で、仕事に就かず、学校にも行っていない「ニート」が2012年は63万人。雇用者に占める非正規雇用者の割合は25～34歳で26.1%と、2011年に続き過去最多(「子ども・若者白書」)。
- ・15～39歳の各年代では、死因トップが「自死」。年間3万人前後が毎年自死している(内閣府)。
- ・こうした人は、雇用や家族といった「セーフティネット」(安全網)だけでなく、地域からも孤立している場合が多い。

て親御さんの年金で暮らされている世帯もあると思います。ケアマネであればこういったケースに1度や2度はあっているのではないかと思います。もちろん、こういった問題だけでなく、子どもの虐待や子育て支援の問題などの様々な問題が起きているわけです。

日本では1回雇用されればずっと雇用される、そういう社会であったわけですが、残念ながら非正規雇用の割合が、若い人の4分の1になっているのが現実です。そういう中で様々な問題が起きています。こうした人たちは雇用や家族、従来のセーフティネット(安全網)が機能なくなっています。そして、地域からも孤立している方が非常に多いわけです。ですから、この方々を地域でどうやって支えていくかということを考えていかなければならないと思います。それによってできたのが、先ほど紹介しました生活困窮者自立支援法という法律です。

先ほどもご紹介したように、就労支援や子どもの学習支援、そういったことをしていくわけですが、ただ皆さん想像していただきたいのはこういった複雑な課題、つまり仕事が見つからない、地域から孤立しているなどの複雑な課題を抱えている方にとって、いくら相談にのったり、就労支援しても、やはりその人のつながりをしっかり再構築していかないと、単に仕事を見つけた、単に家を確保しただけでは本当の問題解決につながらないということなのです。

生活困窮者自立支援法

- ・今年度から生活困窮者自立支援法が施行されました。自治体は、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)によって、就労のための支援や住宅確保のための支援を行います。
- ・しかし、こうした複雑な課題は、いくら相談や就労支援をしても、地域とのつながりを構築していけないと、単に仕事や家を確保しただけでは解決しません。また、早期に支援につなげていくためにも、地域の力が不可欠になります。
- ・⇒**タテ割り**でなく、**多様なニーズを抱えた人に対して、分野を超えて支援する相談・支援体制を整備し、地域の皆さんと支えていく体制を確立することが必要になります。**

それから、早期に支援につなげていくためにもやはり地域の皆さんの協力が不可欠になると思います。「こんなことで困っている」、「こんな人が悩んでいる」、それをなかなか専門職だけで早期に発見するということは不可能です。

ですから、地域の皆さんや民生委員の力を借りて早期に発見して支援につなげる、そういったことが大事になると思います。様々なニーズを抱えた人がいらっしゃいますので、分野を越えて支援、相談する仕組みをつくる、地域の皆さんと一緒に支えていくつながりをつくっていくことが求められているのではないかと思います。

活動計画でも、高齢者や子育て支援だけでなく、様々な課題を抱えている方が地域にはいる、そのことを解決していくためにみんなでどうやって協力すればいいのか、そういったことを相談支援の体制として、ぜひお考えをいただきたいと思っています。これが2点目になります。

地域と協働した発見から解決までの仕組み

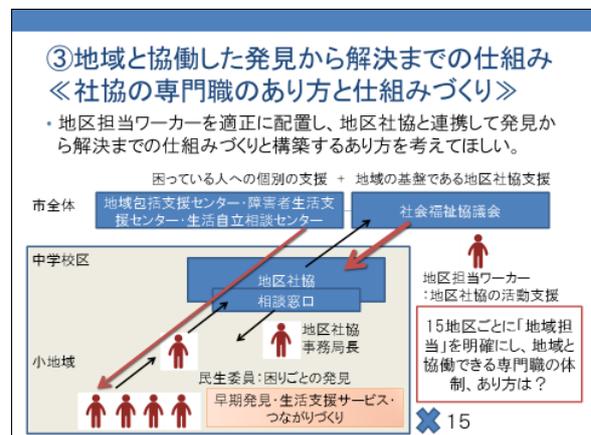
それから3点目です。地域と協働した発見から解決の仕組みづくりです。すでに申し上げたように都城の強み、つまり、地域の皆さんが自治公民館や公民館活動を通じてつながりがしっかりあって、そのなかで様々な問題解決ができる、そういう地域の皆さんの力があるのでは

ないかと思うのですが、そういったところをしっかりと活かしながら新しい仕組みを考えていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、都城では地域の皆さんと民生委員そして、地区社協という発見から解決までの仕組みをつくってこられました。この部分は強化していただきたいと思います。現在では、地域包括支援センターや障害者生活支援センター、それから生活困窮者自立支援法での生活自立相談センターなど様々な相談にのる所ができています。それらのつながりというのも大事になってきていると思います。

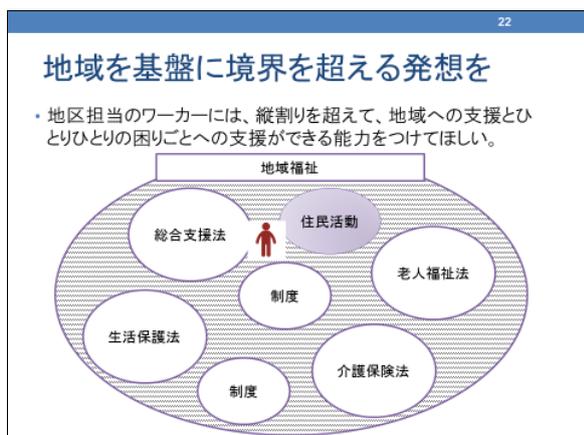
それから、地区に働きかけて地区の皆さんと一緒に活動を作り出していく地区担当ワーカーの配置は是非社協で考えていただきたい。そして地区社協では、地域の皆さんの相談にのって、地域で解決できるような問題については地域で解決していく。解決できない部分は専門職が相談にのって一緒に解決していく体制をしっかり築いていければ、困難事例でも地域で早期に発見し、早期に対応していく仕組みができていき、また、都城が今まで最先端を走ってきたわけですが、これからもこれを進化させていくことができるとしています。

社協が地区社協を支援するという部分を活動計画ではさらに強化していただきたいと思います。いま、正確にそれぞれ15地区を担当するワーカーがどのくらいいるか分からない



ですが、やはり、自分が担当する地区の地区社協の皆さんや民生委員としっかり連携を図りながら、必要な際は直ぐに足を運んで一緒に協力しながら考えていく、このような仕組みをつくっていくのであれば地区担当ワーカーは非常に重要になってくるのです。適正に配置し、トレーニングして力をつけることが必要になってくると思います。

15 地区ごとに地区担当を明確にして、協働できる専門職の体制の在り方をぜひ考えていただきたいと思います。15 地区あるわけですから、15 人のワーカーが自分の担当している地区を持って、そこで責任をもって一緒に仕事をしていける、このような体制ができれば 1 番良いのではないかと考えています。これが 3 点目になります。地区担当ワーカーは分野を越えて動けるワーカーになってほしい。



以上、1 点目は、地域包括ケアというお話をさせていただきました。これから高齢者に対する生活支援を地域でなんとか考えていただきたい、そのような方向になっていることをご理解いただきたいということが 1 点目です。

2 点目は、これまで想定していなかったような困りごとを抱えている方、困難を抱えた方というのが地域にでてきている、そのような方を支援していくためにどうしていけばいいかを考えていただきたいというのが 2 点目です。

それから 3 点目は、地域の皆さんと協働した地域福祉を進めていくために、社協の地区社協

への支援、在り方をぜひ考えていただきたい。これは 2004 年に考えた時には最先端でしたが、これからどうしていくのか、その進化形を活動計画で考えていただきたいと思います。

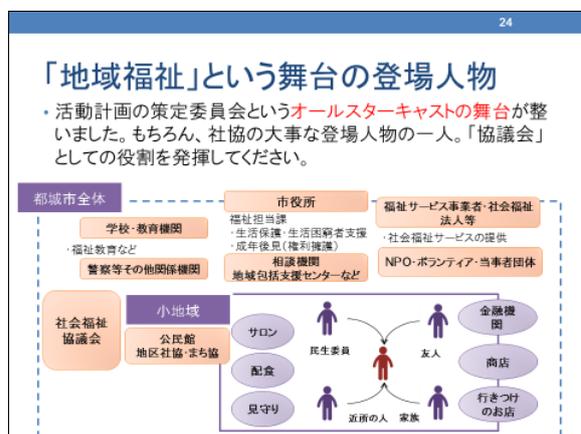
地区担当のワーカーには分野を越えて動けるようなワーカーになってほしいと思っています。

地域福祉という舞台の登場人物

地域福祉は 1 つの舞台だと思っています。そこには様々な登場人物の方がいらっしやって、そこで皆さんが活躍される、もちろん主人公はそこで暮らしている一人ひとりの皆さんです。それを支えるために様々な登場人物がでてくるところが地域福祉の特徴であり、面白いところだと思います。

この策定委員会でも様々な皆さんが参画をしてくださっています。地域には社会福祉の施設があります。様々なノウハウや経験、人材や設備をお持ちです。こういう皆さんがぜひ地域福祉の向上にむけて一緒に協力していただけたら嬉しいと思います。今、まさにそれが求められている時期です。一緒に協力してこれを進めていければいいのではないかと考えています。

また、専門職はたくさんいます。包括の職員、相談支援事業所の職員、デイやヘルパーの職員など様々な人たちがいます。そういう専門職の皆さんが、一人ひとりの方を支援するだけでなく、それぞれの経験の中から背景にある地域



の課題、これをぜひ教えていただきたいと思っています。ヘルパーは1件1件家を訪問されています。一人ひとりの生活課題を解決しながら「地域にこのような課題がある」ということを一番知っているわけです。なかなか、社協の事務所で仕事をしていたら実際の課題は見えてこないわけです。そういう課題を1番知っている専門職の方に、様々な課題をここで出していただきたいと思っています。

そして、地域には学校があります。学校は、地域の中心的な存在だと思いますが、地域を担っていく子どもたちに、共に生きる力、共感する力をどうやったら高めていけるか、福祉教育をどうやって進めていけるか、これをぜひ一緒に考えていただきたいと思っています。福祉教育も様々な皆さんと一緒に協力して行っていくことが良いプログラムをつくっていくことになると思いますので、これもぜひ一緒につくっていただきたいと思います。

それから、民生委員の皆さんです。地域で起こる一人ひとりの困りごとに1番近いのは民生委員ではないかと思っています。民生委員さんは、非常に負担が大きいことも指摘されています。来年は改選で、2017年には100周年になります。この大事な仕組みをしっかりと維持するためにも、民生委員の負担を軽減するような地域での問題解決の仕組みを考えていけたらと思っています。

さらに、地域団体やまちづくり協議会のような新しくできてきた地域の団体もあります。都城市は、自主・自立の伝統があると思いますが、こういった伝統と地域福祉の接点、まちづくり協議会と地区社協の関係といったことがたくさんできました。そのことがプラスの良い方向にいくように、計画を通して一緒に考えていきたいと思っています。

いくら制度をつくっても、狭間の問題というのが必ず出てきます。ボランティアの皆さんの役割と市民の役割を広げて、市民の皆さんと一

緒にボランティア活動を広げていく、そういう仕組みを考えていただきたいと思っています。

当事者組織の活動も大変重要です。こういった場で当事者の声を専門職だけで伝えていくのではなくて、本当に困っている方のニーズをしっかりと発言していけるような部会や委員会だったらいいと思います。

最後に行政の役割を忘れることはできません。こういった舞台の皆さんの話を聞いて、必要な施策を考えていただくというのが行政の役割だと思います。そういう意味で地域福祉というのは、このようなたくさんの方の登場人物がみんなと一緒につくっていく1つの舞台だと思います。

いまは一生懸命打ち合わせをしているところだと思いますが、本番は地域で展開させると思います。そういった舞台でそれぞれの役割をこのような活動計画の中で一緒に考えていくということが非常に大切だと思います。市全体、様々な登場人物がいらっしゃるのが地域福祉です。

地域福祉という舞台の登場人物

- ・ 社会福祉施設…ノウハウや経験・人材や設備を活かし、地域福祉の向上に向けて地域における公益的な活動を一緒に考えましょう。
- ・ 専門職の皆さん…一人ひとりが地域で暮らせる支援とともに、一人ひとりの背景にある地域の課題とそれを解決していくための方策を一緒に考えましょう。
- ・ 学校(福祉教育)…学校と地域が連携して福祉教育を推進し、協力して子どもたちの共に生きる力、共感する力を高める方策を考えましょう。
- ・ 民生・児童委員…実際に地域で起こる一人ひとりの困りごとを発見し、つなぐことができるのは民生委員の力。地域における問題解決の仕組みを一緒に考えましょう。
- ・ 地域団体・まちづくりの皆さん…地域のつながりは、地域福祉の基盤。都城市の自主自立の良き伝統と福祉の接点を一緒に考えましょう。
- ・ ボランティア団体…制度では手の届かない様々なニーズがあります。ボランティアの皆さんの役割と市民に活動を広げていく方策を一緒に考えましょう。
- ・ 当事者組織…当事者の声・ニーズを発信し、専門職の視点だけではなく、当事者の視点から暮らしやすい地域を考えましょう。
- ・ 行政…地域の皆さんの声を聞いて、必要な施策を一緒に考えてください。

オールスターキャストの舞台が整った、この策定委員会はまさに、この舞台の登場人物のオールスターキャストだと思いますので、その皆さんでこれからの都城市の地域福祉の活動、地域福祉活動計画をどのようにしていくのかを一緒に考えていただきたいと思っています。

皆様へのメッセージ

最後に、皆様へのメッセージですが、今の社会というのは、つながれずに孤立したり、つながりがなくても生きていけると思ってしまう社会です。特に若い人はそういった傾向があるのではないのでしょうか。

つながりがなくても生きていけるというのは、例えば、コンビニに行けば夜中でもご飯が買えます。最近はさらに便利になって本当に何でも家でできてしまいます。インターネットを使えば、人と喋らなくても注文したり、物を買ったりもできるようになりました。生協も昔であれば班で分けたりしていたのですが、今は個人に配送しています。もちろん便利になっていくことは良いことでもあります。ただ一方で、それによって人とつながっていかなくても生きていけるのではないかという錯覚を起してしまうわけです。

しかし、実際はそうでないと思います。地域でのつながりをどのように再構築していくか、その大切さにどうやって気付いていくかが大きな課題ではないかと思います。地域で単に暮らしていただくだけではなく、人と人との関係の中で暮らしていく、そういうことが可能な地域を専門職と地域の皆さんと一緒に考えていく、それが地域福祉でないかと思っています。

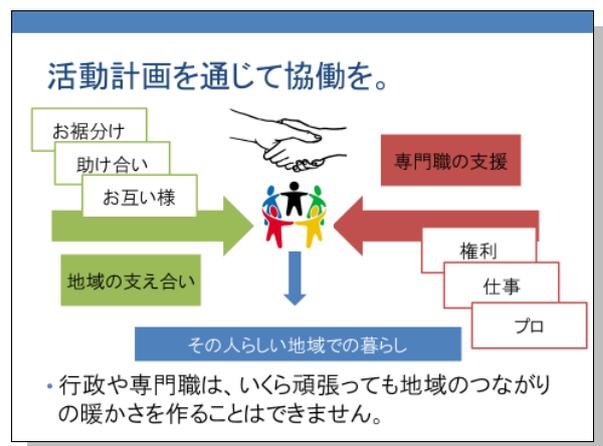
皆様へのメッセージ

- ・つながれずに孤立したり、つながりがなくても生きていけると思えることができる時代だからこそ、地域での「つながり」をどのように再構築していくかがこれからの大きな課題ではないのでしょうか。
- ・地域で暮らすだけでなく、人と人との豊かな関係の中に暮らす。それが可能な地域を専門職と地域の皆さんと一緒ににつくっていくことが地域福祉です。
- ・様々な分野でのリーダーである皆さんと福祉関係者の協議会である社協が協力して、素晴らしいで蓄積の上に、新たな都市の地域福祉活動のビジョンを作ってくださいと思います。

活動計画を通じて協働しましょう！

この策定委員会は、たいへん素敵な皆さんと実績のある皆さんが集まっていच्छやると思いますので、ぜひ社協の皆さんと協力し、そして素晴らしい蓄積が社協の皆さんにはありますので、蓄積のうえに新しいこれからのビジョンをつくっていただけたらいいかと思えます。

活動計画を通じて協働していきましょう！



※第2回策定委員会・専門部会合同会議（平成27年7月23日）での「助言者による講話」講演録及び提供資料（抜粋）

第4 職員研修会資料

都城市社会福祉協議会 平成27年度 第1回職員研修

第3次都城市地域福祉活動計画づくりに向けての職員説明会

1. 趣 旨 本会の今年度の事業計画の重点事業に掲げている第3次都城市地域福祉活動計画づくりがいよいよスタートします。

今回の策定作業は、第3次活動計画を作るための作業であることはもちろん、各部署・担当レベルで抱えている様々な課題を共有し、その課題解決に向けて、職員全員で今後5年先、10年先の目標を考えることもねらいとします。

併せて、この一連の策定作業については、各部署における目標管理(事業進行管理)の取り組みと関連して進める予定であることを申し添えます。

2. 日 時 平成27年6月11日(木) 19:00~21:00

3. 場 所 本所3階大集会室

4. プログラム

時間	内容	備考
19:00~19:10 (10分)	●開会 会長あいさつ オリエンテーション	
19:10~19:25 (15分)	●説明① 「地域福祉活動計画とは」	事務局 大田
19:25~19:40 (15分)	●説明② 「作業内容と今後のスケジュールについて」	事務局 森山
19:40~21:00 (80分)	●演習デモ 「さあ!実際にやってみよう!計画づくり」	事務局 櫻田
21:00	●閉会 事務局長からのメッセージ	

【第3次計画づくりに向けての職員研修企画②】

計画づくりにおける「地域福祉」の共通理解

「第3次計画」に向かう社協職員としての心構え

趣旨：「第3次都城市地域福祉活動計画」策定作業が始まりました。これから計画づくりを進めるにあたって、社協職員としてあらためて地域福祉の基本的理解を図り、計画づくりに臨む意識の統一を図りたいと思います。

併せて、計画づくりを通して、社協職員としてのスキルアップを図り、組織内連携を進め、社協の将来を語り合う機会としたいと思います。そのための研修会を開催します。

期日：平成27年7月23日（木）10時から12時

会場：都城市総合社会福祉センター2階研修室

対象：都城市社協全職員（※業務に支障のない範囲での参加をお願いします）
第3次計画専門部会職員、その他、希望する職員

内容：講演：「社協職員としてのこころざし」

講師：同志社大学社会学部社会福祉学科准教授 永田祐氏

10:00～11:00 講演

11:00～11:50 各課・支所・専門部会別ディスカッション

11:50～12:00 まとめ

都城市社会福祉協議会 第3回職員研修

1. 趣 旨 6月より第3次都城市地域福祉活動計画づくりがスタートし、策定委員会、専門部会、各課・支所職員ワーキングにおける協議が順調に進んでいます。

今回の職員研修は、各課・支所職員ワーキング並びに専門部会での協議の進捗状況等を報告し合い、全体で共通理解を図ると共に、計画の柱などを整理する場として実施いたします。

併せて、10月からスタートする「マイナンバー制度」についての概要説明会も実施することを申し添えます。

2. 日 時 平成27年10月23日（金）19：00～21：00

3. 場 所 本所3階大集会室

4. 当日プログラム

No.	プログラム	時間
1	開会行事 オリエンテーション	5分
2	研修①／「マイナンバー制度概要説明」 説明：都城市総合政策課	30分
3	研修②／「活動計画策定に伴う進捗状況報告」 説明：計画策定事務局	80分
4	閉会行事	5分

平成 27 年度 都城市地域福祉推進大会開催要項

- 1 名 称 平成 27 年度 都城市地域福祉推進大会
「みんなで織りなす地域福祉 ～600名の大策定委員会!!～」
- 2 目 的 近年、障がいや要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、保健・医療・福祉の専門機関や行政だけでなく、地域住民によるふれあい、支えあい、見守りあいによる“助け合いの仕組み”がますます重要となってきました。
そのような背景の中、都城市社会福祉協議会では、一人ひとりの市民が福祉のまちづくりを「他人ごと」ではなく「我がこと」として主体的に推進するため、多くの市民や専門職によるオールキャストでの「第3次都城市地域福祉活動計画」づくりを進めています。
そこで、今大会は、社会福祉活動に功労のあった方々を顕彰すると共に、誰もが安心して暮らせる地域づくりを実現するため、参加者全員で都城市の地域福祉のビジョンを語り合う“大策定委員会”として開催します。
- 3 主 催 都城市
社会福祉法人都城市社会福祉協議会
宮崎県共同募金会都城市共同募金委員会
- 4 日 時 平成 27 年 11 月 19 日（木）13:00 受付
○開 会 13:30～16:00（終了予定）
- 5 会 場 都城市総合文化ホール 中ホール
- 6 内 容 ○第1部 13:30～14:10
(1) 開会
(2) 主催者挨拶 都城市長
(3) 来賓祝辞 都城市議会議長
(4) 都城市社会福祉功労者等表彰
①表彰状並びに感謝状贈呈
・都城市長表彰
・都城市社会福祉協議会会長表彰・感謝表彰
・宮崎県共同募金会都城市共同募金委員会会長表彰・感謝表彰
②受賞者代表挨拶
○第2部 14:20～16:00
(5) 参加型公開ディスカッション
テーマ：「みんなで織りなす地域福祉 ～600名の大策定委員会～」
コーディネーター：永田 祐 氏（同志社大学 社会学部准教授）
(6) 閉会

平成27年度都城市地域福祉推進大会第2部

第3次都城市地域福祉活動計画

大策定委員会

“みんなで織りなす地域福祉”

～600名の大策定委員会!!～



委嘱状

あなたを、
第3次都城市地域福祉活動計画策定委員会
臨時委員に委嘱します
期間：本日限り

平成27年11月19日
社会福祉法人都城市社会福祉協議会
会長 島津 久友

六百名之
大策定委員会
委員長之印

平成 27 年度都城市地域福祉推進大会第 2 部 第 3 次都城市地域福祉活動計画大策定委員会

実施要領

(目的)

現在、「第3次都城市地域福祉活動計画」の策定を実施している中で、広く都城市民からの意見をもとめ、計画に反映させていくことで、住民参加型の計画づくりに取り組んでいくことを目的とします。

(日時)

平成 27 年 11 月 19 日(木) 14:20~16:00

(※平成 27 年度都城市地域福祉推進大会 第 2 部)

(会場)

都城市総合文化ホール 中ホール

(内容)

●「第3次都城市地域福祉活動計画」策定取り組みについて

●参加型公開ディスカッション

<コーディネーター> 永田 祐 氏 (同志社大学社会学部准教授)

<登壇者> 木野田 毅 氏 (都城市社会福祉普及推進校連絡会会長)

村吉 昭一 氏 (高崎地区まちづくり協議会会長)

朝倉 脩二 氏 (NPO 法人きらりネット都城理事長)

東 由美子 氏 (都城市地域福祉コーディネーター連絡会副会長)

外山 明美 氏 (子どもと家族・関係者の集まりポン太クラブ会長)

茶藪 洋子 氏 (都城市ファミリー・サポート・センターアドバイザー)

高橋 正彦 氏 (都城市志和池・庄内・西岳地区地域包括支援センター管理者)

●総括講演

テーマ／「みんなで織りなす地域福祉」

講師／永田 祐 氏 (同志社大学社会学部准教授)

(第3次都城市地域福祉活動計画助言者)

「大策定委員会」参加者からの提言集（要約）

■内容について

関心の高い内容だった	71（76.4%）
どちらでもない	5（5.4%）
あまり関心のない内容だった	0（0.0%）
未記入	17（18.2%）

■提言・意見

1	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法が行き過ぎて、となり近所のつながりが無く、高齢者は一人自宅で過ごしている。 ・10～20世帯を単位として集まれるようにして、お茶飲みができる体制をつくる。 ・集会できる家に予算措置をすれば、気をつかわなくて集まりやすいと思う。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者がいろいろな活動や生活の行動がやりやすいように、小型のバスを使つてのバス路線を充実させてほしい。公民館に集まる行事を作っても、そこまで出てゆける足（交通の便）がないと、参加者を増やすことは難しい。だから車に乗れなくなった人でも、自由に行動できる交通を考えて欲しい。 ・コーディネーターの永田先生の会の進め方はとても良かった。もちろん講義も良かったです!!
3	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者がいきいきと会話のできる集落にできるように考えてみたい。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな制度があり過ぎます。民生委員は地区地区ですばらしい行事をたくさんしています。一生懸命仕事しすぎて疲れてしまいます。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協でも障がい者サロン活動も行ってもいいのではと思いました。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・私はこの福祉活動については、今、早く取り組まねば活動の機会がなくなる。まずは、“人づくり”が第一。ボランティア活動に進んで集まれるような人づくりをしていきたい。 ・高齢者と子どもの合同での活動をすれば、子どもの親も安心して仕事に行けるようになる。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・良い事、気づいた事はどんどん実行して改善していきたい。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・策定の方に時間を作るべきだった。とても良い内容だったのに、時間が足りなかった。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に住んでおりながら、未だ細かい点については理解が不十分である。今日の会で、自分の役割の大切さを再確認した。行政も社協も、すべての専門職の専門性を出して頑張っていけたら、もっと向上すると思う。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・本当に福祉の必要な者への福祉は良いが、補助目当ての者が多く、正直者がバカを見る世の中になっていないか！ ・民生委員、ボランティアと地域で活動しているが、地域に住んでいる市の職員はどうなのか。活動には参加しない職員が多いのは残念である。職員も自分の足で歩いて状況を把握し、改善すべき点は改善するという姿勢を見せてほしい。公務員の職務は「公共・地域のために働く」となっていないのか？
11	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が多くなるのに、イベントに参加できる人が少ないのは、体調が悪いからと思う。施設などに入っている人は地区には参加できないし、どうなのかと思う。無理かな？
12	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のような試みを重ねることが、様々な立場の方に啓発となり、自分のこととして取り組むことにつながる。

13	・2025年問題、頭の痛いことだと思います。自分達が対象者です。少子化が少しでも改善されることが、心の支えとなるのではないかと思います。(婚活支援に力を入れてください。)
14	・まず知ること。理解することが大事。勉強になりました。
15	・子育て、認知症と色々な分野で各々工夫されているので、もっと地区で充実した取り組みをしていきたいと思いました。
16	・引きこもりがちの人が参加できる活動。 ・交通手段を持たない人も参加ができる施設の確保(空き家の利用等)。 ・子どもの教育は学校で行われているが、働いている人(親)が参加できるような場の設定。(青年団、壮年団等の会議での福祉の話など)
17	・是非、都城の身近な福祉を取り上げて、具体的な活動を策定してほしい。
18	・親族の連携を大事に。公民館の強化(活動)。本人が積極的に取り組む社会。
19	・地域福祉を多くの市民に理解してもらう手だてが大切では…。今日参加した人はある程度分かっているけども、その他多くの市民はどうだろうか…。
20	・公民館がいつでも開いていて、住民がいつでも利用し、集まることができる(例えば茶飲み会)…そういう場所になればいいなと思います。
21	・お互いに協力しながら連絡を取りあうことが福祉のまちづくりになると思います。
22	・この大会に参加できて、地域での取り組み・活動内容が一層理解できたことを感謝いたします。 ・障がいをもった人も、認知症になっても、活動できる場が必要かと思います。
23	・少しずつで良いので、できることから取り組んでいく。身近なところから支え合う仕組みを築いていく。そういう人が増えていくことが大切ですね。
24	・福祉活動の範囲が極めて広くそれぞれ活動を行っていることが理解できた。 ・全体の福祉活動が乱立していることを感じた。 ・福祉は奥が深い。私は、まだまだ理解が足りないと思います。
25	・核家族化が進んでいるので、となり近所のつながりを作っていくことが大事だと思う。
26	・地域福祉を行うにあたり、私どもの地域では公民館加入者が50%であります。民生委員は未加入者も見守らなければならないが、大変であります。市の方で公民館加入を促す方法を考えていただきたい。
27	・現場と机上との違いを強く感じているところです。
28	・活動内容が少し詳しく分かりましたが、名前だけは知っていても地域の人には分かっていない人が多いと思います。子育てサロンにしても、いきいきサロンにしても、参加者が少ないのはさびしい。
29	・若者が地域にうちとけられる場所をお願いしたい。
30	・本日のみなさまの考えや目的は同じと思うが、やはり、一人より二人で考え、行動していくことが大事であると思う。目的があれば人も寄ってくる。大行動もできると考える。
31	・いきいきサロンの資金があまりでない。領収書の件も厳しく大変である。 ・公民館をもっと開放できる様なサロン活動をしていきたい。 ・「自覚者が責任者」とても心にしみました。私もがんばります。
32	・不登校児童・生徒の課題解決へ向けられるような計画を入れて欲しい。家庭丸ごとで課題があるため、解決はむずかしい。ことばでは言えるけど、実際の活動、つながりは今のところ難しいので、解決できない。教育・行政と福祉をつなげる。課題を持つ家庭の周囲(地域)を動かす力をどう育てるか?

33	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みについて、一部の人だけでなく、できるだけたくさんの方々に知ってもらう機会を多く作って、自分の事として考えられるように。 ・福祉と教育の連携をもっと強く。学校がもっと地域に溶け込んだ存在になって欲しい。学校が変われば地域が変わると思う。
34	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動を進める中で、人材の育成、地域住民の理解、金銭的な支援が欲しい。
35	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターとパネラーの方々のご意見は参考になり、学ぶところもあったと思います。今後は必要に応じて、相談を受けていただきたいです。
36	<ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りの方々には、なかなか理解ができるようなシステムではないと思います。結局、周囲がお世話する事になるのですが、まだまだ福祉についての内容に理解が足りないと思います。
37	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨコのつながりの大事さをあらためて実感した。
38	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の認知症のことについて、どう進めていったらよいでしょうか？
39	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の先生やパネリストの意見や話を聞いて、全てが“なるほど”と感じました。(ただ、今日は600人程度。それもいつものメンバーだった)。今後は地域への啓発、周知活動、そして、市民への教育が必要だと思う。特に自治公民館の強化・拡充が必要。それには、清く正しく、強いリーダーシップ(指導者)が求められる。地域を引っ張っていくことが求められる。
40	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等にみんなが参加できる工夫が必要。それがつながりになってくる。いろいろと行事を組んでも、参加される方は決まっている。すみずみまで行き届かない。世代交代。
41	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢母を介護中です。何かと相談するのがケアマネです。かなり助かっています。転倒し、歩きにくくなった時の介護用品などで助かっています。介護保険制度に感謝。 ・民生委員として、地域を家庭訪問しています。高齢のご主人(92歳)が奥さんを介護しており、その後、奥さんを亡くしてから3ヶ月頃のことです。「自分も介護保険を使って、デイサービスに行きたい。寂しいし、近所のAさんがデイへ行きはじめて、一緒に行こうと誘ってくれる」との話でした。ひとり暮らしの方の現状を知ったところでした。奥さんのケアマネに相談してみたらと話しましたが、結局、ご本人は自宅で過ごされています。
42	<ul style="list-style-type: none"> ・地区で子育てサロンを月1回実施していますが、参加の親子は月ごとにちがいます。その効果はあるのか。主旨と活動を今一度考える必要があるのかと考えます。本日の講演の中にあつた、障がいをもった子育てサロンも考える必要があるかと思った。 ・当事者の参加活動の必要性が理解でき、今後考えていきたい。
43	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で助け合い声掛けをする。空き家の問題にも取り組んでほしい。
44	<ul style="list-style-type: none"> ・連携、共感、つながりの話を聞いて、今自分は母の面倒を見ながら民生委員をしています。地域にはいろんな人がいます。子どもがいても、子どもは田舎に帰ってこないで、一人になり、入所され寂しい状況も見られます。
45	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなところで地域での取り組みを言われるが、若い人のリーダーや人材の育成が必要と思う。
46	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化、超高齢化、独居世帯の地域からの孤立化、他人のことはどうでもよいと考える人の増加等 ・困っているけど誰にも言えない、相談できない。相談しても「そうですか」「大変ですね」「頑張ってください」で終わりです。 ・困っている人は、病気や身体の痛み、障害だけではなく、心の中に言えずにかかえこんでいることがあります。それを会話の中で見つけ、それとなく引き出す技術が必要です。

	<ul style="list-style-type: none"> ・これから、まだまだ核家族化が進行し家族形態は変化していく。構成家族がバラバラになり、ほったらかしになります。家族、肉親、親戚、扶養義務、社会人として送り出す等の仕組みの崩壊に、対策はゼロです。
47	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の方を中心に、参加しやすい福祉活動を考えていけたら、もう少し活動が広がっていくのではないだろうか。
48	<ul style="list-style-type: none"> ・自分も主人が寝たきりで、8か月です。たまに自分が鬱になりそうです。相談をどこにしているのかも分からない。
49	<ul style="list-style-type: none"> ・市民全体参加するには、学校、職場、公民館等、身近なところで説明・協力を呼びかけて行った方が、各個人が身近に感じるのではないかと思います。関係者のみの参加ではどうでしょうか？
50	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の問題に順番をつけてみる。楽しい事、苦しい事、人に言える事、話せない事、諸々の中で、自分にできることを見つける事、そして参加する。苦言を言う前に、一度取り組むことが必要。
51	<ul style="list-style-type: none"> ・是非、横のつながり、連携を進める上でも、顔合わせ、夢を語る場を設けてほしい。
52	<ul style="list-style-type: none"> ・一言に“まちづくり”と言うけれど、まず一番は後継者を確定させることが大切。“婚活”が一番。“企業誘致”が二番。若者が県内に留まれる様な職場を提供してほしい。
53	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困をどう考えるか…子どもレストラン（子ども食堂、土曜塾）。子どもの貧困にはあまり触れられていない。 ・障がい者が親を亡くして一人暮らしになった時のサポートをどうするのか。 ・生活保護、介護保険制度の問題…複合的な部分をどう捉え、これからどのように取り組んでいるのか。 ・療育手帳の無い60代以上の障がい者の問題。
54	<ul style="list-style-type: none"> ・昔と比べ、コミュニティ力が弱くなってきております。公民館への入会が少ないうえに、ゴミの問題等、多くの課題があるように思います。住みやすいまちづくりをするには、ひとり一人の小さな協力がなくてはいけません。このあたりを学校教育だけでは解決できないので、行政、自治会でもっと取り組めたらいいと思います。
55	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の土台（地区社協）がよく理解できた。自地域での活動に関わっていきたいと思う。
56	<ul style="list-style-type: none"> ・“困った時”だけの“福祉”なのではなく、日常の中に“福祉”があるということを繰り返し、何度も何度も社協から発信していくことが大切なのではないでしょうか！
57	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者クラブに関わる「サロンのなもの」に興味を湧きました。高齢者という枠をとり除いた形はできないものか？
58	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな事から始めてコミュニケーションを大切にしていき、福祉活動につなげれば良い。
59	<ul style="list-style-type: none"> ・今現在、将来共に関わるお話だと思います。健常者ですが、女性一人で暮らすには家賃等は高いと思います。都城が有名になればなるほど、暮らしにくくなるのでしょうか…。
60	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな立場の方々の話を聞ける機会をセッティングしてもらい、意見を聞いて、役立て、連携していけるようにしてほしい。
61	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野の話が聞けて良かった。地域がひとつになっていけたら良いと思う。
62	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは若者が働ける場所が少ない。
63	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員定例会時に社協に出席してほしい。
64	<ul style="list-style-type: none"> ・良きお話で、今後頑張りたいと思います。

「地域めぐり」の手引き



実施：平成27年10月

協力：都城市民生委員児童委員協議会
実施主体：社会福祉法人都城市社会福祉協議会

趣旨

社協では、「第3次都城市地域福祉活動計画」を策定するにあたり、地域の多様なニーズを把握するために「地域めぐり」を行います。

これは、地域における福祉課題、生活課題を早期に把握することによって、問題の早期解決を図ることを目的にしています。

また、民生委員・児童委員活動の現場を社協職員がともに見聞することによって、民生委員・児童委員活動の支援の一助につなげたいと思います。

さらに、社協職員にとっては「アウトリーチ」や「ニーズキャッチ」の手法を実践するものです。

日程調整

- ①地区民児協定例会にて説明
- ②担当民生委員から市社協へ、同行訪問の連絡
- ③社協職員から担当民生委員へ、日程調整の連絡
- ④担当民生委員から社協職員へ、実施日の連絡
- ⑤担当民生委員による訪問先のリストアップ
- ⑥策定委員との調整（計画策定事務局）

実施日：平成27年 月 日（ ）

当日

①集合場所：_____

②集合時間：____月____日（ ）____時____分

③訪問者：社協職員
策定委員

※訪問時のポイント

- ・話しをよく聞く、傾聴する
- ・思いを受け止める、共感する
- ・自分の考えを押し付けない、主体は相談者

④訪問後のふりかえり

- ・専門機関につなぐ相談はなかったか、確認
- ・その後の対応が必要な場合は、どちらが対応するか、役割分担を確認する

⑤対応事例のフィードバック

例) 生活福祉資金借受世帯を訪問した場合、
担当者に事後連絡します

※その後の対応が必要な場合は、社協の担当者に
必ずフィードバックしてください

終了後

～めぐりシートへの記入～

①個別相談内容

- ・個別に受けた相談は、氏名（イニシャル）、年齢、世帯構成、主な相談内容、主訴などを簡略に記録する
- ・緊急性があるものは「★」をつける

②地域指標

- ・個別支援に活かせる地域の資源は？
- ・地域支援を行う必要性は？
（例えば、見守りネットワークのための学習会を行う など）
- ・地域を“面”としてみた時の長所・短所
以上は、訪問した人の主観で書いてください

③気づきシート

- ・「地域めぐり」を行った感想
 - ・何か気づいた点
 - ・ひらめき
 - ・感じ取ったできごと
- 以上は、訪問した人の主観で書いてください

「地域めぐり報告書」

No.	地区名	職員の気づき
1	本所管内 街部地区	<p>■隣の空き家に伴う樹木、落葉、害虫等に悩む高齢夫婦世帯。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者は空き地問題（樹木、落葉、害虫等による被害）で10年以上も苦慮され、過去に行政（環境業務課）、公民館長、議員にも相談されたが、ムカデ駆除剤の散布等の対処療法で根本的な解決に至っていない。行政は空き地の所有者と連絡が取れているようだが、更地にする費用や固定資産税等含め所有者の資金面の課題があるのではないかと考える。伐採に関しては所有者に一部費用を負担してもらい、歳末たすけあい助成で対応できないかと考える。
2	〃	<p>■高齢姉妹の2人暮らし。部屋に段差あり。足腰も悪い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動手段がほとんどタクシーであった。制度を利用できなかった場合の移動支援（病院の通院等）が必要だと思った。また、介護保険の決定まで時間を要するためその期間の支援も必要と感じた。 ・定期的（月1回）に民生委員と見守り・訪問を行うとよりニーズの把握が出来ると思う。また、民生委員との連携も図りやすくなるのではないかと感じた。
3	〃	<p>■妻を亡くして間がない高齢男性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者宅でのサロン活動や宿泊買物難民は中山間地だけの問題ではなく、中心市街地でも発生することが十分考えられる。 <p>■一人暮らし高齢女性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が林立している地域で、相談者宅のある13班は加入世帯が多く、ゴミ出しなどが地域の課題になっているようである。担当民生委員の気遣いが行き届いている。
4	〃	<p>■若い世帯の敷地内の雑草や害虫等に悩む隣人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庭先、家の周りは丈の伸びた草が生い茂っており、庭の手入れはされないように見える。害虫等の苦情が寄せられているが、市担当課と情報共有し、生活課題を把握しながら、支援を考える必要性を感じた。 <p>■一人暮らし高齢男性。姉妹の支援が徐々に難しくなり、持病とあわせて不安あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけだった医療機関に不信をいだいたり、親時代からの過去の暮らしの影響で親戚とも疎遠となり、また自己主張も強いため、周りとの関係がかなり薄れてきており、地域から孤立しているように見受けた。誰かに話を聞いて欲しいようでもあるので、傾聴ボランティアや御用聞き活動の必要性を感じた。

No.	地区名	職員の気づき
5	〃	<p>■80代の老々介護の女性。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫の認知症状、義娘の年金管理、課題が複雑に絡みあい、介護疲れが見てとれる。介護者が不安に思っていることを話しあえる場づくり、悩みを聞き取れる傾聴活動などを通じて、介護者支援の必要性を感じた。
6	本所管内 農村部地 区	<p>■一人暮らし高齢女性。家に風呂がなし。数年前はゴミ屋敷で一回片付けしたが、再度散らかり気味。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員さんからの声かけに、やさしい物腰で「(住宅改造・改修は) まだいいですが…」との返事。困りごとはないかたずねても「何もない」との回答。自分達からみると支援の必要な状態に見えるが、まだ支援を求める様子はない。できるだけ住み慣れた家で健康に長く生活できることが理想…との言葉を思い出し、この方がそうなのかなと思いつつもこの冬を心配しながら後にした。
7	支所管内	<p>■一人暮らし高齢女性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者で独居。骨折により杖を使っでの日常生活。転倒に危険を感じている ・本人は身体的ハンデはであるが、精神的に安定して、日常生活はできている。ただ地域に同年代の話し相手がいないので、見守りを兼ねた傾聴ボランティア活動や御用聞きなどの地域福祉活動の必要性を感じた。

第6 策定委員会設置規程

第3次都城市地域福祉活動計画策定委員会設置規程

平成27年4月22日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人都城市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の第3次都城市地域福祉活動計画（以下、「計画」という。）の策定に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 計画を策定するために、策定委員会を設置する。

2 策定委員会は、次の各号に掲げる者の中から委員25名以内をもって組織し、社協会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉関係団体
- (2) 保健・医療・福祉機関
- (3) 学校・教育機関
- (4) ボランティア・NPO団体
- (5) 専門職・当事者団体
- (6) まちづくり団体
- (7) 学識経験者
- (8) 助言者

(所掌事項)

第3条 策定委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の調査研究に関すること
- (2) 計画の立案に関すること
- (3) その他、計画の策定に関すること

(委員の任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から作業終了時までとする。

(役員)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 策定委員会に、専門の事項を検討するため専門部会を設置する。

2 専門部会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、社協地域福祉課において処理する。

2 委員の委員会出席等における費用弁償は、協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成18年1月5日制定）による。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、社協会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公表の日から施行する。

2 この規程は、計画策定の日にその効力を失う。

第3次都城市地域福祉活動計画策定委員会専門部会設置要綱

平成27年4月22日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、第3次都城市地域福祉活動計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）設置規程第7条の規定に基づき、専門部会の運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 専門部会の委員は、地域福祉に関する知識経験を有する者のなかから、社会福祉法人都城市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）会長が委嘱する。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、委員の中から互選により選出する。
- 4 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 専門部会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 策定委員会の諮問事項に関する調査研究
- (2) 計画に関する専門事項の検討
- (3) 検討結果の報告

(委員の任期)

第4条 専門部会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から作業終了時までとする。

(会議)

第5条 専門部会は、部会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、社協地域福祉課において処理する。

- 2 委員の委員会出席等における費用弁償は、協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成18年1月5日制定）による。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、社協会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
- 2 この要綱は、計画策定の日にその効力を失う。

附 則

- 1 改正後の要綱は、公表の日から施行する。

第7 策定委員会名簿

第3次都城市地域福祉活動計画策定委員会名簿

【策定委員会】

No.	所属	役職名	氏名	選出区分	
1	地区社協連協	会長	坂元 和雄	地域福祉関係団体	○
2	民生委員児童委員協議会	会長	淵上 澄雄	地域福祉関係団体	○
3	自治公民館連絡協議会	会長	坂元 晃	地域福祉関係団体	○
4	社会福祉施設等連絡会	会長	森本 日良雄	保健・医療・福祉機関	
5	福祉事務所	所長	青木 眞州男	保健・医療・福祉機関	
6	社会福祉普及推進校連絡会	会長	木野田 毅	学校・教育機関	
7	九州保健福祉大学	准教授	川崎 順子	学校・教育機関	
8	ボランティア協会	会長	立山 静夫	ボランティア・NPO 団体	◎
9	NPO 法人きらりネット都城	理事長	朝倉 脩二	ボランティア・NPO 団体	
10	障害者自立支援協議会	会長	川口 貴博	専門職・当事者団体	
11	介護支援専門員協会	会長	桑畑 守康	専門職・当事者団体	
12	法人立保育園長会	事務局長	高木 かおる	専門職・当事者団体	
13	認知症の人と家族の会	会長	前田 薫	専門職・当事者団体	
14	べいすんネットワーク	会長	今山 良一	専門職・当事者団体	
15	みやざき楠の会	代表	植田 美紀子	専門職・当事者団体	
16	おかげ祭り振興会	会長	川本 翰治	まちづくり団体	
17	民生委員児童委員		松田 豊	学識経験者	
18	宮崎県社会福祉協議会	部長	興梠 寛治	学識経験者	
19	都城市共同募金委員会	会長	木脇 義紹	学識経験者	
20	都城市社会福祉協議会	会長	島津 久友	学識経験者	
21	都城市社会福祉協議会	常務理事	池田 吉平	学識経験者	
	同志社大学社会学部	准教授	永田 祐	助言者	

◎：委員長、○：副委員長

【専門部会】

《ひとづくり》

No.	所属	役職名	氏名	選出区分
1	障害者生活支援センター	所長	宮川 文映	社協
2	地域包括支援センター	主査	堀内 大敬	社協
3	高崎支所	主事	内田 文子	社協
4	相談支援係	主事	谷口 祐樹	社協
5	ちっちゃなお家みづき	所長	東 由美子	外部
6	民生委員児童委員（女性）	会長	鶴田 美鶴子	外部
7	m-20 南九州	代表	坂元 敏志	外部
8	中郷中学校	校長	玉利 勇二	外部
9	地域包括支援センター	管理者	細野 伸一	外部

《まちづくり》

No.	所属	役職名	氏名	選出区分
1	志和池福祉センター	所長	山森 和久	社協
2	V C	所長	大牟田 智子	社協
3	法人係	主事	久保 典子	社協
4	地域包括支援センター	主事	栗山 将平	社協
5	高崎地区まちづくり協議会	会長	村吉 昭一	外部
6	上東友愛ネット	会長	日高 繁樹	外部
7	五十市地区社協	事務局長	石井 澄子	外部
8	中郷地区社協	事務局長	和田 和子	外部
9	市コミュニティ課	副主幹	福留 直樹	外部
10	市介護保険課地域支援担当	主幹	戸高 博	外部

《しくみづくり》

No.	所属	役職名	氏名	選出区分
1	生活自立支援センター	所長	田村 真一郎	社協
2	大牟田保育園	園長	黒原 清美	社協
3	地域福祉係	主事	及川 達也	社協
4	障害者生活支援センター	主事	白尾 清美	社協
5	ポン太クラブ	会長	外山 明美	外部
6	地域包括支援センター	管理者	高橋 正彦	外部
7	都城ヤクルト販売(株)	主任	森 小夜子	外部
8	茶っついサロン	顧問	茶藪 洋子	外部
9	市福祉課	主幹	高田 美樹雄	外部
10	教育委員会	指導主事	野元 政宏	外部

◎：リーダー、○：サブリーダー

【事務局】

No.	所属	役職名	氏名	選出区分
1	都城市社会福祉協議会	次長	辻 正明	
2	総務課	課長	西 いく子	
3	地域福祉課	課長	大田 勝信	
4	総務課	副課長	櫻田 賢治	
5	地域福祉課	副課長	森山 慎悟	

第8 策定委員会経過報告

第3次都城市地域福祉活動計画 経過報告

実施日	会議名	内容	参加者等
平成27年 4月8日	局内打合せ	第3次計画の進め方（協議）	市社協5名
4月14日	経営会議	第3次計画の進め方（協議）	市社協13名
4月27日	同志社大学訪問	助言者永田祐准教授との打合せ	同志社大学4名
5月19日	経営会議	第2次計画のふりかえり（協議）	市社協14名
6月4日	事務局会議①	第1回策定委員会について	市社協4名
6月11日	職員研修会	(1)地域福祉活動計画とは（説明） (2)作業内容と今後のスケジュール（説明） (3)さあ！実際にやってみよう！計画づくり（演習デモ）	市社協123名
6月16日	策定委員会・専門部会第1回合同会議	(1)委嘱状交付 (2)自己紹介 (3)委員長・副委員長選出 (4)趣旨説明 (5)都城市の地域福祉について (6)協議 ①第2次計画のふりかえり ②今後のすすめ方等について	策定17名、 専門27名、 事務局13名
6月26日	事務局会議②	(1)第1回合同会議を終えて ①職員研修会、その後の段取り ②検討事項の仕分け ③第2次計画の市民の評価 ④ニュースの発行 ⑤議事録 (2)専門部会職員WGの開催について (3)各課WGについて (4)第2回合同会議について ①第2次計画の評価 ②現状分析（地域診断、各課ワーク） ③進捗状況報告 ④助言者による講話	市社協5名
	総務課WG①	(1)総務課法人係の検討事項について ①すすめ方の確認 ②検討作業（項目抽出）	市社協4名
6月29日	総務課WG②	(1)総務課経理係の検討事項について ①すすめ方の確認 ②検討作業（項目抽出）	市社協9名
7月2日	専門部会のための職員ワーキング	(1)専門部会の進め方について (2)検討事項の仕分けについて (3)専門部会第1回目の進め方について (4)地域ニーズ把握のための「地域めぐり」について (5)地域診断について	専門12名、 事務局4名

7月 3日	総務課 WG③	(1)社協会員会費について ①課題抽出	市社協 4名
7月 7日	山之口支所 WG①	(1)山之口支所の検討事項について ①すすめ方の確認 ②検討作業 (項目抽出)	山之口支所 14名
7月 8日	地域福祉課 WG①	(1)地域福祉課の検討事項について (2)今後のすすめ方について	市社協 11名
7月 9日	相談支援課 WG①	(1)相談支援課の検討事項について ①すすめ方の確認 ②検討作業 (項目抽出)	市社協 9名
7月10日	高城支所 WG①	(1)高城支所の検討事項について ①すすめ方の確認 ②検討作業 (項目抽出)	高城支所 8名
	総務課 WG④	(1)共同募金について ①課題抽出	市社協 4名
7月14日	地域福祉課 WG②	(1)地区社協の機能、活動、組織、財源の充実強化 ①生活支援活動強化 ②連絡調整・相談支援機能強化 ③多様な団体の参画 ④財源獲得事業の強化 (2)地区社協とまちづくり協議会との在り方 ①組織構成の明確化 ②財源の位置づけ	市社協 10名
	高崎支所 WG①	(1)高崎支所の検討事項について ①すすめ方の確認 ②検討作業 (項目抽出)	高崎支所 11名
7月15日	事務局会議③	(1)第2回合同会議について ①進捗状況報告 ②第2次計画の評価 ③現状分析 (地域診断、各課WG) ④助言者による講話 (2)専門部会の進め方について ①専門部会での検討事項 ②テーマ別のレポート	市社協 5名
	在宅福祉課 WG①	(1)在宅福祉課の検討事項について ①すすめ方の確認 ②検討作業 (項目抽出)	志和池福祉センター 19名
7月16日	山田支所 WG①	(1)山田支所の検討事項について ①すすめ方の確認 ②検討作業 (項目抽出)	山田支所 10名
	在宅福祉課 WG②	(1)志和池福祉センター通所介護事業について ①課題整理と施策の検討	志和池福祉センター 7名
7月17日	相談支援課 WG②	(1)障害者生活支援センターについて ①相談援助業務 ②障害者ケアプラン ③障がい者等日中活動事業 ④障害者自立支援協議会への参画 (2)障害者虐待防止センターについて ①虐待認定ケースのフォロー・モニタリング	市社協 9名

		②広報啓発活動 ③行政との連携	
7月21日	経営会議	(1)進捗状況報告 (2)「地域めぐり」の実施について(協議)	市社協13名
7月23日	策定委員会・専門部 会第2回合同会議	(1)進捗状況報告 (2)第2次計画の評価 (3)現状分析 (4)助言者による講話	策定16名、 専門25名、 事務局5名
7月23日	職員研修会②	(1)永田祐先生による講演 (2)各課・支所ディスカッション (3)まとめ	職員40名
7月23日	ひとづくり専門部会	(1)専門部会での検討事項 (2)テーマ別のレポート ①学校を核にした新しい地域コミュニティづくり ②障害(児)者の地域生活を支える人づくり ③地域福祉の財源確保と人財育成 ④社協専門職(コミュニティソーシャルワーカー)の在り方 ⑤権利擁護を担う人材の育成	専門6名、 事務局1名、 助言者1名、 県社協1名
7月23日	まちづくり専門部会	(1)専門部会での検討事項 (2)テーマ別のレポート ①開かれた社会福祉施設(社会貢献事業)のあり方 ②ボランティアセンターの機能の拡充策 ③地域福祉における財源づくり ④地域包括ケアシステムの構築 ⑤まち協と地区社協のあり方	専門10名、 事務局1名、 助言者1名、 県社協1名
7月23日	しくみづくり専門部 会	(1)専門部会での検討事項 (2)テーマ別のレポート ①生活困窮者支援のあり方 ②子育て支援対策 ③子育て支援(子どもの貧困)対策 ④社会福祉施設等による地域福祉の展開 ⑤個別支援と値域支援のあり方 ⑥地域における相談支援のあり方	専門9名、 事務局1名、 助言者1名、 県社協1名
7月24日	地域福祉課 WG③	(1)地区社協への支援体制強化 ①事務局環境の充実強化 ②地区支援ワーカーの充実強化 ③民間助成の活用 (2)地区社協の事業面の充実強化 ①既存事業の整理、継続 ②生活支援活動の推進 ③多様な参画と協働の推進 (3)ボランティアセンターの機能強化 ①地区ボラセンの開設 (4)NPO等中間支援業務の強化 (5)福祉教育の推進 (6)災害救援ボラセンの充実強化	市社協10名

7月27日	保育課 WG①	(1)保育課での検討事項 ①すすめ方の確認	市社協 7名
7月28日	事務局会議④	(1)職員研修会のふりかえり (2)第2回合同会議のふりかえり (3)専門部会のふりかえりと今後の進め方 (4)第3回策定委員会に向けての作業内容 (5)その他	市社協 5名
7月28日	地域福祉課 WG④	(1)総合相談体制の強化 ①生活相談窓口の充実強化 ②地区の相談体制の充実 (2)市社会福祉施設等連絡会の強化 ①人材の養成 ②開かれた施設、専門性の提供	市社協 9名
8月 3日	相談支援課 WG③	(1)重度身体障害者等移動支援事業 (2)福祉有償運送サービスネットワーク事務局の運営	市社協 8名
8月 4日	地域福祉課 WG⑤	(1)専門職の養成 ①コミュニティワーカーの育成 ②地域福祉推進者、ボランティアの資質向上 (2)情報化の推進 ①地区社協の情報化支援 ②市域での情報整理、発信 (3)ファミリー・サポート・センターの強化	市社協 9名
	点字図書館 WG①	(1)点字図書館での検討事項 ①すすめ方の確認	市社協 4名
8月 7日	山之口高城包括 WG①	(1) 山之口・高城地区地域包括支援センターでの検討事項 ①すすめ方の確認	山之口包括 11名
8月11日	高崎支所 WG②	(1)「食」の自立支援事業配食サービスの推進	高崎支所 11名
8月12日	谷頭保育園 WG①	(1) 谷頭保育園での検討事項 ①すすめ方の確認 (2)保育力の向上 (3)人材育成 (4)地域への発信力	谷頭保育園 11名
8月13日	地域福祉課 WG⑥	(1)認知症地域支援事業の強化 (2)生活困窮者自立支援事業の強化 (3)地域包括ケア体制の構築 (4)地域支援事業体制の推進 ①介護予防活動の推進 (5)社会福祉法人による地域貢献活動の推進	市社協 8名
8月14日	総務課 WG⑤	(1)経理業務の効率化 ①体制整備 ②人材育成 ③拠点整備	市社協 5名
	総務課 WG⑥	(1)歳末たすけあい募金事業の推進 ①課題の抽出	市社協 4名
8月18日	大牟田保育園 WG①	(1) 大牟田保育園での検討事項 ①すすめ方の確認 (2)保育力の向上	大牟田保育園 11名

		(3)人材育成 (4)地域への発信力	
8月18日	ひとづくり専門部会 ②	(1)前回の振り返り (2)テーマ別レポート ①障害者の地域生活を支える人づくりについて ②社協専門職(コミュニティソーシャルワーカー)の在り方について ③権利擁護を担う人材の育成について ④福祉施設等における地域福祉コーディネーターの活用について ⑤民生委員児童委員の研修のあり方と活動支援体制について ⑥映画を通したつながりづくり「映画福祉」について ⑦福祉教育を核にした人づくりと地域コミュニティづくりについて ⑧住民主体の地域包括ケアについて	委員7名、 事務局5名、 オブ1名
8月19日	縄瀬保育園 WG①	(1) 縄瀬保育園での検討事項 ①すすめ方の確認 (2)保育力の向上 (3)人材育成 (4)地域への発信力	縄瀬保育園6名
8月21日	山田高崎包括 WG①	(1) 山田・高崎地区地域包括支援センターでの検討事項 ①すすめ方の確認	高崎包括11名
	前田保育園 WG①	(1) 前田保育園での検討事項 ①すすめ方の確認 (2)保育力の向上 (3)人材育成 (4)地域への発信力	前田保育園6名
	事務局会議⑤	(1)経過報告 (2)専門部会について (3)現状分析「地域めぐり」について (4)第3回策定委員会に向けて (5)その他	市社協5名
	高崎支所 WG③	(1)通所介護事業について (2)障害福祉サービス事業について (3)訪問介護事業について	高崎支所6名
8月27日	しくみづくり専門部会②	(1)前回の振り返り (2)テーマ別レポート ①生活困窮者支援のあり方について ②子育て支援対策について ③個別支援と地域支援のあり方について ④社会福祉施設等による地域福祉の展開について ⑤地域における相談支援のあり方について ⑥発達障がい児・者を支える地域支援体制について ⑦企業の社会貢献(CSR)について	委員10名、 事務局4名

		⑧地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携・協働について ⑨コミュニティ・スクールと福祉教育の連携について	
8月31日	地区社協連協理事会②	(1)第2次計画の振り返りについて (2)地域診断シートについて	理事14名、 事務局長1名、 行政1名、 事務局9名
9月3日	まちづくり専門部会②	(1)前回の振り返り (2)テーマ別レポート ①開かれた社会福祉施設（社会貢献事業）のあり方について ②ボランティアセンターの機能の拡充策について ③地域福祉における財源づくりについて ④地域包括ケアシステムの構築について ⑤地区社協とまち協のあり方について ⑥自治公民館の福祉機能の強化策について ⑦地域における高齢者等のささえあいについて ⑧地区社協の強化方策（組織・拠点・体制・財源確保）について	委員9名、 事務局5名
9月4日	事務局会議⑥	(1)専門部会の3回目について (2)現状分析「地域めぐり」の進め方 (3)第3回策定委員会について	市社協5名
9月7日	点字図書館WG②	(1)点字図書館での検討事項 ①すすめ方の確認	市社協7名
9月8日	高崎支所WG④	(1)生活福祉資金貸付事業・たすけあい資金貸付事業について (2)有償ボランティアについて	高崎支所8名
9月14日	相談支援課WG④	(1)日常生活自立支援事業の実施 (2)福祉後見活動事業の実施 (3)総合相談事業の展開	市社協7名
9月16日	ひとづくり専門部会③	(1)テーマ別レポートのダイジェスト（ふりかえり） (2)「ひとづくり」計画の骨子について	委員8名、 事務局5名、 オブ1名
9月17日	谷頭保育園WG②	(1)人材育成について (2)地域への発信力について	谷頭保育園7名
9月18日	大牟田保育園WG②	(1)人材育成について (2)地域への発信力について	大牟田保育園 10名
	事務局会議⑦	(1)専門部会3回目のふりかえり (2)現状分析「地域めぐり」の進め方 (3)第3回策定委員会について (4)第4回策定委員会について	市社協4名
9月19日	山之口高城包括WG②	(1)民生委員児童委員との連携について	山之口包括6名
9月24日	高崎支所WG⑤	(1)さわやかサロン、福祉団体の自立支援、人材育成・活用（福祉教育・ボランティアセンター）について	高崎支所8名

9月25日	しくみづくり専門部会③	(1)テーマ別レポートのダイジェスト（ふりかえり） (2)「ひとつづくり」計画の骨子	委員9名、 事務局3名
9月25日	まちづくり専門部会③	(1)テーマ別レポートのダイジェスト（ふりかえり） (2)「まちづくり」計画の骨子	委員10名、 事務局3名
9月29日	第3回策定委員会	(1)進捗状況報告 (2)第2次計画の評価 (3)現状分析 (4)進捗状況報告（専門部会、各課WG）	委員14名、 事務局4名
9月30日	相談支援課WG⑤	(1)障害者生活支援センターについて (2)障害者虐待防止センターについて (3)重度身体障害者等移動支援事業について (4)福祉有償運送サービスネットワークについて (5)日常生活自立支援事業について (6)福祉後見活動事業について (7)総合相談事業について	市社協7名
10月2日	市民児協会会長会	(1)「地域めぐり」について	地区会長15名
	事務局会議⑧	(1)専門部会の協議テーマ (2)第3回策定委員会のふりかえり (3)現状分析「地域めぐり」の進捗 (4)第4回策定委員会、第5回専門部会合同会議について (5)第3次計画の全体構成について	事務局4名
10月7日	前田保育園WG②	(1)地域への発信力について (2)人材育成について	前田保育園5名
10月8日	高崎支所WG⑥	(1)軽度生活援助事業、相談支援事業、総合相談事業について	高崎支所5名
10月13日	高崎支所WG⑦	(1)地区社協事業、その他事業について	高崎支所7名
10月16日	事務局会議⑨	(1)「地域めぐり」説明会での各地区意見 (2)職員研修会の進め方 (3)「策定委員会ニュース」の発行 (4)第4回策定委員会、第5回専門部会合同会議 (5)第3次計画の全体構成について	事務局5名
10月19日	縄瀬保育園WG②	(1)人材育成について (2)地域への発信力について	縄瀬保育園5名
10月23日	職員研修会③	(1)各課職員ワーキングの進捗状況 (2)専門部会の進捗状況	職員103名
10月26日	まちづくり専門部会④	(1)まちづくり実施計画について (2)専門部会全体の計画について	委員10名、 事務局4名
	ひとつづくり専門部会④	(1)ひとつづくり実施計画について (2)専門部会全体の計画について	委員9名、 事務局4名
10月27日	しくみづくり専門部会④	(1)しくみづくり実施計画について (2)専門部会全体の計画について	委員9名、 事務局4名
11月2日	相談支援課WG⑥	(1)相談支援課の取り組み（全体協議）	市社協6名
	地域福祉課WG⑦	(1)地域福祉課の取り組み（全体協議）	地域福祉課9名
11月6日	事務局会議⑩	(1)「地域めぐり」の進捗状況 (2)都城市地域福祉推進大会（第2部）	事務局4名

		(3)第4回策定委員会、第5回専門部会合同会議について (4)第3次計画の全体構成について	
11月6日	地域福祉課WG⑧	(1)地域福祉課の取り組み(全体協議)	地域福祉課8名
11月9日	相談支援課WG⑦	(1)相談支援課の取り組み(全体協議)	市社協6名
11月19日	策定委員会④・専門部会⑤合同会議	(1)第3次計画の全体構成について (2)専門部会の審議状況と計画の骨子 (3)各課ワーキングの審議状況と計画の骨子	委員18名、 専門25名、 助言者1名、 事務局3名
	都城市地域福祉推進大会	第2部 第3次都城市地域福祉活動計画「大策定委員会」	600名
11月20日	事務局会議⑪	(1)「地域めぐり」の進捗状況 (2)第4回策定委員会、第5回専門部会合同会議のふりかえり (3)都城市地域福祉推進大会(第2部)のふりかえり (4)第3次計画の作成	事務局4名
11月30日	地域福祉課WG⑨	(1)地域福祉課の取り組み(全体協議)	地域福祉課9名
12月4日	事務局会議⑫	(1)合同会議のふりかえり (2)次回以降の予定 (3)第3次計画の作成	事務局4名
12月18日	事務局会議⑬	(1)合同会議・推進大会のふりかえり (2)専門部会リーダー+事務局打合せ (3)次回以降の予定 (4)第3次計画の作成	事務局4名
12月28日	専門部会リーダー・事務局打合せ	(1)第4回合同会議での意見 (2)地域福祉推進大会の提言 (3)重点施策の見直し	事務局7名
平成28年 1月8日	事務局会議⑭	(1)第5回策定委員会 (2)第3次計画の全体内容 (3)今後の予定	事務局5名
1月12日	総務課・各支所合同WG	(1)第3次計画の各部門内容協議	事務局2名、 支所4名
1月18日	事務局会議⑮	(1)日本地域福祉学会長の対応 (2)地域間比較調査への対応 (3)第3次計画の内容について (4)今後の予定	事務局5名
1月19日	経営会議⑦	(1)第3次計画の内容について	社協14名
1月28日	策定委員会⑤	(1)第3次計画の全体協議	委員18名、 助言者1名、 ワザバー1名、 事務局6名
2月5日	事務局会議⑯	(1)第5回策定委員会のふりかえり (2)意見の集約 (3)計画書・資料編の作業分担 (4)今後の予定	事務局5名
2月23日	事務局会議⑰	(1)計画書読み合わせ	事務局5名

3月 1日	事務局会議⑱	(1)計画書最終確認	事務局 5名
3月16日	策定委員会⑥・専門部会⑥合同会議—最終—	(1)第3次計画最終案へのご意見 (2)スローガンづくりワークショップ (3)一言コメント (4)助言者による助言 任務完了による委員解任	委員 14名、 専門委員 24名、 助言者 1名、 事務局 6名
3月22日	事務局会議⑲	(1)計画書の最終確認	事務局 4名
3月28日	社協第5回理事会 第4回評議員会	(1)「第3次都城市地域福祉活動計画」の策定について上程	

第9 策定委員会議事録

第3次都城市地域福祉活動計画 第1回策定委員会・専門部会合同会議 議事録

○日時 平成27年6月16日(火) 15時～17時

○会場 都城市総合社会福祉センター2階研修室

○出席者 [策定委員会]

坂元和雄、淵上澄雄、坂元晃、森本日良雄、木野田毅、川崎順子、立山静夫、朝倉脩二、川口貴博、桑畑守康、高木かおる、前田薫、植田美紀子、川本翰治、松田豊、興柁寛治、島津久友

[専門部会]

宮川文映、星村太一、内田文子、谷口祐樹、東由美子、鶴田美鶴子、坂元敏志、玉利勇二、細野伸一、山森和久、大牟田智子、久保典子、栗山将平、村吉昭一、日高繁樹、石井澄子、福留直樹、戸高博、田村真一郎、黒原清美、及川達也、白尾清美、外山明美、高橋正彦、森小夜子、茶藪洋子、野元政宏

[事務局]

上野誠、又木勝人、中村健児、亀澤俊男、中園伸夫、木下夕子、児玉誠、辻正明、大田勝信、櫻田賢治、森山慎悟

○次第 1. 委嘱状交付

2. 自己紹介

3. 委員長・副委員長選出

委員長 立山静夫氏(都城ボランティア協会)

副委員長 坂元和雄氏(地区社協連協会長)

淵上澄雄氏(市民児協会長)

坂元晃氏(市自公連会長)

ひとつづくり部会 リーダー 宮川文映

サブリーダー 玉利勇二氏(中郷中学校)

まちづくり部会 リーダー 山森和久

サブリーダー 日高繁樹氏(上東友愛ネット会長)

しくみづくり部会 リーダー 田村真一郎

サブリーダー 外山明美氏(ポン太クラブ会長)

4. 趣旨説明

5. 都城市の地域福祉について

○協議 1. 第2次計画のふりかえり

2. 今後のすすめ方等について

質疑応答

(朝倉委員) 市の総合政策課的な役割を担う部署はどこにあたるのか？ 戦略的な視点や意識改革を促すためにセクションの名前など工夫したらどうか

(櫻田) 総務課である

(森本委員) 第3の柱は達成度が低い、総合政策的に精査すればもう少し伸びるのではないか

(櫻田) 実施できなかった部分は内部で確認し、新しい計画に反映したい

(玉利委員) 第2次計画が第3次計画にどうつながっていくのか？ 専門部会の委員はどのようにかかわればいいのか？ どのように意見が反映されるのか？ 部会の関係はどうなるのか？

(大田) 第2次計画の達成度は計画的に取り組んだ結果を冷静に分析したいという趣旨で行った。第2次でやれなかったことを第3次計画に再びあげる、第2次計画にはなかった視点を新たに盛り込むなどの形で反映させたい。部会のテーマ設定がそれぞれ異なっているが、例えばひとつづくりであれば専門職の養成やボランティア・市民活動、一般市民の福祉への参加など、具体策を計画の中に入れてほしいが、例えば学校であれば福祉教育で若い目を育てるなどの計画が盛り込まれるべきと考えている。第2次にはひと・まち・しくみがバラバラに点在しているので総じて見ていただき、部会に関係するところだけ部分的に見ていくことでお願いしたい

(興梠委員) 現状における視点の当て方が当時と違ってきている、現国会で社会福祉法人改革があがっているが恐らく法改正が成立する、理事監事の見直しや財務管理の在り方、基金の在り方等について改革の方向になる。全社協の強化方針も出された。排除されない地域の仕組みづくりを提唱している。総合化の視点で計画づくりが必要である。生活困窮者自立支援事業は社会全体の問題で、地域の中で課題を受け止める必要がある。行政計画にあわせて編成させているところがある。県社協で社会福祉法人による社会貢献事業も検討している

(坂元委員) 第2次のような形を想定して第3次ができていくのか？ 我々の意見はどのように反映されるのか？ ゴールのイメージの共有できていると議論しやすい

(大田) 第2次計画とはがらっと変わる。計画のオーソドックスな形をイメージしており、計画内容の「重点施策」にひと・まち・しくみの柱で書かれるようなものを想定している

(川崎委員) ①地域福祉活動計画の意味合いが委員に十分理解されているか？ 市計画全体像と2次計画の関係性の中で、各委員がどこを見て行けばいいのか、何を言えばいいのか、7年のブランクもどう評価するか必要ではないか、社協の計画に見えるところがある、②厳しい評価が下されているが社協職員サイドのみの評価だけでいいのか？ 市民の活動計画なので市民からの評価が必要ではないか、活動主体の評価も必要ではないか。また、評価の種類は「結果」「プロセス」「関係性」で整理して示されるべきである、③今後の期待として都城市は全国的にも研究者も注目している、しかし市民活動の展開に資する計画とするには、全国を向かず市民ひとり一人を向いて市民にしっかり届くものを作るという視点が大事である

地域のニーズや見えない潜在化したニーズの吸い上げ手法について、包括や子育て支援センターがすでに認識しているニーズを資料化するなどが必要ではないか

(松田委員) 書き物だけに終わらせたくないというのが各種計画の共通、いろんな団体からの意見や子ども委員の意見で市計画を作ったが、何のために作る計画なのか今一度確認し、下から持ち上げていくような計画ができればと思っている

(川本委員) もう一度ふりだしに戻して考える方がすっきりする。祭りを通して感じるのは地域のコミュニティ機能がかなり低下している、福祉のまちづくりと大きく関係している、日本の

生活文化として培われていた仕組みをできるだけ忠実にやるとうまくいく、日本の伝統文化には助け合う仕組みが昔の気質として落とし込まれているはず、今の時代はそれを掘り起こしてみることである

以上

第3次都城市地域福祉活動計画 第2回策定委員会・専門部会合同会議 議事録

- 日時 平成27年7月23日(木) 13時半～15時半
- 会場 都城市総合福祉会館2階大会議室
- 出席者 [策定委員会]
坂元和雄、坂元晃、青木眞州男、木野田毅、立山静夫、朝倉脩二、川口貴博、
桑畑守康、今山良一、前田薫、川本翰治、松田豊、興梠寛治、木脇義紹、池田吉平、
島津久友
[専門部会]
宮川文映、内田文子、東由美子、坂元敏志、玉利勇二、細野伸一、山森和久、
大牟田智子、久保典子、栗山将平、村吉昭一、日高繁樹、石井澄子、和田和子、
福留直樹、戸高博、田村真一郎、黒原清美、及川達也、白尾清美、外山明美、
高橋正彦、森小夜子、茶藪洋子、野元政宏
[事務局]
上野誠、辻正明、大田勝信、櫻田賢治、森山慎悟
- 次第 1. 開会
2. あいさつ 立山静夫委員長
3. 第1回合同会議のふりかえり
- 協議 1. 進捗状況報告(専門部会、各課WG)
2. 第2次計画の評価について
3. 現状分析
4. その他

質疑応答

(朝倉委員) 地区社協の単位について。各地区でまち協ができています。地区社協とまち協の協力関係は計画に活かされているのか？ まち協には様々な福祉の部会があるため、そこでの連携はとても必要になってくると思う。

(大田) 専門部会のテーマとして掲げているところである。健康福祉部会と地区社協がタイアップしている所もある。各地区の現状分析を行ったうえで今後どのように協力体制をつくってほしいか計画に反映していきたい。

(坂元晃副委員長) まち協は設立して進んでいるが11地区と4町との絡みが出来ていない。高崎地区は11地区より遥かに進んだまちづくり事業を展開していて非常に参考になる。まずは15地区が足並みを揃えられるように、まち協としては努力していきたい。

(村吉専門委員) 自治公民館とまち協が一体となって地域とどういう風にコミュニケーションを図っていくか、また、地域の中に福祉部をどう設置するかが大事だと思う。今後はまち協や自治公民館、社協と一体となって地域福祉の本当の根源であるコミュニケーションの場をもっと深め、明日からの住みよいまちづくりに貢献できたらと前向きに思う。

(立山委員長) 自治公民館からの福祉協力金は順調に集まっているか？

(大田) 1世帯あたり大体50円である。以前は民生委員が集めていたが3年前から自治公民館で集めるように変わってきた。旧市内11地区のうち10地区程集めており、1地区は保留である。

既に4町は1世帯あたり500円出し合っており4町の方が財政力は高い。

(立山委員長) 財源がどこの社協も乏しい。財源がないと地区社協の動きがとれないので各自治公民館へお願いしたい。

(前田委員) 高齢化が進んできて相談件数が増えていく中で民生委員の引き受け手がいたりいなかったり相談内容が非常に複雑になっている。その部分をうまく支えていく福祉活動計画はどこの部署になるのか？ 民生委員が困難なケースをもっていて相談を受けることがある。そこまで踏み込む必要はあるのか？ 包括支援センターの手助けもあるが人が多いわけではない。民生委員が苦勞している。民生委員同士の事例検討が少しでもあると振り返りができると思う。定例会等はあるが事例検討は特にならない。そういった部分はどの部署がどうやってまわるのか？

(大田) 民生委員の研修や活動は活動計画にも大きく取り上げられている。社協で市民児協の事務局を担っており研修を行っている。部会が4つあり各部会年間2回ずつ計画的に研修を行いお互いに研鑽を積んでいる。各地区に民児協があるので、全地区ではないが事例検討を定例会の時にする所もあり、困難事例を全民生委員と一緒に検討することがある。民生委員の資質向上に関しては計画の方にも十分反映させていきたい。

(玉利専門委員) 第二次計画の振り返りの達成度の見方が分からない。未達成はいくつか、何が課題で未達成になるのか等についてこの場で述べないと第3次計画の要望意見等は出来ないのではないかと。それから達成度がほとんどA(十分に達成した)である。やれば全部Aなのか、どの程度できたらAなのか分からない。これでは第3次計画の要望意見は非常に曖昧になって的確でないものにはなるのではないかと。

(大田) 表の作りが不十分だと改めて感じた。視点を見直していきたい。

(宮川専門委員) 私たち福祉専門職だけで成り立つものではない。地域住民の皆様のご協力を頂きながら成り立っている部分がある。今後、ひとづくり部会でも地域住民の皆様が地域福祉にどのように関わっていくか人材育成の部分で様々な意見・提案を頂きたい。

(木野田委員) 活動拠点の整備の部分では中学校区で地区社協を拠点にしながら小学校区での事務局を開設したいということだがどういうイメージがあるのか？ 全小中学校に最終的に拠点を置きたいのか、その必要性があって足らないとこだけに拠点を置きたいのか、最終的なゴールがみえない。

(大田) 中学校区に地区社協の事務局を確保することが第一の目標でほぼ達成されている。地区公民館が建て替わって新設されたところがこれまで3か所ある。そこには必ず地区社協の専用居室を部屋として頂けると実績としてあがっている。当面15地区に地区社協の部屋を確保するという目標がある。小学校区での地区社協設置は地区によって必要性を感じている所についてということで必ずしも小学校区に地区社協を設置するということは考えていない。

(木野田委員) どの地区が必要なのか情報がないと検討しようがないのではないかと？

(大田) 把握出来た時点でお知らせしようと思う。

(木野田委員) もう少し丁寧な資料がないと達成度の理解が出来ない。

(大田) 資料の根拠等を考えていきたいと思う。

(立山委員長) 人口が合併時に比べると大幅に減ってきている。若者の流出もあると思うがその部分の危機感はあるか？

(村吉専門委員) 世帯構成も人口も大幅に変わっている。人口に対し世帯数も少なかった。昔は

施設福祉も少なく地域の中で自然に福祉を行うことが当たり前だった。これからの地域福祉は福祉部の設立を全自治公民館に設立することが大事である。福祉の学習をしても分からない人が多く、どこに地域の機関があるか知らない人が多い。地域住民の小さな意見を拾い、本当の意味の福祉はどういうものなのか考えていかなければならない。未達成の部分がほとんどだったのでそういうことがないように地域福祉を推進していきたい。

(内田専門委員) 地区の地域福祉活動計画の見直し作業をしており、地域福祉座談会ということで地域めぐりをしている。地区の意見を計画に反映させ住みよいまちづくりをしていきたい。

(立山委員長) どこの地域も非常に空き家が多くなっているが空き家対策はしているのか？

(村吉専門委員) 空き家調査を行ったが、非常に多かった。今後、空き家をどのように活用していくか様々な面から考えていきたい。

(坂元和雄副委員長) 今後空き家対策が重要になってくる。現在、犯罪・非行に対する空き家調査を行っており、空き家の中でも管理を徹底している所とそうでない空き家がある。空き家はじめ荒地なども含めて調査していくなかで、自治公民館でも福祉の視点から考えていきたい。

(茶園専門委員) 地域診断シートに育成会加入率も入れてほしい。育成会に入会しない世帯が増えている。

若い世代が組織として動くことを嫌がる傾向にあり、そういった部分が未加入に繋がっているため、数値で表してほしい。

(大田) 育成会加入率も把握したい。

(朝倉委員) ひとり暮らしの高齢者見守りが大きな課題である。ひとり暮らしの高齢者の数値も地域診断シートに表してほしい。

(大田) ひとり暮らしの高齢者も把握したい。

以上

第3次都城市地域福祉活動計画 第3回策定委員会 議事録

- 日 時 平成27年9月29日（火）13時30分～15時20分
- 会 場 都城市総合福祉センター2階研修室
- 出席者 [出席]
坂元和雄、瀧上澄雄、坂元晃、青木眞州男、木野田毅、立山静夫、川口貴博、
前田薫、今山良一、川本翰治、松田豊、興柁寛治、池田吉平、島津久友
- [欠席]
森本日良雄、川崎順子、朝倉脩二、桑畑守康、高木かおる、植田美紀子、木脇義紹
- [事務局]
辻正明、大田勝信、櫻田賢治、森山慎悟
- 次 第 1. 開会
2. あいさつ 立山静夫委員長
3. 第2回合同会議のふりかえり
4. 経過報告
- 協 議 1. 第2次計画の評価について
2. 現状分析（地域診断、地域めぐり）
3. 進捗状況報告（専門部会、各課WG）
4. その他

質疑応答

【地域めぐりについて】

(興柁委員) 地域めぐりの訪問対象世帯はどのような世帯を想定しているのか？ また、訪問時間帯は何時ごろになるのか？ 訪問したら不在だということも考えられるが…。

(森山) すでに介護保険等のサービスが入っているところは除外する。対象世帯は基本、民生委員の手法でピックアップしていただきたいと考えている。15地区ごとに担当職員1名を配置し、10月の各地区民児協定例会に出向き説明した上で、例えば、軽度認知症で見守りが必要だとか、ごみ屋敷状態で気になっている人などをピックアップしていただきたい。西岳地区ではすでに、「気になる人」をピックアップしてまち歩きで訪問し、マップに落とす作業を現在行っている。

(大田) 地区を万遍なく網羅するローラー作戦ではなく、気になる世帯にスポットで訪問したい。

(坂元晃委員) 館長との連携はどう考えているのか？ 福祉は難しいものという先入観があって、この会に来るのも億劫だが、一緒に学びたいという気持ちは持っている。

(坂元和雄委員) 西岳のささえあいマップは自治公民館長を中心に進めている。一館あたり7～8名が気になる存在としてあげられている。

(瀧上委員) 10月の会長会で説明してもらおう予定である。場合によっては訪問を拒否されることも出てくると思われる。訪問する世帯は民生委員との信頼関係があって成り立つものと思っている。

(森山) 民生委員さんの判断で遠慮された地域は、無理して訪問する予定はない。

(立山委員長) 地域めぐりは大変なことが予想される。現在は民生委員のなり手もない中で、

ひとり暮らしは増えているし、会食会に誘っても出てこない人もいるし、訪問しても顔も出さない人もいる。また、未加入世帯もたくさんある。相当難渋な作業になるのではないかと。

(坂元和雄委員) 西岳地区は公民館加入率が95%で、比較的訪問しやすい雰囲気がある。

(立山委員長) 民生委員と連携してしっかり活動にあたっていただきたい。

(坂元晃委員) トラブルがあったあとで館長に相談されたでは困るので、事前によく調整をお願いしたい。

(興梠委員) 行政にもお願いされた方がいいと思う。現在、国勢調査も行われている中で、詐欺集団が横行していたり注意喚起を促すニュースが流されたりしているので、館長なりには周知し、訪問する際は身分証明書を携行して調査するなど留意すべきと思う。また、個人のプライベートな部分を把握することになるので、情報の取り扱い等についてデリケートな部分はよく検討して望まれた方がよろしいと思う。

(淵上委員) だいたい一人5～6件程度かとふんでいる。

(立山委員長) 成功を祈ります。

【専門部会・各課ワーキングの検討事項について】

(宮川) リーダーより報告。

(田村) リーダーより報告。

(森山) リーダーに代わり報告。

(松田委員) 資金獲得の手法開発として「ぼんちくんバッチ」を買わされた。新しい取り組みも必要だと思うが、他と競合する部分は見直しが必要ではないか。これまで実施してきたからといって継続するのではなく、他と競合しているところは思い切って見直しすることも考えた方がよろしいと思う。

(前田委員) 各課の課題の中に「業務量が多い」「煩雑である」という課題が掲げているが、改善計画にどう振り分けるのか疑問をもって見ていたところである。今はすでに10月でこの計画は27年度中に作られるものと思っているが、取り組み内容が未記入のところもあり、年度内の策定は可能なのか？ それとも今年度は課題を出し合うだけなのか？

また、地域めぐりについて自身も民生委員とともに地域と一緒に回った経験から、訪問すると「〇〇さんところの嫁さんやね」と親しみを持たれたので、身近な人が訪問できると相談に入りやすいし、より深い相談内容が把握できるのではと思う。

(青木委員) 把握した課題をどうつないでいくかは事前に決めておくことが必要と思う。地域課題を把握すれば解決を期待されるので、「まずは教えてください」というスタンスで臨まれた方がよろしいと思う。解決にあたるにしても民生委員さんと社協だけでは難しいだろうし、あくまで活動計画策定のためのニーズ把握ということで臨まれた方がよろしいと思う。さらに、調査したことを整理するのが大変だろうと予想される。

(木野田委員) 福祉教育に学校の温度差があるとの記載があるが、学校内にボランティアセンターができたり、3月に行われるボランティアフェスティバルには大変多くの学校生徒が参加しているのを見る。高城地区でも11月3日の文化祭は学校と地域とともに取り組んできて、年々充実してきた。決して全員が無関心な訳ではない。私も現在まちづくり協議会準備委員として会議に参加しているが、民生委員も多忙だし館長さん方はいくつも役職を兼務したりして多忙を極めているようで、もっと人材がいたらいいし、ネットワークがあるといいと感じる。

(川口委員) 精神障害関係が細かくは出ていないように見受けられる。地域めぐりでは民生委員を通じて入り込むとスムーズだが、精神科や子育てのニーズが拾えないのではないかと。障害者自立支援協議会も活用いただければ、連携していきたいと思う。障害者の支援では各種手続きの難関も感じるので、権利擁護の体制づくりに向けて、市民後見人も含めて今後の充実を望みたい。中山間地は障害を隠して生活し、親が亡くなってはじめて生活課題が見える人も存在する。

(川本委員) 地域づくりの背景に地縁づくりがあり、その施策が必要である。地域の連帯をつくるためにまつりがある。まつりの復活が地域を巻き込んだ取り組みとなる。また、高齢者に役割を担ってもらうことが大事だと思う。

(今山委員) 障害者の方がどれだけいて、どのくらいのサービスがあって、どれだけ支援の手が届いているのか指標がほしいと感じた。現状が見えてくると、存在を知ることができたら支援が考えられるのではないかと。現在、法人で地域貢献を検討しているが温度差があって、地区社協をメインに検討が進められている。

(坂元晃委員) 計画が策定されたあとの活用について、地区の人が活用しようとした時に理解できるのか？ わかるのか？ 専門家でない人はわからないことが多いので、充分留意していただきたい。

(淵上委員) 行政から守秘義務の指導を強く受けているが、本当に困っていることを言っただけなのか不安もよぎる。今後の地域福祉では地縁が大事になるが、地域を巻き込むためには自治公民館長の力が大きい。館長向けの研修を連協長が考えられることだろう。60世帯ほどのアパートが担当地区内にあるが、情報が得られないところがありなかなか把握できない。

(興梶委員) 社協では生活困窮者制度を受託し事業を行っているが、総合相談と支援活動について、地域課題が大変幅広くなってきている。国に「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」が編成され、分野を問わない総合的な包括的相談支援システムが検討されはじめた。県社協が取り組んでいるモデル事業では、地域の連帯感をつくり、個の問題を地域（私たち）の問題へ、行政でやれること、社協でやれることを仕分けして取り組んでいる日之影町のような例もある。ひきこもりの方の就労支援で農業との連携の中で考えるなど、地域の多様な取り組みを考えていきたい。専門部会の柱が出されたが資料があった方がよかった。中味については助言者からアドバイスを受け、次回あたりは計画の全体像を議論する時期にあると思う。

以上

第3次都城市地域福祉活動計画 第4回策定委員会・専門部会合同会議 議事録

○日 時 平成27年11月19日(木) 11時30分～

○会 場 都城ロイヤルホテル 2階 紅鶴の間

○出席者 [策定委員会]

坂元和雄、瀧上澄雄、坂元晃、森本日良男、青木眞州男、木野田毅、立山静夫、川口貴博、桑畑守康、前田薫、植田美紀子、川本翰治、松田豊、興柁寛治、木脇義紹、池田吉平、島津久友、永田祐

[専門部会]

宮川文映、堀内大敬、内田文子、谷口祐樹、東由美子、岩井沙弥花、鶴田美鶴子、坂元敏志、玉利勇二、細野伸一、山森和久、栗山将平、村吉昭一、日高繁樹、石井澄子、和田和子、福留直樹、戸高博、田村真一郎、黒原清美、白尾清美、外山明美、高橋正彦、森小夜子、茶菌洋子

[事務局]

辻正明、大田勝信、櫻田賢治

- 次 第
1. 開会
 2. あいさつ 立山静夫委員長
 3. 第3回策定委員会のふりかえり
 4. 経過報告

- 協 議
1. 第3次計画の全体構成について
 2. 専門部会の審議状況と計画の骨子について
 3. 各課ワーキングの審議状況と計画の骨子について(専門部会、各課WG)
 4. その他

質疑応答

(興柁委員) まちづくりの中で災害について検討していただきたい。近年災害が多発しているが、私ども社会福祉協議会にとって災害は非常に重要な課題と思っている。また、社会福祉協議会が評価される1つの指標になってきている。災害については、日頃から要支援者の方々を支援する体制が整っているか、日頃のネットワークが構築されているかによって、地域住民の弱さ、地域の弱さがその場で露呈するという問題がある。

例えば、静岡市は高齢者の方々や避難を必要とする方々の1人に対してボランティアが2名ずつ安否確認を行うというシステムをつくっている。記憶に新しいと思うが、茨城県の常総市で河川の堤防が決壊し、被災して災害ボランティアセンター(以下「災害VC」)が立ち上がり、11月16日に「地域支えあいセンター」にようやく切り替えた。発災後、行政は当然インフラ整備に対応するので、一般の民家が被災したときの普及や被災した方々の自立・復興というところには手が及ばない。そういったところにボランティアや市民活動といった市民力を絞り出すことができるというところに社協の災害VCが重要な役割を果たしている。全国的にも災害VCは社協が中心になって立ち上がっている。

阪神淡路大震災以降、ボランティアの受け入れ体制に関しては社協が行うことが、地域防災計画のなかでも明記される自治体が大多数であると思われる。東日本大震災の被災3県におい

ても、全て社会福祉協議会が災害 VC を立ち上げて被災した家屋の支援、全国の社協のネットワークで応援体制を築いたが、これには様々な例があった。被災した社協は、なかなかそれまで地域の方々が社協って何をしてくれるところか知らなかった、ところが被災して災害 VC を派遣するなかで支援活動に対して高い評価を得てその後、社協の認識が高まり、それが会費の値上げにつながるなどの例もある。そういった話しが全ての被災地の後日談としてあがってきている。

そういう意味では、まちづくりの視点のなかで災害という部分を取り上げていただく方が賢明と思うし、全国的には医療現場では DMAT という医師と看護がセットになって緊急展開部隊を派遣するシステムがあるが、近年福祉版 CCAT という、例えば社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー、精神保健福祉士がグループになって、被災地に入って必要な生活支援の対象の方々にグループワークを行って支援するという手立て・機会をつくる支援体制が出来るところもある。

そういう意味で、都城にいる専門職の方々の連携を災害時にどうしていくかということも含め、災害時のまちづくりの視点をぜひ、入れていただけたらと思っているので、ご検討いただきたい。

(大田) 新燃岳が噴火したときに災害 VC を設置した経験がある社協としては欠落していた部分になるので、災害 VC、災害救援の対応ということを専門部会と相談して追加させていただきたい。

(植田委員) 引きこもりの子どもをもつ親の会を 15 年続けている。例えば公民館や社協など色々なところでも防災訓練があるが、出てくるのは年配の方と小学生、中学生くらいまで。何がいま足りないかと思うと、男の子が男になる、女の子が女になっていく、昔でいうと若衆や青年団といったものがない。

学校に行っていない人には、学校と地域の方が連携して色々とするが、引きこもりのように家に入ってしまうと何 1 つ情報がなく、親だけが情報の窓口になってしまう。ところが、親も隠してしまうので孤立してくる。本当に元気な若者が孤立してしまうけれども、そういった青年たちを青年団というか、若者が若者だけで何か言われたから行動するのではなく、若者が集まって教科書に載っていないところの人生のノウハウを覚えながら大人になっていく、この部分が今の社会に足りないような気がする。無理に係わりをつくって誰かに言われたからするのではなく、人間として生まれて男になっていく、女になっていく、この部分が何か足りなくて、仕事はしているが孤立してしまう若者が多い。

引きこもりの人は 7 割が色々な出来事、アクシデント、ストレスがあっても何とか回復できる普通の人、3 割がレジリエンスという回復し乗り越える力が弱い人がある。その 3 割の人をどのようにフォローしていくか、引きこもっている人に真心をもって愛情を持って長らく支えることができる人、あんちゃんみたいな人が現れると不思議と元気になって、働くことができるようになっていくと思う。学校とは別に、若者を育てていく場所をつくっていただきたい。そして真心をもって困った人を助けるという気持ちがある人が育つといいと思う。

(大田) ひとつづくりの部分で若者を育てるところを検討させていただきたい。

(桑畑委員) 介護保険制度が改正されて第 6 期計画が始まっているが、この 3 か年の間に総合事業に移行しなければならない。都城市には約 7 万人の高齢者がいて、要介護・要支援認定を受けている人が約 1 万人、20%程度が介護保険制度を利用している。我々、介護支援専門員は 20% の高齢者の方の支援をしているが、残り 8 割の方の高齢者のことには係わっていなかったけれ

ども、総合事業については介護予防、もしくは生活支援サービスでトータル的に高齢者の支援をしていかななくてはならないとなっている。

そこで、生活支援コーディネーターの具体的な計画、要支援者を地域で支援するようになるが、現行で行われている軽度生活援助事業など登録数は多いと思うけど実働的な部分でどうなのか。また、受託している都城市社協が今後も進めていくのか、お尋ねしたい。

地域包括ケアシステムを遂行していくうえであまり時間がないが、高齢者全般を支える視点を持って、介護や医療の部分ばかりでなく、住まいや予防、生活支援などの見過ごしていたところを反省しつつ、今後は地域包括ケアシステムを構築していくために微力ながらも努力していきたい。

(大田) 要支援の方々を地域で支えていくということで、その受け皿を地区社協も担う役割があるということで今年度、地区社協の年度当初の総会でそのところを意識してされている地域も結構あった。今後は早急に体制を固めて行かなければならないと考えている。併せて、生活支援コーディネーターについては理想としては地区社協に配置されるようなことが望ましいと考えているが、そこは行政の考えもあるので、行政の担当窓口と相談しながら考えていきたい。

(木野田委員) 福祉教育については地区社協との連携がやはり大きな力を発揮すると考えられる。来年、「日本福祉教育・ボランティア学習学会」が「みやざき大会 in 都城」を行う予定であるが、先日やまぐち大会が行われた。来年を機に、こういった福祉教育を高めて積極的にボランティア精神のある児童生徒を増やしていきたいと思っている。

(大田) 福祉教育と行政施策であるコミュニティスクールをしっかりと連携して取り組んでいくという話し合いがなされたので、この部分で十分検討させていただきたい。

(川口委員) 精神保健分野でも専門職だけでなく地域の方々、すべての方のスキルアップに繋がるような取り組みをしていかなければならないということを感じている。私たち精神保健福祉士会や看護協会、臨床心理士会などで自殺対策の仕事をしていただいているが、宮崎県は非常に自殺が多いところで経済的問題や健康的問題があるので、困窮者の部分に位置づけられると思うが、自殺対策を困窮者のなかに取り入れたらいいのではないかな。

(大田) 確かに抜け落ちている部分であると思うので自殺対策についても一度検討させていただきたい。

(前田委員) 要支援1、2の方々が総合事業に移行することで、受け皿としてどうなのかということを心配している。私自身が認知症関係に携わっていて、地域のなかで本当に使える力、50代、60代の方たちでボランティアとして活動してくださる方はいる。その方たちをどのように活かしていくか、力を貸していただけるようにもっていくのかということでは本当に今から対策をしなければならない。地区社協だけで行っていきけるのかということでは非常に不安に思っていて、そこには財源が必要で、ボランティアで来てくださる方はお金のことは言わないが、お金がないと常に来ていただける環境はつくれない。そこはやはり、市や財政の部分で連携していく必要があると思う。

それから前年度から言われている医療と介護の連携を考えてみても、この協議会のなかに医師会が入っていないので今後、連携といわれたら一緒に顔を合わせて協議することが連携ではないかと思っているが、医療が取り組んでいることを福祉系の人たちは知らない。両方で行えば良いがそこに何か線がある気がする。そうではなく一緒に行っていく仕組みをつくっていく

必要があると思うので、こういった席に医療の人に入っていただきたい。

(大田) 医療との連携が弱いという部分は専門部会でも議論をしていて認識をしているところなので、再度検討したい。また、総合事業の要支援 1、2 の受け皿についても課題であるので、繰り返しになるが十分検討したい。

(坂元晃委員) 地区社協とまちづくり協議会との連携強化ということが再三でてきたが、まちづくり協議会は平成 23 年から始めて、現在では高崎を含む 12 地区が設立している。残り 3 地区が年度内には設立するという事になっているが、まちづくり協議会ができてきたときにどのように取り入れたら良いか、どのように取り組んでいけば良いかということをおよびさんの意見を取り入れながら活かしていきたい。

(大田) まちづくり協議会と地区社協との連携というところも専門部会で議論していったところである。地区社協は個別支援とって個人のボランティアや在宅福祉サービスで個人を支援するような活動もあるところが地区社協の独自性である。一方、まちづくり協議会はなかなか個別支援までは踏み込めないが地域全体をカバーするということで、それぞれの独自性を保ちつつ連携していくというまとめをしているところなので、引き続き検討したい。

(淵上委員) 財源の話になるが、先日、久留米市の NPO 法人である青少年支援センターという所に行ったが、理事長から「お金は全部私が出していますよ」と聞いた。学習塾を経営されている方だからかもしれないが、引きこもりや不登校の学生を地元を集めて支援している。都城市にはそういった方はいないと伝えたが、やはり財源が必要だと思う。

それから、市の総合政策課で「まち、ひと、しごと創生会議」というものがある。行政と社協の横のつながりはどうなっているか。たくさんの意見が出ているが、そここのところも関連づけてほしいと思う。

(大田) 行政と社協の横の繋がりについては、今回の第 3 次計画がまとまったら行政の計画に提言する流れになると思うので、また話し合っていきたい。

(永田) ひとづくり部会で権利擁護センターの話がでてきたが、来年から障害者差別解消法という法律も施行される。日本は権利条約も批准して、例えば障害のある方の差別をなくしていく、権利擁護を行っていくということになっているが、残念ながら家庭ではなくて施設のなかで専門職が虐待しているということが報道され、そういった方が就労先で被害にあっているということも度々報道されるようになってきている。障害のある方だけでなく認知症の方の権利をどのように守るのかということも非常に重要な課題である。そのために成年後見制度などの制度があるが、単身化が進むなかでそういった方が権利擁護になかなか結び付かないという問題が非常に大きな課題になっている。センターをつくる、つukらないということだけでなく権利擁護の問題が非常に大きな課題となっているので、そういった部分もぜひ、ひとづくりのなかで進めていただきたい。

2 つ目は、まちづくりではまち協との連携ということが質問のなかでもあったが、このことも全国各地でこういった仕組みができていくなかで地区社協とまち協がどのように連携していくかということがとても大きな課題になっている。地域の皆さんが力を分散されるようなことになって余計に大変になったということにならないように、やはりしっかり連携していく。そのために良い事例は既にあると思うので、そういったものを計画で紹介することや、地域によってパターンは違うとは思いますが、地域の皆さんの力が分散しないようにぜひ、ここの部分を

っかり行っていただく必要があるのではないかと思います。

3 つ目は、生活困窮や子どもの貧困は非常に大きな課題で、そのなかでも部会のなかにある地域貢献協議会、ここにぜひ頑張ってもらいたい。社会福祉法人に対する新聞報道等で半分ぐらいは誤解されているところもあると思うが、色々叩かれるなかでこういった考え方が出てきた。いま、社会福祉法人の皆さんは地域に何か貢献していかなくてはならないと言われるようになってるので、社協として法人として一緒に行く非常に大きなチャンスだと思っている。もちろん、企業の皆さんもだが都城では施設等連絡会を早くからつくられているのでぜひ、活用されて法人の皆さんと地域の皆さんと力を合わせていく機会にさせていただくといいのではないかな。

3 つの重なりのところになるが、皆さんが連携するなかで知る機会や学習ということが非常に大事ではないかと思っている。それぞれどのようなことをしているのか。例えば、それぞれの分野の皆さんが様々な発言をされるなかで「そういう課題が地域にある」、「こんなことで困っている人がいらっしゃる」ということを知る機会がないと、なかなか自分たちが一歩踏み出す機会にもならない。したがって、中心には「学ぶ」「知る」「学習する」というキーワードが必要だと思う。そういうことが初めて繋がりになって、それが連携となっていくと感じた。

それから、こういったことをまとめていくための役割を担っていくのが 15 地区のコミュニティソーシャルワーカーといわれる人だと思う。ぜひ、社協の方で地区を担当する職員を配置して、こういった取り組みを地域でコーディネートできるような人材を社協でしっかり育成していただきたい。

最後に、各課の報告のなかでそれぞれの課の目指すところの話があったが、横に繋ぐような仕掛けがないかということを感じた。課で色々なことを取り組むことは良いことだが、それを横に繋いでいくような機能も必要である。

以上

第3次都城市地域福祉活動計画 第5回策定委員会 議事録

- 日 時 平成28年1月28日(木) 14時～15時50分
- 会 場 都城市総合社会福祉センター 2階 研修室
- 出席者 [策定委員会]
坂元和雄、坂元晃、森本日良男、青木眞州男、立山静夫、朝倉脩二、川口貴博、
桑畑守康、高木かおる、前田薫、今山良一、川本翰治、松田豊、興梠寛治、
木脇義紹、池田吉平、島津久友、永田祐
- [オブザーバー]
高野和良(九州大学大学院人間環境学研究院教授)
- [専門部会]
宮川文映、田村真一郎
- [事務局]
辻正明、大田勝信、櫻田賢治、森山慎悟
- 次 第 1. 開会
2. あいさつ 立山静夫委員長
3. 第4回合同会議のふりかえり
4. 経過報告
- 協 議 1. 第3次計画の全体構成について
2. その他

質疑応答

(森本委員) 大変よくまとまっていると思うが、計画を進めるにあたってはもっとみなさんの力が必要になるのではないかと思う。

(青木委員) 行政という立場で、今回あらためて行政との連携・協働が強調されているが、昨日、上野谷先生からも行政でも地域福祉をしっかりと取り組んでほしいということで念を押されている。また本日は県の支援計画の委員さんもお出席ということで、それらを踏まえて推進したい。市の地域福祉計画は31年度までの10年計画で3年ごとの見直しとなっているのが、県の支援計画が今般できたということで、これを受けて行政としても再度見直しを4月からやることを考えている。その中で、この活動計画にあえて入れていただいたということは非常にいいことだと思う。私どもの認識は、地域福祉に関する課題も非常に広がってきて制度がいろいろ複雑になってきており、介護保険等も毎年変更になるようなこともあるので、この計画に明確に打ち出していただいたことはありがたいことであるし今後、私どもが地域福祉計画の見直しをするにあたって取り入れられる部分があればと思う。一応、スタンス的には市の計画に基づいてということがあるので、これとの整合性を強めて確認することにつながっていければと思う。

(朝倉委員) ここまで作るのに苦労されたことと思う。最近の計画は数値目標を掲げることがあるが、例えば15地区にコミュニティソーシャルワーカーの配置やボランティアコーディネーターの配置が計画されているが、5年間のうちでどのあたりを目標としているか、スケジュールとの関連などはどう捉えたらよいか。

(大田) 専門職の養成ということでコミュニティソーシャルワーカーの育成を書いているが、5

年間分の半分半分のスパンでみていただけたらいいと思う。「CSW」コミュニティソーシャルワーカーの段階的な配置ということで、初期5地区、段階的な配置で次期5地区、そして3期5地区で、5年の間でという計画にしたが、出来ることなら直ぐにというような気持ちでいる。如何せん、財源の関係もあるので、このようなかたちで目指したいと思っている。ボランティアコーディネーターの部分ははっきり明記していないところである。

(川口委員) 自殺対策を盛り込んでいただきありがたい。障害の分野も横のつながりが大切だという認識にあるが、なかなかできていない現状にあるので考えていただけるとありがたい。

(桑畑委員) 改正介護保険制度が28年度から施行されることになっており、生活支援コーディネーターの配置が予定されているが、実際の人的配置についてどのような人の配置が予定されているのか？ そのあたりが不明でなかなか進んでいない。また、在宅医療と介護の連携ということで医療機関では入院が短くなり、医療度の高い人や高度医療の方を地域で支えられるか不安もあり、介護支援専門員だけではなく生活支援コーディネーターがどのような役割を担うのか、連携の必要性は強くなると思うので、具体的にはどうなるのかと感じているところである。

(大田) 現時点では、行政施策なので、行政が第一層の生活支援コーディネーターを来年度から配置されるというようにお伺いしている。我々社協は、15地区に第二層の生活支援コーディネーターを配置したいという気持ちではあるが、どのような人になっていただくか、専門職なのか、住民側なのかという具体的な話が行政と調整できていないので、その部分は社協と行政としてこれから早急に調整したいと思う。ちなみに、県社協が県から受託されて、生活支援コーディネーターの養成研修が2月に行われるが、市の方は第一層のコーディネーターが参加されると思うので、いつ頃からという具体的な話を行政と詰めていきたい。

(高木委員) 私の関わる保育園の仕事で引きこもりの相談が増えているので、園で独自に語り合う場を設けている。広げても広がらないという現実にも突き当たっていて、引きこもりの問題も難しいと感じている。都城に唯一ある大学として南九州大学があるが、せっかくの学生時代に大いに学んで社会に出て行ってほしいということで、将来、保育士や教員になる学生に多くのボランティア活動に参加してほしいと思う。学生だからこそできる立場にあり地域福祉で多いに学べると思うので、学生の持っている力は大きいと思うので、どこかに大学との連携を入れられないかと感じた。子どもの貧困も如実に現れており、500円玉できくわかめを買って食べている子がいたりするので、フードバンクなどの活動も大切だと感じる。

(前田委員) 計画策定に初めて参加したので計画づくりのプロセスが見えた。自身が地域ボランティア活動をやっている立場で考えた時に、この計画を地域住民にわかるように伝えるにはどうするのか、それは社協の使命だと思う。どうやって伝えていくのか。

(立山委員長) 年見町でもふれあいサロンを行っているが、ぬり絵などは効果があるのか。

(前田委員) 興味があられる方がいらっしゃれば大いに結構だと思う。ぼんぼりづくりもいい取り組みができたが、みなさんの感心がどこにあるかを見て、できたものを披露するとまた喜ばれた。

(大田) 具体的には、第一次の市の計画を作った後、これを普及させていかないといけないということで、作った翌年に行ったのが、自治公民館ごとに座談会をして周ることを行った。座談会は、行政職員も社協職員も寸劇を通して、地域福祉、地域の暮らしの困った場面を作って、

そういったものを観てもらって、7つの合言葉（①日曜日は自分の意志をもちましよう②月曜日は自分のことは自分で決めて、出来ることから行いましよう③火曜日は人に関心をもってというのを他人の心を思いやるゆとりをもちましよう④水曜日に助け上手、助けられ上手になりましよう⑤木曜日は始めの一步を踏み出しましよう⑥金曜日は進んで地域の活動に参加しましよう⑦我が都城を愛し、皆の地域を皆で作らましよう）を唱和して地域福祉を伝えていった。今回の計画もダイジェスト版でポスターを作って、行動宣言のようなものを使って、皆で地域福祉に取り組むようなことをしたいと考えている。

(前田委員) オレンジカフェにも来てもらえるのか。

(大田) ぜひ、呼んでいただけたらどこへでも出向きたい。

(前田) 集まれる方は良いが、公民館に集まれない方がいて、公民館の中の高齢者同士の人間関係の複雑さ等が地域の中にある。私も地域に入って初めて分かったが、そのようなことがおきってしまうのが地域である。公民館に集まれない方も、どこかで喜劇のような面白いものを観ながら地域福祉を分かってもらえたらいいので、様々な場所で、公民館以外でも希望される場所があれば出向いていったらいいかと思う。

(今山委員) 7つの行動宣言は、これが本当に地域で実現できたらいいなと思っている。私が活動するべいすんネットワークは19事業所が加盟し活動している。障害施設を利用している方、支援学校に通っている方はいいが、発達系や放課後デイなどを利用される方など多様で、学校と事業所の考えに違いがあってギャップを感じている。地域福祉をみんなでやっていく中で、みんなで理解しあいながら取り組んでいくといい。学校や事業所だけでなく市や社協と連携して障害の理解が進められて、引きこもりではないが地域に出られない障害者が外に出て来られるような場の提供や、ここに書かれていることが実現できればもう少し進むと思う。

(川本委員) この計画をどう地域に落とし込んでいくかが重要なのだろう。重点施策に掲げてある「ひとづくり」「まちづくり」「しくみづくり」の具体的なものがまさにお祭りである。ここではあえて日本の祭りと言いたいが、娯楽が多様化する中で何か楽しむための賑わいづくりになっているような気配もあるが、日本のお祭りは福祉である。地域のお祭りをもう少し丁寧に復興させるというか、再生させることが福祉の社会づくりには重要だと思っている。幸い都城には各地区に六月灯という伝統的なお祭りがあり、しかし、これが厳格な形で行われておらず、仕組みが非常に疎かにされていい加減に行われている。本来は厳格なルールがありマナーがあり地域への帰属意識を醸成する仕組みがある。それを丁寧に復興していくことが地域の福祉づくりを実現していくにはとても重要なことだと思う。おかげ祭りを始めて25年が経過、1300名を超える参加者が集うようになった。ここに、この地域福祉を投げかけると間違いなく、もし災害が起こったらおかげ祭りの衆はすぐにかけて炊き出しや復旧活動に駆けつけると思う。これはもう言い切るが、祭りにはそのような仕組みがすでにできている。子どもの引きこもりの問題があったが、不登校の子が祭りに参加している。祭りには若者を育てる機能もできている。多世代が交流する仕組みもできている。先人の知恵、昔は福祉という言葉はなかったかもしれないが奉仕という言葉で地域社会を構成していく仕組みが祭りを通して地域住民に落とし込んできたのだらうと思うので、この仕組みを地域住民にどう啓蒙啓発していくのか、もう少し議論をしていただくとありがたい。

(松田委員) 計画としてはよく出来ているので、実行性を持たせるものにしてほしい。策定委員

会の意見や推進大会のご提言で急ぎよ盛り込んだものも散見されるが、人や財源の問題もあると思うので、果たしてできるのか？ いい計画ができそうなので具体化されるといいなと思う。

(興梠委員) 大好きな立山委員長のもとで計画づくりに参加できて誇りに思っている。都城市の特徴はプロセスをととても大事にしていることである。今後は計画推進に役割分担が発生してくる。いろんなところに呼び掛ける際に、役割を担ってもらう方々に主体性をもたせることが大事かなと思う。災害にあったところで元々地縁があったところは被災後の復興も早い。例えば、市内で1000名も集まるようなおかげ祭りとジョイントする企画があってもいい。7つの行動宣言だが、昨日ユニバーサルデザイン審査会がありの審査委員を務めたところだが、ユニバーサルデザインはバリアフリーとかノーマライゼーションよりも広い概念で、使いやすくみんな平等に、という考え方だが、例えば小学生や中学生などで7つ行動宣言を使ったカルタづくりを募集するとか、それを福祉教育でやりながらおかげ祭りで発表するとか、いろんな連動性や、立体化もあっていいのかなと思う。県の地域福祉支援計画の中でも生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの関係整理を県段階でもしてほしいという指摘もあっているが、都城は地域福祉コーディネーターも多く存在しているし連絡会もあるので、フォーマルとインフォーマルをつなぐような活躍が期待される。また、その土壌がある。社会福祉法人の改革も急がれるが、上野谷先生は滋賀県で「滋賀の縁」の実践をなさっているが、色々なところがつながって生活困窮の解決に結び付いている。学校がつながり社会福祉法人がつながり地域がつながり自治会がつながり祭りの仕組みがつながると、かなり大きなところでの解決の方法論も出てくるのではないかと考えている。県や県社協の計画も必ずしも財源の裏付けがないところもあるが、県社協が目指すのは市民力を向上させよう、意識ある市民が一人でも増えれば仕掛けができる、仕掛けができると協働作業ができて底上げにつながっていくと思うので、計画が基礎となって底上げができるような支援を県社協としてもバックアップしていきたいし、一緒に行動したいと思っている。

(木脇委員) 私は現役のビジネスの世界の人間なので福祉はできていないが、ぼくらが出来ることは社員教育であり、人間教育である。計画のような社会ができれば都城は住みよい社会になるだろうと思うが、私も73歳になるので近いうちに福祉のこともしたいと思うが、さて自分は何ができるかと自問してみたが、みなさんのご意見を聞いて勉強になった。

(坂元晃委員) 単位公民館でサロン活動や見守り活動、健康づくりに取り組んでいる。しかし行きたいけど行けない人には送迎の手だてを考えたりしている。15地区の特色ある計画を立てているが、3月までに15地区全体にまち協組織が揃う。まち協も肩を並べて一斉に活動できることになったということで楽しみにしている。計画の完成が近いということで、この計画づくりに携わられた方に労をねぎらいたい。

(坂元和雄委員) 西岳地区は5年前の新燃岳噴火の被災地で、このまちづくりのなかでボランティアの支援体制について私たち自身が考えたことを述べたい。地域で意識付けを行うのは大変難しい。そのなかで我々は、災害現場に実際に携わって、視察やボランティアを受け入れる中で、議員の方が革靴で来られたことがあった。ボランティアの方には雨靴で協力していただくが、視察に革靴で来られて憤慨したこともあった。今回5年経過したということで先日、防災訓練を行ったが、えびの市の御鉢が爆発したら西岳はなくなるとの話を聞いた。これについては地域住民を網羅していくような対策を練っていきたい。こういった対策を各公民館は怠っ

てはいけない。

(立山委員長) 地区社協と公民館が本当に連携を図ってもらいたい。いまのところ、福祉と公民館は別々という考え方が根強い。近所の付き合いがどうにかならないかと思っている。いい方法はないものだろうか。近所の付き合いが福祉に一番関わってくると思う。時代が変わったといえばそれだけのことだが、我々人間である以上、近所の付き合いは必要だし、公民館でも地区社協でも、もっと掘り下げて交流や参加を求めていきたいと考えている。

(永田) 計画を策定してから10年以上経っているが、10年の間に色々なことが変化していると思う。いま、生活困窮など地域の課題が出ており、地域社会というのが、繋がりが希薄になっていること等、指摘されるようになってきている。一方で政府は、介護保険の総合事業や生活困窮者の自立支援法や社会福祉法人の地域貢献などの施策どれをとっても、地域社会に期待している。地域に期待し過ぎている部分もあると思うが、地域が基本であることを政策側は言っている。しかし、地域社会の力が弱くなっている現状もある。その中で社協を中心に民間の福祉活動をしている皆さん、行政の皆さん、地域の皆さんが協力して今後、どのような体制をつくっていくかということが、この活動計画だと思うので、ぜひここにあることを実行していくことが大事だと思う。また、この10年の間にどのようなことが注目されてきたか、1つだけ申し上げると、「制度の狭間の問題」が注目されるようになったと思う。そういったとき、分野を越えて色々な方が集まって話し合うことが大事である。この計画の中ではそういった話し合いの場として、1つは社協の中で話し合うことが提案されている。フラット会議というものだと思うが、まず社協は色々な部署があるが、社協は全国的にみても縦割りになっている。その社協の中をもう少し横断して、お互いが協力できるような体制をしっかりとつくっていくことがフラット会議だと思うので、これは社協の中で実現してほしいと思う。それから各分野の事業に携わっている外の皆さん、地域で色々な活動に携わっている皆さんが、一緒に解決に向かうような話し合う場ができればいいと思う。今日は1つ、社会福祉法人の地域貢献に絡んで地域貢献協議会というご提案があったと思うが、色々な分野の社会福祉法人の皆さんが、分野を越えた場にしていきたいと思う。もう1つ、行政に提言する場として、推進会議を作りたいということが謳われていた。民間で抱えている色々な問題を行政の皆さんが、しっかり話し合う機会をつくる場も大事にしていきたいと思う。そして、介護保険で生活支援コーディネーターの話が出たが今回、協議体をつくることになっていると思う。こういったのも新しい場を新たにつくるというよりは、皆で話し合っている場がたくさんあると思うので、うまく活用しながら、関係者の皆さんが集まって、都城の問題に力を合わせて解決していく場をつくっていただきたいと思う。活動計画は社協だけのものではなく、社協が地域の活動している皆さんと一緒にいきたいことを述べている計画なので、ぜひ策定委員会だけでなく実現していくために皆さんが集って、計画の内容でなく地域にある問題をどのように解決していくかを話し合える機会を継続していく1つの出発点にさせていただけたら嬉しい。

(高野) ご縁があって宮崎県の地域福祉支援計画にお呼びいただいているが、県の計画もまとめの会議が終わったところだが、「一歩踏み出していこう」というのが1つの「おせっかい」というキーワードで考えることになっている。いままでが遠慮しがちだったので、出来ることがあればみんなが声を出せるような雰囲気はこの宮崎でつくっていけたらどうだろうかということでもとまりつつある。活動計画が何を目指すのかということだが、やはり地域の中いろいろな

なニーズがあって、困っている方がいて、困っている方々に様々な組織や団体がいろいろなお手伝いをして、サービスを提供して、その方の問題が解決していくという1つの流れが地域のなかで動いていく仕組みをつくっていくと思っている。ところが、私が思うのは「ニーズ」と一言で言うが、ニーズを自分の口から困っているという人はあまりいないのではないかと思うし、気付いていない人もたくさんいる。ある所で調査を実施したときに、「食事に困っている方はどのくらいいるか？」という調査をしたら、困っている人は3割ぐらいだった。地域包括の方はそのことを聞いて、「困っている人は3割で、この地域は良かった」と言われたが、「地域の方がどのような食事をされているか調べたことがありますか？」と聞いたら、「ない」と言われた。実際に調べたら朝は食パンだけで、畑仕事が終わってまたパンを食べて、お茶飲んで、畑仕事に行って、昼にラーメン食べて、夜は焼酎と野菜炒めという話だったが、この人が食事に困っているかといえば困ってないと言う。ただ、バランスの良い食事をしているかといったらしていない。このように、ニーズを捉えるのは非常に難しく、社協だけで捉えられるかという決してそのようなことはない。色々な立場の人のニーズをどうやって捉えていくのかというときに、やはり社協だけでは無理なので、地域にある様々な組織や団体がニーズを、また社協も1つのメンバーとして集まって解決するためのきっかけになるような集まる仕組みというのが必要である。そして、この計画というのが、実は地域のなかで同じ目標を目指している方たちが一堂に会して計画を作っていくということで、そういった意味で非常に大事な機会で、この第三次の計画がさらに一歩進んで、社協の中でも話し合いをつくり、地域の中でも話し合いをつくり進んでいくことは、非常に力強い地盤が都城の中でつくられていると思う。もう1つ、社協の役割は、地域の中の福祉サービスの基準をつくっていくことだと思うが、高い水準のサービスをどのようにつくっていくか考えなければならない。そういう意味でも今後社協のなかで、計画の中に盛り込まれた色々な活動が社協だけの問題でなく、地域の様々な組織や団体と繋がりながら、より高い安心して利用できるサービスになっていけるのかを、次は評価のなかで確認していく仕組みもいるのかと感じた。そして、15地区の計画が活動計画のなかにあるというのは他にはないと思う。全地域の計画がきちんと盛り込まれており、他地区がどんなことをしているか晒されるわけで、自分たちの地域だけでなく他地区もみんなで進めようということになっており、都城市のみんなで見えていく取り組みになっている。こういった取り組みは素晴らしいと思う。

以上

第3次都城市地域福祉活動計画第6回策定委員会・第6回専門部会合同会議 議事録

○日 時 平成28年3月16日(水) 13時30分～15時10分

○会 場 都城市総合社会福祉センター 2階 研修室

○出席者 [策定委員会]

坂元和雄、森本日良男、立山静夫、朝倉脩二、川口貴博、桑畑守康、高木かおる、前田薫、川本翰治、松田豊、興梶寛治、木脇義紹、池田吉平、島津久友、永田祐
[専門部会]

宮川文映、内田文子、谷口祐樹、東由美子、鶴田美鶴子、坂元敏志、細野伸一、山森和久、大牟田智子、久保典子、栗山将平、村吉昭一、日高繁樹、石井澄子、和田和子、福留直樹、戸高博、田村真一郎、黒原清美、及川達也、外山明美、茶藪洋子、高田美樹雄、野元政宏

[事務局]

辻正明、上野誠、又木勝人、大田勝信、櫻田賢治、森山慎悟

○次 第 1. 開会

2. あいさつ 立山静夫委員長

3. 第5回合同会議のふりかえり

4. 経過報告

○協 議 1. 「第3次計画」最終案へのご意見について

2. 「スローガン」づくりワークショップ

3. 一言コメント

4. 助言者による助言

【スローガンづくりワークショップ】

6グループごとにワークショップにてスローガンを作成し、6つの中から投票にて6グループの案に決定した。6グループには社協会長賞が授与された。

1 G 「みんなとともに思いやりのまちになるみやこんじょ」 9票

2 G 「みんなが夢を語り、楽しみながら思いやりを育む それが地域福祉!!」 6票

3 G 「いつでも だれでも つながり ひろげる ご近所のわ(輪・話・和・笑)」 11票

4 G 「つながりを育む 思いやりのまち みやこんじょ」 17票

5 G 「ひとりひとりが地域の宝 いつまでも安心して住み続けたい都城」 8票

☆6 G 「みんなで育む やすらぐ未来! 今つなげよう 地域の力!」 21票

【一言コメント】

(坂元和雄委員) 各グループ力作だった。第3次計画がますます進むようみなさん一致団結して進めていければいいと考える。地域の力が一番大事ではないかと思うので、みなさん方のさらなるご協力をお願いしたい。

(淵上澄雄委員) 残念ながら我がグループは6票だった。裏切り者がいたかもしれない…。私のあと一票は当選したグループに投じた。当選されたメンバーのみなさん、おめでとう。

(森本日良雄委員) スローガンを楽しく決めさせていただいた。私たちは11票ということで残念だったが楽しかった。

- (朝倉脩二委員) 我がグループは8票ということで、グループメンバー以外の2票ありがとうございます。今、住んでいる地域でがんばりたい。
- (川口貴博委員) 見事優勝させていただいた。同じようなキーワードいっぱい出た。今後もがんばっていききたい。
- (桑畑守康委員) 敗因は栗山君のプレゼン力が弱かったのでは…。
- (高木かおる委員) うちが選ばれるだろうと思っていたが、6グループはさすがいいスローガンだった。決まった以上は地域のためにがんばりたい。子供たちにもわかりやすいスローガンで良かった。
- (前田薫委員) 3グループが選ばれるだろうとみんなで話しをしていたが、ご近所の「わ」で盛り上がった。6グループのスローガン、動くのは自分自身だと思っている。今、自分が動くということを考えていきたい。
- (川本翰治委員) 長い間一緒させていただいた、今日は善戦したのでまずまずだった。
- (松田豊委員) 都城の地域の力だなと感じた。今後も地域のいろいろなところで実力を発揮していただきたい。これからもいろんな意味で加勢していきたい。
- (興柁寛治委員) 今日は安心して県社協に帰れる。帰って一杯やりたい。この計画はみなさん方が協力して作っていただいた計画であり、そのプロセスが大事である。それぞれみなさんがやれることをやっていくことが大事であり、県社協としてもバックアップしていきながら、いい地域づくりができればと思う。
- (木脇義紹委員) 立派なスローガンができて、立派な地域が実現することを希望している。
- (東由美子専門委員) スローガンを胸に頭に残しながら、活動に取り組んでいきたい。
- (鶴田美鶴子専門委員) 策定委員会には平成14年度から参加している。小学生、中学生、先生、公民館、民生委員、ボランティアが参加して第1回目から参加した。福祉は乳幼児から高齢者、障害者、困窮者と幅が広い。30年間民生委員をしているが何と言っても地域の力が大事だと思うし、みんなの協力が必要である。
- (村吉昭一専門委員) それぞれ6つともすばらしいスローガンだった。どれが入ってもよかったが、このスローガンを胸にがんばっていききたい。
- (坂元敏志専門委員) 僕はキーワードに「楽しむ」と書いた。楽しみながら実行していけたらと思う。
- (日高繁樹専門委員) すばらしいスローガンが決まった。これからの活動に大きな元気をもらったような気がする。
- (石井澄子専門委員) 地区社協での仕事はたくさん増えるが、みんなと連携してやっていきたい。
- (和田和子専門委員) 楽しく委員会に参加した。ひとつひとつ地域の力が大事になる。みんなが力を合わせて住み良い中郷を作っていきたい。
- (福留直樹専門委員) 行政も協働のまちづくりをすすめている。今回もみなさんと協働しないとできないことであった。ここで培った力を広げて地域の力をつなげていこう。
- (戸高博専門委員) 毎回楽しく出席させてもらった、これからの地域福祉づくりを発展させることを願っている。
- (外山明美専門委員) さまざまな立場の方のお話が勉強になった。自分の視野を広げないといけないと自覚した。人に選ばれるとは何と気持ちのよいことか、このスローガンの「みんな」の

なかに私も含まれているので、自分にできることを考えていきたい。

(高田美樹雄専門委員) 福祉課3年目、福祉ってなんてむずかしいんだろうと感じていたが、計画策定に関わり少しは理解できるようになった。

(野元政宏専門委員) 学校教育も「今つなげよう」というスローガンに基づいて、いろんな方とつながりを作っていきたい。

【助言者による助言】

(助言者 永田祐氏)

開票速報だけで帰ることになるので、最後にコメントを申し上げたい。今回、何回か策定経過を見させていただく中で、これが社協だと強く思った。計画づくりで一番ダメなのはコンサル会社が入って全部書いちゃうということである。コンサル会社はきれいに書くが、どっかで見たような文章だったり、ほかでも使っている文章だったりする。都城の特徴はたくさんみなさんが一緒に協議して策定していくプロセスが非常にすばらしい。ただ人数が多ければいいというわけではなく、分野を超えたいろんなみなさんが協議をして、協働の体制＝土台ができてきた。これでおしまいではなく、実際に困ったときに誰々と一緒にやっていくというスタートにさせていただきたい。

まず1点目は、この熱意や思いを引き継いでいく場をつくっていただきたい。難しく言うと計画の進行管理と言うが、計画がきちっと実施できているかチェックしていくことになる。そういう場を作ってください、みなさんで計画がどのように進んでいるか、自分たちは実践でどう頑張っているか、自分たちはこんなことで困っているということを、継続して話し合う場を作ってください。計画づくりは単に計画を作っているのではなく、ひとつの実践である。つまり、これ自体が地域福祉の実践であり、みなさんが集まって協働していることである。

2点目は、計画の中身を拝見するとひとつひとつは大切であるが、時代の変化の中で変えていかなければいけないことがある。例えば、生活困窮者自立支援法とか新しい法律ができてくる中で、ともするとそれに結構振り回されるが、もちろんそれらに対応する一方で変わらないことがある。それは、みなさんが出していただいたキーワードであり、都城が育んできた地域の力というもので、時代が変わっても制度が変わっても変わらない土台になるものである。新しい制度に対応しつつ土台を確認できる計画になった。

最後にお礼として、特に推進大会の壇上で実践者と話して楽しかった。いろんな分野の方がいることが良かった。地域福祉は分野を問わない、分野を超えて実践することなので、今回の計画づくりもみなさんが集まって協議した。推進大会の600名の大策定委員会のアイデアもよかつたし、参加者に書いていただいた意見も前向きな意見が多かった。そういう意味で、この委員のみなさんと600名の参加者のみんなが作った計画だと思うので、これからもぜひ、みなさんと一緒に取り組んでいっていただきたい。

お礼というのは、社協らしい、社会福祉協議会らしい活動計画の作り方を学ばせていただいた。立山委員長のごあいさつもいい文章である。特に「いい計画ができた。あとは実践だ」と書いていらっしゃる。この計画を羅針盤にし、これを軸にそれぞれの実践を進めていっていただきたい。今日はどうもありがとうございました。

【社協会長あいさつ】

第3次都城市地域福祉活動計画の策定にあたり、平成27年6月16日に発足した策定委員会と専門部会が、本日をもって終了いたします。この間、委員のみなさまにはご多忙のところ会議に出席していただき、まことにありがとうございました。

みなさま方の熱心なご議論から、このようにすばらしい計画ができたと思います。

私ども社会福祉協議会といたしましては、これまでの計画づくりの気運を引き継ぎ、この計画を計画倒れに終わらせないよう、さらに気を引き締めて地域福祉の推進にあたっていきたいと決意を新たにすところでございます。

策定委員のみなさま、専門部会のみなさまには、策定委員会設置規程に基づき、計画策定の「作業終了」をもって任期を全うしていただきましたので、ここに委員としての任務を終了させていただきます。

これまでのご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも、さらなるご協力を賜りますようお願いし、最後のごあいさつとさせていただきます。

以上

第10 策定委員会ニュース

第3次都城市地域福祉活動計画

策定委員会ニュース①

《編集・発行》 第3次都城市地域福祉活動計画策定委員会事務局
社会福祉法人都城市社会福祉協議会

《所在地》 〒885-0077 都城市松元町4街区17号 TEL 0986-25-2123 FAX 0986-25-2103

《発行日》 平成27年6月22日

6月16日(火)、「第3次都城市地域福祉活動計画、第1回策定委員会・専門部会合同会議」を開催しました。策定委員21名、助言者1名、専門部会委員30名の体制がスタートしました。

策定委員会 開催！

開会あいさつ

都城市社会福祉協議会 会長 島津久友

これから策定に取り組む「第3次都城市地域福祉活動計画」は、都城市民が身近な地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉のまちづくりを推進する「都城市社会福祉協議会がすすめる地域福祉推進のための中長期計画」になります。もちろん、行政計画である「都城市地域福祉計画」と連動していくものです。計画づくりがいよいよスタートします。それぞれのお立場からご協議いただき、ご意見等をまとめ上げていきたいと思えます。これからの都城市の地域福祉推進のために活発な議論をお願いいたします。



島津会長あいさつ

委嘱状交付



島津会長から坂元和雄委員に委嘱状を交付

策定委員長・副委員長選出

- 委員長 : 立山 静夫氏 (都城V.O.協会)
- 副委員長 : 坂元 和雄氏 (市福祉連協)
- : 淵上 澄雄氏 (市民児協)
- : 坂元 晃氏 (市自公連)

専門部会の設置

今回は、策定委員会とは別に、重要施策を検討する専門部会を設置しました。

◆ひとづくり部会

- リーダー : 宮川 文映 (市社協)
- サブリーダー : 玉利 勇二氏 (中郷中)

◆まちづくり部会

- リーダー : 山森 和久 (市社協)
- サブリーダー : 日高 繁樹氏 (上東友愛ネット)

◆しくみづくり部会

- リーダー : 田村 真一郎 (市社協)
- サブリーダー : 外山 明美氏 (ボン太クラブ)

第2次計画のふりかえりについて

「第2次都城市地域福祉活動計画」（平成16～20年度）の達成状況を評価するにあたり、ふりかえりの作業を行いました。

第2次都城市地域福祉活動計画	第1 「地区計画」支援計画 ⇒地区計画を実施するための「地区社協」の充実強化 ①拠点の確保 ②機能強化 ③組織強化 ④地区社協事務局体制強化 ⑤事務局開設 ⑥財政基盤強化 ⑦支援体制の整備 ⑧活動強化 ⑨推進計画	⇒ 達成度 A
	第2 「市地域福祉計画」の実施計画 ⇒市計画を実施するための諸施策 ①地区社協事業 ②ボランティア情報センター構想 ③福祉教育の推進 ④総合相談体制の確立 ⑤都城市社会福祉施設等連絡会の充実強化 ⑥専門職の養成 ⑦情報化の推進	⇒ 達成度 A
	第3 「社協事務事業」改善計画 ⇒「事務事業アセスメント」によって、①事業を明確にし、②課題解決の方法を検討、③取り組み目標を決め、④計画化し、⑤実行する一連の見直し作業を既存事業ごとに行ったもの（51の既存事業の改善計画）	⇒ 達成度 B
	第4 「合併後」の社協基本計画 ⇒市町村合併に伴って生じる「社協法人合併」に対して、法人合併に関する基本的な考え方をまとめたもの（福祉区と地域福祉圏域の考え方について）	⇒ 達成度 B
	第5 社協経営基盤強化計画 ⇒社協基盤強化の取り組み ①組織「社会福祉法人としての役割認識」 ②財政「健全財政と効率化」 ③事業「必要と求めに応じた欠かせない事業の展開」	⇒ 達成度 D

〈A. 十分達成できた B. ある程度達成できた C. 達成度が低かった D. 達成できなかった〉

今後のすすめ方について

専門部会、社協内ワーキンググループでの協議をすすめ、出された意見・提案等を策定委員会でさら協議を重ねて、まとめ上げていきます。

次回の日程について

次回も策定委員会と専門部会を合同で開催いたします。

第2回 策定委員会・専門部会合同会議

★日時／平成27年7月23日(木)13:30～

★場所／都城市総合社会福祉センター2階研修室

次回は、本策定委員会助言者である同志社大学永田祐先生が来られます！



同志社大学社会学部准教授 永田 祐先生

職員研修会 聞く！

第3次都城市地域福祉活動計画づくりに向けて、平成27年6月11日（木）に都城市社協職員研修会を開催しました。各部署・担当レベルで抱えている様々な課題を共有し、その課題解決に向けて、5年先、10年先の目標を考えました。



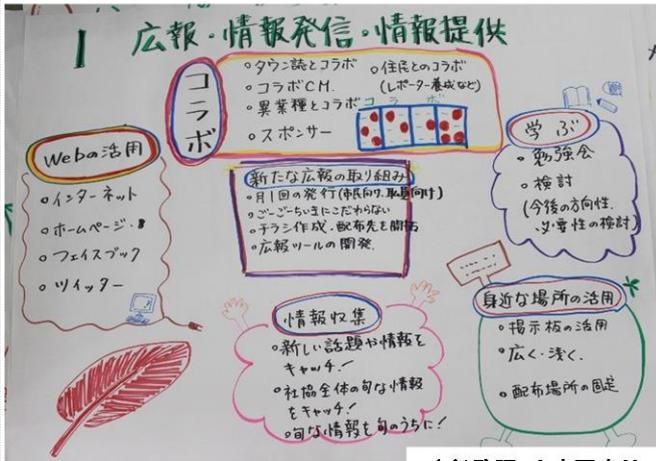
担当業務について課題を出し合い解決策を協議



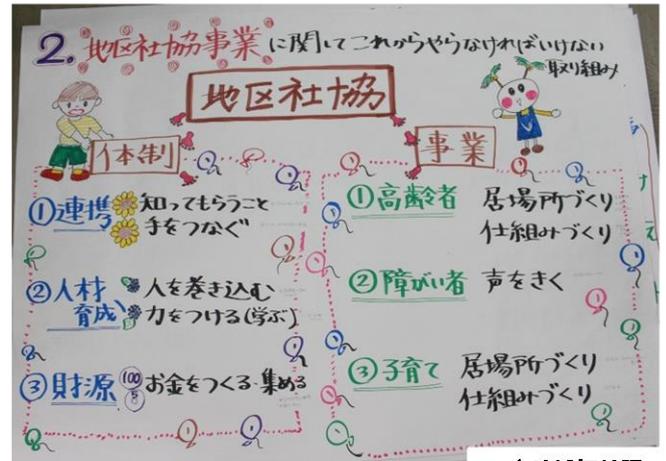
19グループに分かれ、熱心に協議しました

熱く語り合った成果です！

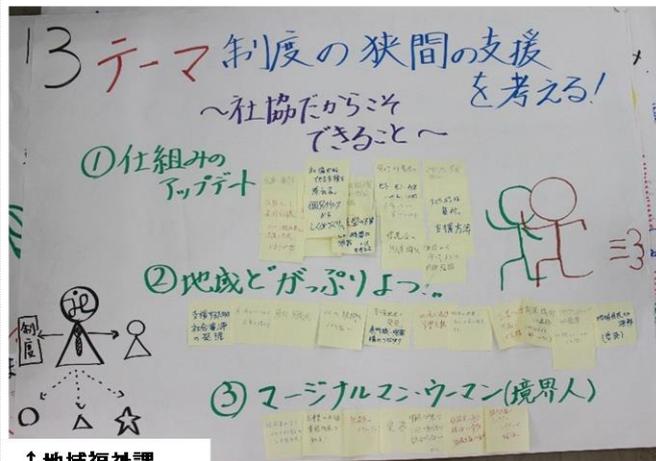
テーマは、各部署において、「これからやらなければいけない取り組み」でグループワーク！



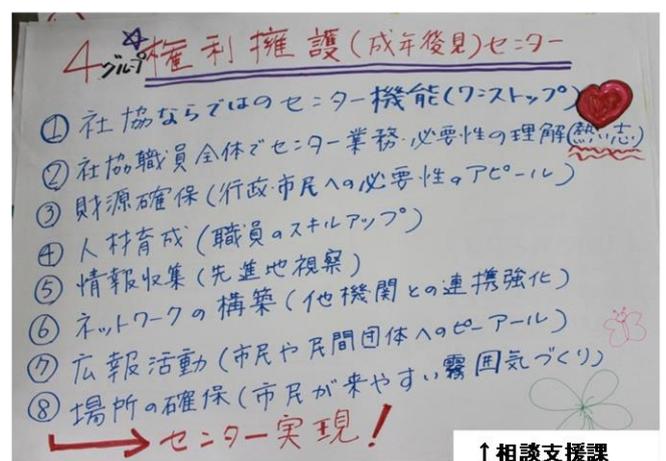
↑総務課・点字図書館



↑地域福祉課



↑地域福祉課



↑相談支援課

5 基幹相談支援センター 受託に向けて

基幹とは何ぞや? 共通理解を図る!

スキルアップ!! 事例検討学習会

行政との学習会

- 定期協議
- 場所の確保

事業の見直し 基幹相談支援センター 今の支援センター業務の 住み分け

人材の確保・育成

- 専門性を高める

↑相談支援課

6 社協事業と訪問介護の連携

困事の見見!!

- 利用者のほか職種を知る
- 事例検討にて共有する
- 社協の事業をヘルパにも知る

有償ヘルパエリアへの支援

- 介護保険外のヘルパのニーズ
- ここからヘルパのニーズ
- ヘルパのニーズ

ヘルパの勉強会・研修

- あんしんサポート
- 共同募金
- 生活困難者
- 職歴研修
- 車椅子
- ヘルパ支給

↑在宅福祉課

7 「居宅事介護事業に関してこれからやらなければいけない」

介護保険外でできる事を探そう

取り組み

- 家族力の強化
- 家族会の強化 (介護法の勉強会)
- 制度を知る (活用する制度の理解)

安心

- 諸手続きの案内外出
- 銀行に一緒に行く
- 夜間見守

交流

- 地域活動への参加
- 趣味活動の参加付添い場の提供
- 話し相手

暮らし

- 墓掃除
- ゴミ出し
- 大掃除
- 衣替え衣類整理
- 買い物へ一緒に行く

医療

- 通院送迎
- 病院内の作業
- 医師の話に一緒に聞いて
- わかりやすく説明する
- 入浴の手伝い

↑在宅福祉課

8 要介護者が住み慣れた地域で暮らしていただける為に!!

交流支援

- 職種サバス
- 公民館利用も
- 範囲狭まる場所
- 独居者宅への子供連れの訪問
- 身寄りのない高齢者
- 顔見知り(一般家庭)

ちよとに困事支援

- 服薬確認のみ
- 家庭の手入れ
- 電球の取り替え
- 衣替え
- 地域(取連)外への既食支援

見守り支援

- 散歩の付き添い
- 地域行事への見守り
- 家族不在(田中)送迎や付き添い

ゴミ出し支援

- ゴミ収集所に持っていく
- ゴミの分別をする

外出支援

- 買い物に同行する
- 病院受診に付き添い
- 病院内での受付や初動の手助けをしてくれる

趣味のお助け支援

- 入虎した時のペットの世話
- 生きがい作りの手伝い (花植え、草取り、水やり手伝)

↑在宅福祉課

9 Let's Shiwachi Show!

ひとりひとりの個性が尊重され 充実した福祉サービスや 地域で互いに支えあう

介護予防 with 地域交流

明日から出来るかもん

- 建物の開放
- 学校滞りのトイレ水の汲み場
- 利用者の知見袋 (おと達の顔、パソコン、おと達の顔、おと達の顔)
- 積極的な学生ボランティアの受け入れ
- 情報発信 (情報誌、HP、パンフ、Webコミ)

東京五輪までには出来るかもん

- 出前講座の充実
- 健康作講座
- 認知症についての相談会
- かんたん料理教室
- 一人暮らしのついで (おと達の顔、おと達の顔)
- 母親に行きつけ

住み組みづくり 将来出来るかもん

- 認知症カフェ (おと達の顔)
- 夏祭り、文化祭のイベント開催
- おと達の顔 (おと達の顔)
- おと達の顔、おと達の顔
- 認知症相談ネット

↑在宅福祉課

10 えらばせるほいく

たかいせんもんせい

- 保育の質向上
- 専門性のある保育
- ソフト(人材)面の整備
- 笑顔(顔)の態度

はたらさがい

- 働きがいのある職場づくり
- モチベーションのある職場
- 研修への積極的な参加
- 安心して働ける

かんきう

- ハード面の整備
- 子どもが楽しくあそべる環境作り
- 利便性のある位置
- おもしろい遊びと存分に楽しむことができる環境

ちいさなごころ

- ロコミ
- 地域との連携
- 保育園からの発信力を考える
- 困ったことの相談にのってくれる園
- 必要とされる保育園
- 地域との関わりを深める

ほごせしん

- 保育者支援の充実
- 子育て支援の充実
- 保育者と職員の距離が近い 共育できる環境

けんてん

- 保育の原点に立ち返る
- 子どもの発達を保障する
- 子どもの最善の利益を第一とした保育

↑保育課

11 テーマ(よりよい保育園づくり)

環境づくり

- 安心して過ごせる場所にする
- わくわくする遊びの環境づくり
- 子どもが自発的に遊ぶ環境

職員資質向上

- 保育士行動指針を注ぎ出す
- 気づき(気づき)
- 研修への参加

子ども・保護者支援

- 親子で安心して通える保育園
- コミュニケーションを十分にとり、信頼関係を築く

地域との関わり

- 地域への発信(国のアピール行事への誘いかけ)
- 地域支援
- 子育て支援・相談
- 障がい児への支援
- 待機児童への支援

↑保育課

12 テーマ『一斉保育から子どもが主体的に保育環境の見直し「遊び」を選択できる環境づくり』

内外研修を通して、今の問題点である遊びとリスクの発想の転換を保育士が行えるようにし、共通理解のもと、魅力ある内外のコーナー作っていく。

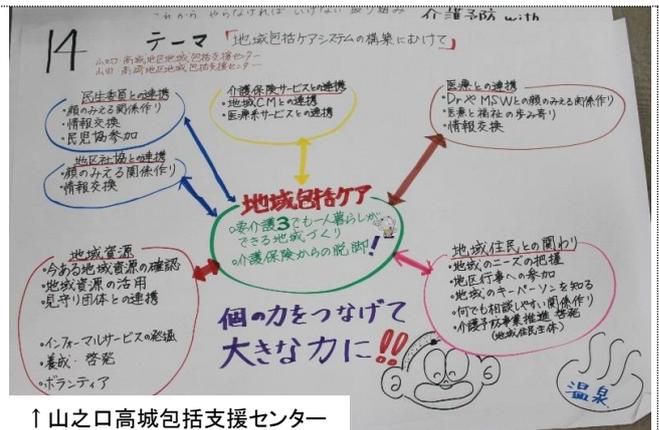
保育園

- 冒険心あふれる庭
- 食育
- ホッケー、ペインティング、ジャボン王、自由製作
- ままごと
- 野山探索
- 保護者の理解を得て共育

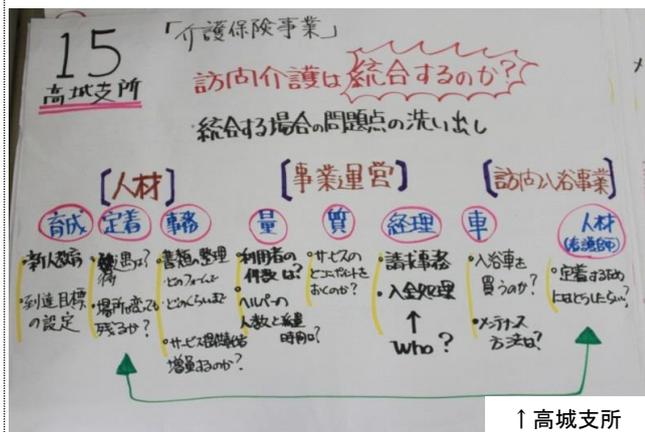
↑保育課



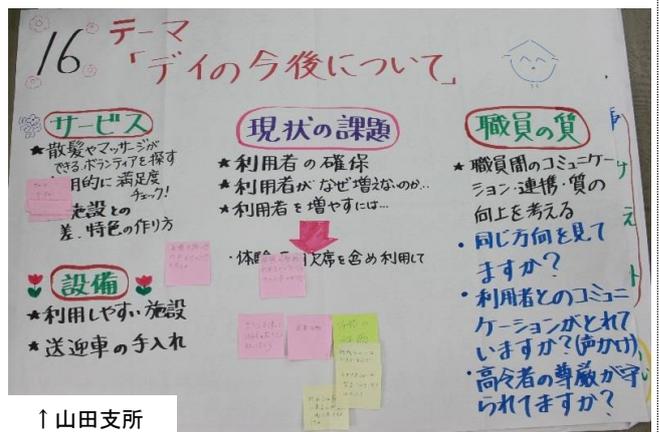
↑山エロ支所



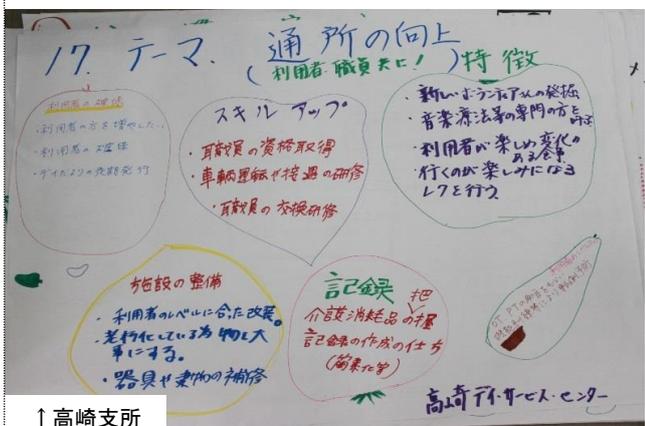
↑山エロ支所



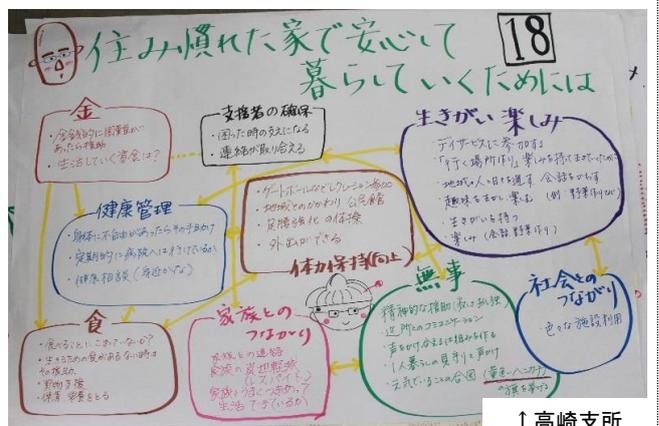
↑高城支所



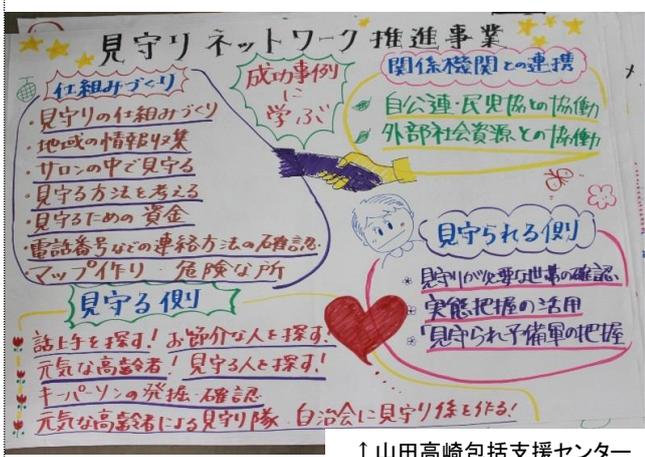
↑山田支所



↑高崎支所



↑高崎支所



↑山田高崎包括支援センター

編集後記

いよいよ第3次の地域福祉活動計画づくりがスタートしました。暑い夏に負けないくらいの熱い議論をこれからすすめられたらと思います。

↑ 策定交流会の様子 →

【文責: 社協総務課 櫻田賢治】

第3次都城市地域福祉活動計画

策定委員会ニュース②

《編集・発行》 第3次都城市地域福祉活動計画策定委員会事務局
社会福祉法人都城市社会福祉協議会

《所在地》 〒885-0077 都城市松元町4街区17号 TEL 0986-25-2123 FAX 0986-25-2103

《発行日》 平成27年8月17日

第2回合同会議開催！

7月23日（木）、「第3次都城市地域福祉活動計画、第2回策定委員会・専門部会合同会議」を開催しました。今回は、本委員会助言者である同志社大学社会学部の永田祐准教授にアドバイスをいただきました。

協議①

第2次計画の評価について

平成15年度に策定された「第2次都城市地域活動福祉計画」に関して、平成16年度から現在までの取り組みを達成度の評価シートとして協議しました。

2次計画の達成度評価については、まだまだ十分な振り返りができておらず、さらに検討を重ねていく必要があります。

協議②

現状分析(地域診断、「地域めぐり」の実施等)について

地域の現状分析をするための「地域診断シート」や地域のニーズ把握のための企画「地域めぐり」を提案しました。

「地域めぐり」は、現場訪問を行い、地域における福祉課題、生活課題を早期に把握することによって早期解決を図ることを目的としています。



地域診断シートと地域めぐり企画

助言者による講話

テーマ:地域福祉の今日的意義と地域福祉活動計画への期待

助言者:同志社大学社会学部

社会福祉学科准教授 永田祐 氏

《※講話からの抜粋》

- 地域福祉の意味と社協の役割について改めて考えてみましょう。
- 福祉サービスが必要になっても、地域の中で暮らしていけるように、みんなで地域福祉を進めていこう、というのが日本の社会福祉の基本的な考え方です。
- 地域福祉は、誰かがすすめるのではなく皆さんと一緒に推進していくものです。
- 地域福祉の定義とは、人は社会関係の中で暮らし続けるという視点で、その関係の中で生きていくことが可能な地域を住民と専門職が協働して作り出していくことです。
- 社会福祉協議会は、地域福祉を推進することを目的に、事業を企画したり、住民参加の支援を行い、社会福祉関係者の「協議会」となるべき団体だからこそ



同志社大学社会学部社会福祉学科准教授 永田祐 氏

活動計画の策定を呼びかけます。

- ▶ 都城市社協と行政が一緒に作った2003年の「都城市地域福祉計画」は全国を取り組みのモデルになっています。
- ▶ 第3次計画への期待として、①地域包括ケアシステムの推進、②制度を横断した取り組みの必要性、③地域と協働した発見から解決までの仕組みづくりの3点を議論していただきたいと思います。
- ▶ 地区担当ワーカーを適正に配置し、地区社協と連携して発見から解決までの仕組みづくりを考えてほしいです。
- ▶ 地区担当のワーカーには、縦割りを超えて地域への支援とひとりひとりの困りごとへの支援ができる能力をつけてほしいです。
- ▶ 私は「地域福祉という舞台」という表現が好きです。活動計画の策定委員会というオールスターキャストの舞台が整いました。皆さん、大事な登場人物の一人です。「協議会」としての役割を果たしてください。
- ▶ 様々な分野でのリーダーである皆さんと福祉関係者の協議会である社協が協力して、素晴らしい蓄積の上に、新たな都城市の地域福祉活動のビジョンを作っていただきたいと思います。またお伺いします、一緒に頑張っていきましょう！

永田 祐 (Yu Nagata)

◆略歴

1974年生まれ

上智大学文学部社会福祉学科卒業

慶應義塾大学政策・メディア研究科修士課程修了

上智大学文学部研究科社会学専攻博士課程修了

愛知淑徳大学医療福祉学部講師

同志社大学社会学部専任講師を経て、現職

◆専門分野

地域福祉、地域社会政策、コミュニティワーク

次回日程について

●第3回策定委員会

期日:9月29日(火)13:30~

場所:市社会福祉センター

3つの専門部会開催!

7月23日(木)の合同会議終了後、3つの専門部会を開催しました。

これから部会のテーマごとに「現状分析」、「先行事例の調査研究」、「ニーズ把握・ヒアリング」、「計画草稿」に取り組み、計画の素案をまとめていきます。



当日は25名の専門部会委員が参加

ひとづくり部会

◀問題意識・検討事項▶

- 地域福祉の担い手づくりをどう進めるか
- 専門職、セミプロ、自発的活動、一般市民の各層のひとづくりについて

●次回、ひとづくり部会日程

8月18日(火)16:00~市社会福祉センター

まちづくり部会

◀問題意識・検討事項▶

- 地域福祉圏域(中学校区)で、まちづくりと一体的に地域福祉の推進をどう図るか
- 地区社協、まち協、地域包括ケアシステム、地域での支え合いについて

●次回、まちづくり部会日程

9月3日(木)10:00~市社会福祉センター

しくみづくり部会

◀問題意識・検討事項▶

- 地域を支える環境づくり(組織や連携の在り方)について
- 個別支援と地域支援、制度外への対応、ふくしと教育などについて

●次回、しくみづくり部会日程

8月27日(木)15:00~市社会福祉センター

社協内各課・支所職員 ワーキングもスタート

課題解決のための取り組み

各課・支所事業における課題の抽出

6月26日（金）を皮切りに、各部署に分かれてのワーキンググループがスタートしました。

都城市社協の取り組む様々な事業に関して、これまでの取り組みを振り返りながら、現状把握を行い、課題の抽出を行いました。これからは、その課題解決のための取り組みを協議していきます。



まずは、事業項目の整理と課題の抽出から



職員にとっても担当事業を振り返り、これからの考える好機



KJ法を使用



担当外の事業の理解もすすみます



知恵と工夫を出し合います



限られた時間内で効率よく協議



計画づくりに向けての 職員研修企画②開催！

7月23日（木）、同志社大学の永田祐准教授を講師として第3次都城市地域福祉活動計画づくりに向けた職員研修企画の第2弾を開催しました。社協職員40名が参加し、計画づくりをすすめるにあたって、社協職員として地域福祉の基本的理解を図り、計画づくりに臨む意識の統一を図りました。

社協職員としてのこころざし

講師：同志社大学准教授 永田祐氏

《※講話からの抜粋》

- 2000年の社会福祉法成立によって、これからの社会福祉は地域福祉を推進していくことが明確になりました。
- 地域福祉を推進するためには、地域を支える機能（「地域支援」）と地域と支える機能（「地域と支える個別支援」）の両方が必要です。
- 社協は、社会福祉法で規定された市町村に唯一存在を許された地域福祉の推進主体です。このことは、住民は事業者を選択できるようになりましたが、社協は選べないということです。
- 法律上、「住民の参加」を支援することが明記されている団体は、社協以外に他にありません。
- 様々な主体が協力し合いながら支援が必要になっても社会関係を保ちつつ地域で暮らし続けていくことができるように支援していくことが日本の社会福祉の基本理念です。



永田先生から、社協へ期待のメッセージ

- 組織において人員が限られる中、地域で個別支援と地域支援をどう循環させるかを考える必要があります。
- 地域福祉を推進していくためには、「地域と専門職の協働」と「専門職同士の協働」とそれをすすめるための「場」が不可欠になります。
- それぞれ担当している業務を行うことは、当然のこと。併せて、社協が組織として地域福祉を推進することが求められていることを忘れないでください。



社協内での他部署との話し合う場づくりが大切

- 活動計画は、地域福祉実践の一環です。担当者だけで進めるものではありません。
- タコソボから一步前へ。担当する事業がどう社協全体、都城市全体の地域福祉と関連しているのかを発想すれば、自然と「仕事をこなす」のではなく「仕事を創造する」ように、「事務職員」から「ソーシャルワーカー」になっていきます。

第3次活動計画づくりに向けた研修①と②を通じて、職員としてのスキルアップ並びに、組織内連携を進める第一歩となりました。

編集後記

永田先生とは平成21年ぐらいからのお付き合いで、もう7年ぐらいになります。わかりやすいお話はもとより、相変わらずの「よかにせ」でした…笑。

永田先生、これからもよろしくお願ひします。

【文責：社協総務課 櫻田賢治】

第3次都城市地域福祉活動計画

策定委員会ニュース③

《編集・発行》 第3次都城市地域福祉活動計画策定委員会事務局
社会福祉法人都城市社会福祉協議会

《所在地》 〒885-0077 都城市松元町4街区17号 TEL 0986-25-2123 FAX 0986-25-2103

《発行日》 平成27年10月28日

第3回策定委員会開催

9月29日(火)、「第3次都城市地域福祉活動計画・第3回策定委員会」を開催しました。今回は、協議に加え、専門部会、各課職員ワーキング会議における協議の中間報告等もありました。

協 議

現状分析(地域めぐりの実施について)

地域の多様なニーズ把握のための「地域めぐり」の実施について、再度、具体案を提案しました。地域における福祉課題、生活課題を早期に把握するために、民生委員さんと社協職員と一緒に訪問していくものです。協議の中で様々なご意見をいただきました。

《※委員からの意見抜粋》

- ▶ 自治公民館長さん、地域包括支援センター、行政などの関係機関・団体等と連携して取り組んでください。
- ▶ 西岳地区では、モデル事業で先行的に取り組んでいます。1つの自治公民館あたり7～8名の気になる方がいらっしゃいます。
- ▶ 個人情報取り扱い等についても慎重に取り組んだほうがいいでしょう。

- ▶ 民生委員さんに限らず、ご近所の身近な方とも訪問するのも訪問世帯によっては、親しみが増すのではないのでしょうか。
- ▶ 大変な作業になるかもしれませんが、成功を祈っています。



民生委員さんと社協職員と一緒に地域をめぐります

策定委員会でお出されたご意見・ご提案を踏まえ、今後は、都城市民生委員児童委員協議会と連携しながらこの活動に取り組んでいきます。

次回日程について（※助言者である永田先生も参加されます！）

●第4回策定委員会・専門部会合同会議（※都城市地域福祉推進大会に合わせて開催）

期日：11月19日(木) 11:30～

場所：都城市総合文化ホール・ワークルーム

専門部会 進捗状況報告

重点施策の柱(案)(専門部会検討事項)固まる

ひとづくり部会

《専門部会委員》

宮川文映、堀内大敬、
内田文子、谷口祐樹、
東由美子、岩井沙弥花、
鶴田美鶴子、坂元敏志、
玉利勇二、細野伸一

《協議経過》

第1回： 7月23日
第2回： 8月18日
第3回： 9月16日
第4回： 10月26日

ひとづくり

1. コミュニティ・ソーシャルワーカー
2. 医療との連携(医療ソーシャルワーカー、保健師)
3. 権利を擁護する人材(生活支援員、専門職後見人、市民後見人)
4. イベントを通じた人づくり(映画、プラットフォーム、つながり)
5. 民生委員児童委員、自治公民館長
6. 障がい者を支える人材(週末、居場所)
7. 福祉教育(心を育てる)
8. 直接ケアの人材

まちづくり部会

《専門部会委員》

山森和久、大牟田智子、
久保典子、栗山将平、
村吉昭一、日高繁樹、
石井澄子、和田和子、
福留直樹、戸高博

《協議経過》

第1回： 7月23日
第2回： 9月3日
第3回： 9月25日
第4回： 10月26日

まちづくり

1. 地区社協ボランティアセンター、市社協ボランティアセンターの機能強化
2. 財源(使途)の見える化、財源づくり
3. 地区社協、まち協(→連携、共存)あり方「共働」のまちづくり
4. 自治公民館の福祉機能、福祉活動の推進、福祉課題の解決
5. 地域におけるささえあいの場づくり、受け皿づくり、サロン活動
6. 15地区社協の強化(組織、拠点、体制、財源)

しくみづくり

1. 生活困窮者支援
2. 地域で育つ、子育て・家族支援
3. みんなで創る地域のしくみ(地域包括ケアシステム)
4. 地域貢献による新たなしくみづくり(社会福祉法人、企業等)
5. 「境界をこえる」「システムづくり(総合相談体制)(権利擁護)(ネットワーク化)
6. 困っている人を支える地域支援体制(「困り感」がある人)
7. ふくしと教育の連携のあり方(学校)

しくみづくり部会

《専門部会委員》

田村真一郎、黒原清美、及川達也、白尾清美、外山明美、
高橋正彦、森小夜子、茶藪洋子、高田美樹雄、野元政宏

《協議経過》

第1回： 7月23日、第2回： 8月18日、
第3回： 8月27日、第4回： 10月27日

策定委員会・専門部会委員メッセージ

策定委員長

立山 静夫

都城ボランティア協会 会長

平成10年5月祝吉・西岳地区に第1期地区社協モデル地区に指定。その日から福祉事業が身近になり、ふれあいつきあいの場となりました。

祝吉地区社協は、現在、毎年1万人近い住民との交流があり、喜び楽しい福祉のまちづくりとなりました。しかし、20年近い歳月に超高齢社会の今日、どこの町でも老々家庭、ひとり人暮らし高齢者が多く、更に再び住むことのない空き家が目立ちます。この社会状況に私たちは、日常生活の中で明るいあいさつ、親切なつきあい、住民の方々が安心して暮らせるように、みんなが「都城に住んで良かった」と思える「福祉のみやこのじょう」にやりましょうや。



策定副委員長

淵上 澄雄

都城市民生委員児童委員協議会 会長

少子高齢化の傾向が年々増えてきそうな今後においては地域での福祉活動がますます期待されます。行政の支援はもちろんですが、地域住民を巻き込んだ福祉活動の展開や、そのために地区社協を中心に自治公民館、まちづくり協議会、民児協と事案などを共有し、横のつながりのある活動を期待します。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために！



策定副委員長

坂元 晃

都城市自治公民館連絡協議会 会長

第3次都城市地域福祉活動計画の作成が策定委員会及び3つの専門部会に多岐に亘る社会福祉関係者を配し開始されております。地域福祉の根幹である生活困窮者、障がい者等の支援をはじめとする真の地域福祉活動指針の計画となることを期待します。



策定副委員長

坂元 和雄

都城市地区社会福祉協議会連絡協議会 会長

地域福祉を各分野の皆様と協働し、希薄化が進む今日、地域連携を深め積極的に取り組む人材の育成が大事ですね。少子高齢化・人口減少が機能低下の要因でもあり、住民同士の絆を深め、行政・関係機関と地域が一体となり、安心して暮らせる地域づくりのために努めていきたいと思ひます。



策定委員

青木 眞州男

都城市福祉事務所 所長

きめ細やかな各地域ニーズの把握に努め、各専門部会での議論を深め、地域包括ケアシステムの推進等の活動計画を策定し、都城市民が身近な地域で安心して暮らし続けられるように、地域、社協及び行政が協働して「笑顔あふれるまち都城」を目指しましょう。



策定委員

木野田 毅

都城市社会福祉普及推進校連絡会 会長

⑤だんの②らしの①あわせを作っていく、近未来の大人づくりを学校は担っています。福祉教育やボランティア体験など、学校と社会福祉協議会が協働している都城市。第3次都城市地域福祉活動計画が完成した暁には、各活動がより深く素敵に展開していきますように。



策定委員

川口 貴博

都城市障害者自立支援協議会 会長

都城市障害者自立支援協議会の代表として参加させていただいております。医療や福祉の専門職として多くの方々との連携を図り、生活に様々な困難を抱える方たちが、「当たり前」に、幸せな生活ができる都城市」を実現できる計画、取り組みを期待しています。



策定委員

松田 豊

民生委員児童委員(元・都城市社協事務局長)

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施を行うことがその働きの1つとして掲げられています。公的機関の下請だけでなく、住民のための事業を積極的に行うことです。また、現在、行っている事業の思い切った整理が必要ではないでしょうか。



策定委員

前田 薫

認知症のひとと家族の会 会長

地域包括ケアシステムの構築に向けて、「第3次都城市地域福祉活動計画」の果たす役割には大きな期待がかけられています。期待に応じるために、地域の元気な高齢者が支援の必要な高齢者や障害者、子どもたちを支えるシステムの構築に向け、迅速な対応を検討したいものです。



策定委員

川本 翰治

おかげ祭り振興会 会長

地域福祉を推進する上で希薄化する地域連帯の再生は不可欠であり「自分たちの地域は自分たちで」と言った空気づくりが大切であると思います。この度の「第3次活動計画」にこうした地域を喚起させる施策が織り込まれることに期待し、提案に努めてまいります。



策定委員

今山 良一

べいすんネットワーク 会長

都城市に障がい者の方々がどれくらいいらっしゃるのか、また各障がい福祉サービスをどれくらい利用されているのかなどは知りたいです。そのためには、地区社協、民生委員の方々に協力し、障がい者宅へ訪問を行い調査し、少しずつでもサービスを提供していきたいものです。



策定委員

興 梶 寛 治

宮崎県社会福祉協議会 地域福祉部長

策定作業における「気付き」を大切にして、市民一人ひとりが主役となり、力を結集し新たな絆を築き、誰もが尊重され助け合う住み良い都城となる計画として設計図が示されました。市民の主体性を喚起し、行政、関係機関・団体、施設等が協働し行動、実践できる計画としたいものです。



策定委員

木脇 義 紹

都城市共同募金委員会会長

赤い羽根共同募金運動が始まって70年。

時代は大きく変わりましたが、たすけあいの精神は今も引き継がれています。赤い羽根共同募金は、地域を支える貴重な浄財です。これからも「じぶんのまちを良くするしくみ」が都城の地域福祉活動に活かされることを期待します。



策定委員

森本 日良雄

都城市社会福祉施設等連絡会 会長

地域福祉コーディネーターの立場でもあり、福祉はもちろんのこと、生活困窮者自立支援制度も活用し、地域のすべての人により良い暮らしやすさを提供できるように少しでも支えになれると良いなと思っております。これからも自分のできることは精一杯やってみます。



策定委員

川崎 順 子

九州保健福祉大学准教授

誰もが安心して暮らせる都城市とは、「誰か一人でも不安になりそうな時に、いつでもどこでも『つながること』によって安心に変えられる地域である」と言えることだと思います。この活動計画が着実に実践され、そんな都城市が実現することを期待します。



策定委員

朝倉 脩 二

NPO法人きらりネット都城代表理事

どうしてこんな格差のある社会になってしまったのか。10年前には思いもしなかった課題が山積しています。この第3次活動計画がそうした問題に真正面から向き合い、地域の力で解決していけるものになることを願っています。微力ながら住んでる地域で頑張ります。



策定委員

桑畑 守 康

介護支援専門員協会会長

高齢になって、もしも支援が必要になっても、今までのように住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように地域包括ケアシステムの構築が必要とされます。介護支援専門員も地域福祉に貢献すべく努力をしていき、第3次活動計画に参画して地域の期待に応えたいと思います。



策定委員

高木 かおる

法人立保育園会事務局長

都城に唯一ある大学として南九州大学との連携・協働もこれから重要になってくるのではないかと思います。学生時代に多くのボランティア活動に参加し、若い世代として、地域福祉を学んで、その実践に関わってほしいと思います。今回の第3次計画の実践に若い力がもっと注がれ、さらに都城が元気なまちになることを期待しています。



専門部会委員

日高 繁 樹

上東友愛ネット 会長

「みんなとおしゃべりできるのが楽しい」。サロン活動で聞かれた参加者からの声です。これからの福祉計画には、住民主体の活動を多く取り入れ、健康長寿を目指した取り組みが求められています。喜びの声が多く聞かれ、楽しく活動できる計画づくりに努めていきたいです。



専門部会委員

東 由美子

ちっちゃなお家みづき 所長

今の都城市には地域福祉に関する各分野において、素晴らしい人材や想いがあふれています。それらをつなげ、活かしていくことが出来ると期待しています。20年30年先の強く明るい都城市の地域福祉の基礎となる計画を完成することが出来ると強く思っています。



専門部会委員

村 吉 昭 一

高崎地区まちづくり協議会 会長

戦後70年、物の大事さから使い捨て時代へ。確かに社会はすべて豊かになっています。一方では、少子高齢化、人口減少、自治公民館や民主団体の機能低下、制度福祉の限界の状況があります。「若者が理解出来る福祉」、「人と人との絆を大切に助け合いの社会」、「自分に出来る事は自分で」、「住民同士の相互扶助」、「近隣同士は努力し支え合う地域づくり」を期待します。



専門部会委員

玉 利 勇 二

中郷中学校 校長

地域活動を活性化し、地域力を高めるためには、地域活動等を積極的に取り組む人材の育成が重要です。今後、学びやボランティア活動を通じて身に着けた成果を、地域社会へ還元する意識の高揚を図り、地域づくりに参加参画する人材の育成、活動に期待します。



専門部会委員

戸 高 博

都城市介護保険課地域支援担当

地域福祉推進のため、専門部会では、より良い活動計画ができるよう微力ながらご協力できればと思います。この活動計画が出来上がった後、市民や関係機関、団体等と連携を図りながら、実行されることを期待しております。



専門部会委員

高 田 美樹雄

都城市福祉課主幹

この計画策定の専門部会に参加させていただいて、ありがとうございます。

福祉サービスを利用する人の暮らしのニーズが多様化する中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できる社会を構築するため、この計画の実現に向けてお互いに頑張りましょう。



策定委員

植田 美紀子

みやざき楠の会 代表

長期間自宅にひきこもり、社会的な活動ができない人々が全国的に増加し、かつ高齢化・貧困化しています。

都城市においても、同様の傾向です。この長期計画で将来誰でも起こりうる問題として、ひきこもり問題への取り組みを明確にされることを願っています。



専門部会委員

野元 政宏

都城市教育委員会指導主事

都城市教育委員会では各学校に学校運営協議会を設置し、全ての小中学校で地域と協働して子どもたちを育てるコミュニティ・スクールを目指しています。今後、福祉活動が益々推進され、「地域と共にある学校づくり」がさらに進められるように努めていきます。



専門部会委員

森 小夜子

都城ヤクルト販売㈱ 主任

今回、策定員会専門部会委員として参画させて頂き、初めて聞く内容・文言と題材の大きさにイメージすることも難しく、責任の重さを痛感しています。企業として少しでもお役に立てるように勉強させていただき、また多くので出逢いを今後の地域発展に繋げ、活かしていきたいと思ひます。



専門部会委員

坂元 敏志

m-20 南九州 代表

これまでに「地域福祉」の視点から私自身の活動（映画上映会）を見つめたことはありませんでしたが、重なる部分も多いのではないかと感じ始めています。新しい活動計画に盛り込まれる皆様の想いを共有しながら、策定後も実践を続けて参りたいと思ひます。



専門部会委員

外山 明美

ポン太クラブ代表

様々は分野の方のご意見を聴くことができ、もっと視野を広げ、知識を持って考えていくことが私自身に必要なと感じました。「障がいの有無に関わらず、困っている人がいたら当たり前のように助け合える都城市」、自分に出来ることから始めようと思ひます。



専門部会委員

細野 伸一

都城市祝吉・沖水地区地域包括支援センター管理者

都城市における地域福祉を推し進めるために、あらゆる分野の方々と協働していく必要があると考えています。計画策定のみならず地域福祉の活動として実践していけることを期待し、また可能な限りの協力をさせていただきたいと思ひます。



専門部会委員
鶴田 美鶴子
民生委員・児童委員

平成15年の都城市地域福祉計画の地区策定委員会から計画づくりに関わってきました。当時は、小・中学生の策定委員会でした。福祉は本当に幅が広いです。30年間、民生委員児童委員として活動していると何と言っても地域の力が大事だと思いますし、皆さんの力が必要だと感じます。



専門部会委員
和田 和子
中郷地区社会福祉協議会事務局長

住み慣れた地域で、みんなで支え合いながら、いつまでも元気で暮らせていけるような仕組みづくりを目指して、計画を作りたいと思います。力不足を痛感していますが、勉強させてもらいながら頑張ります。



専門部会委員
高橋 正彦
地域包括支援センター管理者

策定委員会専門部会への参加を通じ、各分野の現状や今後の展望などを聞くことができ、各分野が境なくつながることが重要だと感じました。医療、福祉の専門職で協働し、この第3次活動計画を実現できるように地域福祉に取り組んで行きたいと思えます。



専門部会委員
石井 澄子
民生委員・児童委員

第3次都城市地域福祉活動計画に参加し地域での活動の大切さを学ぶことが出来ました。少子高齢化の中でお互いがそれぞれ見守り共働することが求められていると思います。活動計画がその地域に合うよう他機関と連携しながら、みんなが楽しく住みやすい町になるよう期待します。



専門部会委員
福留 直樹
都城市コミュニティ課副主幹

色々な分野でご活躍されている方々のご意見を聞くことができ、大変良い経験をさせていただきました。ありがとうございました。



第3次都城市地域福祉活動計画策定委員会策定委員・専門部会委員の皆さま、熱いメッセージをありがとうございました。

第3次都城市地域福祉活動計画

平成28年3月28日策定

社会福祉法人都城市社会福祉協議会
〒885-0077 宮崎県都城市松元町4街区17号
都城市総合社会福祉センター
tel 0986-25-2123 fax 0986-25-2103